

令和元年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月12日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月12日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全 課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	環境課長	石原 己樹
		子ども 課長	舘林 久美	保険医療 課長	不破 生美
		介護支援 課長	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝			
消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖	
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	伊藤俊一	①JR蟹江駅周辺のまちづくりについて……………	13
		②今須成線の開通を急げ……………	22
2	高阪康彦	災害対策を問う……………	30
3	黒川勝好	JR蟹江駅周辺まちづくり進捗状況を問う……………	38
4	飯田雅広	母子保健対策は万全か?……………	49
5	水野智見	①土木事業計画のありかたについて……………	61
		②防災対策のありかたについて……………	74
6	戸谷裕治	教育に親子の声はとどいているのか……………	86
7	板倉浩幸	①加齢性難聴に係る補聴器購入助成の創設を!……………	101

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和元年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行ったのち、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出をいただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

皆様のお手元に、飯田雅広君と板倉浩幸君の一般質問に関する資料の配付をいたしておりますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

総務部長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○総務部長 浅野幸司君

改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ご報告申し上げます。

去る12月4日水曜日に発生いたしました電算業務のシステム障害について、その経緯と町の対応状況をご報告いたします。

初めに、経緯といたしまして、役場内の住民情報基幹システムが12月4日の水曜日の午前11時ごろ、突然使用できなくなり、取り急ぎ、電算業務委託先業者でございます日本電子計算株式会社名古屋支店に連絡をいたしまして確認をしたところ、他の一部の自治体でも同様の事象が発生しているという回答でございました。あわせて、重大事案として早急に原因を調査し、即応するよう業者に強く要請いたしました。

同日の正午ごろ、町といたしまして行政サービスへの影響を極力緩和するため、同業者と協議の上、急遽、バックアップサーバー、これは予備的データを保存している機器でございますけれども、そういったバックアップサーバーを利用いたしまして、応急的に業務を再開

することといたしました。

翌朝、12月5日の木曜日にも状況が変わらなかったために、直ちに町の公式ホームページにシステム障害の発生の旨と各種証明書の発行等の一部の手続が行えない旨を掲載いたしまして、同日の午前9時から委託業者の営業担当者同席の上、民生部を中心とした今後の窓口対応会議を開きまして、同業者から同社が担当する約50団体に同様の事象が発生しているという現状及び復旧までの応急的な対応を聴取いたしまして、情報を共有いたしましたところで

す。

その後、同日、12月5日の夕刻に業者からシステム障害の原因が千葉県にございます集約的なシステムデータを扱っておりますクラウドセンターのソフトウェアの障害であるということが特定されたこと及び復旧には相当の時間を要する旨の報告がございました。

翌日も状況は変わらず、最終的には12月8日の日曜日午後5時ぐらいにおきまして、ようやく業者の復旧作業にめどが付き、本来のサーバーも正常稼働が確認されたため、12月9日の月曜日、午前8時半から正式に再稼働でき、現在に至っております。

結果といたしまして、3日間の役場窓口業務の停止によりまして、各種保険料の納付確認等、17人の住民の方に多大なご迷惑をおかけいたしました。町といたしまして、今回の事態を厳粛に受けとめまして、住民の皆様には深くおわび申し上げますとともに、電算委託業者に再発防止を徹底させ、今後、しっかりと体制を整えてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 安藤洋一君

これで、行政報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 伊藤俊一君の1問目「JR蟹江駅周辺のまちづくりについて」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

おはようございます。

初めてのトップバッターだと思いますけれども、傍聴席に結構関係の皆さんがおみえになっておりますので、わかりやすく答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

7番の伊藤俊一です。

議長のお許しをいただきましたので、「JR蟹江駅周辺のまちづくりについて」と題しまして質問をいたします。

1つ目といたしまして、J R蟹江駅自由通路新設及び橋上駅舎化事業については、平成28年9月、この議会において、私、伊藤俊一を始め、賛成多数で可決をされました。

それを皮切りに、事業が推進され、現在では工事もかなり進捗をいたし、駅周辺の景色も様変わりし始めております。現在の工事の進捗状況と新しい駅の供用開始時期を確認いたしたいと思います。

私は、令和2年12月後半と理解をいたし、町民の皆様に機会あるたびに、令和2年12月後半と説明をいたしてまいりました。町民の皆様に、このクローバーテレビの前ではっきりとその時期をお答えいただきたい、そのように思いますので、よろしく願い申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

改めまして、おはようございます。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成28年9月議会におきまして、本事業の議決をいただきました。その後の進捗状況でございますが、ことしの2月には仮駅舎が完成しまして、駅機能を移転をさせていただきます。

その後、本格的に工事に着手をいたしまして、この11月にはホームの上部に自由通路にする部分を架橋し、周辺の風景も様変わりをしているような状況でございます。

J Rとの協定工事の進捗率としましては、事業費ベースでいいますと、平成30年度末で27%、今年度末で53%を予定しております。工程的には予定どおり進んでいるような状況でございます。供用開始時期につきましては、現在は令和2年の12月から令和3年の1月の間を今予定してございます。

その理由としましては、現在は、12月で供用開始ということで周知は今しておりますが、本体工事自体についてもおくれはございません。ただ、附帯工事でございます北側の駅前広場の工事の一部が、本体工事が完了後でしか行えないような事情がございまして、供用開始時に駅前広場全てが完成しないような可能性がございまして、駅利用者が確実に安全に利用できる状況を勘案しますと、供用開始日をもしかすると1月にやむを得ず変更する可能性はございます。できるだけ早い段階で日程を決定しまして、改めて周知のほうをさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今話を聞きますと、以前から議会でもいろいろ資料等もいただきながら、12月の半ば過ぎごろには供用開始できるという話がたびたびありましたけれども、今のお話ですと、どうもその辺が危ういと。まだ1年先でありますので、その辺はもう一度J Rのほうと折衝していただいて、これは本当にもう何年も前から、それを来年の12月にはもういよいよ駅舎が使える、橋上駅として使えるということで楽しみに町民の皆様はお待ちになっておると思います。

また、そして議員の皆さんも、この辺のことは、まさか1月になろうということは思ってもみないと思いますし、その辺どうですか、町長、そういったお話はもう町長も承知の上で担当者が答弁をしているということですか。

○町長 横江淳一君

今、担当次長が申しあげましたとおり、順調に工事は実は進んでございます。

鉄道事業者というのは、本当に地域の皆さんの、利用者の安全をまず最重要に考えます。今、説明の中で、北側のロータリーの整備とともども、安全に十分注意をして供用開始をしたいというJRのお話があるということは聞いてございます。

我々、皆さんにお話ししているのは、12月に供用開始ができるだろうというふうに今でも思っておりますが、いろいろな日程の調整で最終的にはまだ細かい詰めが今現在の段階ではできておりませんが、できるだけ皆さんのご期待に沿うような、これからもそんな方法で、決して1月に甘んじているわけじゃございませんので、そのことだけのご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

こういった、ひょっとして1月になるかもわからんということを知るのは、きょうが初めてであります。来年の1月ね。

(「再来年」の声あり)

○町長 横江淳一君

今、答弁させていただいたのは、一応、来年の12月に供用開始する、令和2年の12月に開始をする、ただ、ロータリーの整備、それから乗客の安心・安全をしっかりと確保するために、ひょっとするといろいろな要因の中で1月にずれ込む可能性としてはゼロではないですよということを一応JRから言われておりますので、やっぱり我々としては、先ほど答弁させていただきましたとおり、12月、年末に供用開始をするというよねということは、もうずっと今でも計画としては変わっておりませんし、進捗率も順調に今そこまでいっていることも事実であります。ですから、再来年の1月というのは、別に今ここで初めて出したわけじゃなくて、話の中では、ひょっとするとということはあるかもわかりませんが、伊藤俊一議員の質問に今真摯にお答えをさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。決して、1月に甘んじているわけじゃございませんので、それだけのご理解ください。よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

こういった一般質問の機会を捉えて、そういった変更に近いような話をされることはいかかなものかと。もっと、議員だけにでも、少しでも早く知ることができれば、町民の皆様にそれぞれの議員がそれぞれの立場で報告ができるということだと思っんですね。

やっぱり、広報に出したりネットで紹介したり、そういったことだけで事が足りるということではない。そういったことだけは、これから十分気をつけていただいて、おくれのないような形でぜひ努力をしていただきたい、そんなふうに思います。

そして、2問目でありますけれども、JRの蟹江駅の工事着工時には、起工式が開催をされまして、私、地元議員の代表として招待をしていただきました。

供用開始時には、竣工式的なセレモニーは開催されるのかお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えさせていただきます。

来年度の供用開始時には、工事が無事完成したことを関係者に披露するとともに、ご協力いただいた方に感謝の意を伝えるためにも、竣工式は開催する予定はしてございます。また、その際には、起工式と同様に、地元議員を始め、関係各位にはご参加をしていただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

そんなことで、やはり記念すべきことでありますので、ある程度のセレモニーは必要である、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたしたい。

そして、3つ目でございますけれども、JRの蟹江駅北側は区画整理が整備をされました。駅前広場と道路が整備をされて、南側は駅前広場も未整備で現在も送迎の車で混雑をし、事故やトラブルが起きている状況であります。改善するためにも、JRの所有地を購入することにはなっておるようではありますが、南側の駅周辺について、どのような計画を持っておられるのかお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えをさせていただきます。

南側の今後の企画でございますが、南駅前広場の整備におきまして、駅南側のJRの用地、約1,730平米を取得するため、JRや法務局と調整を行ってまいりました。

今年度にはおおむね調整は整いましたので、来年度は用地測量を行い、用地取得や、あと、街路である南駅前線の概略設計を行う予定をしております。

また、道路区域に係ります物件調査も随時行う予定をしております、令和3年度には都市計画変更及び事業認可の手続を行います。

令和4年度よりJR蟹江駅からロイヤルステージまでの約170メートルの区間を第1期工区として着手をし、駅前の混雑・煩雑化の解消と事業効果の早期発現に努める予定をしております。

その後は、第1期工区の進捗状況に合わせまして、第2期工区として、ロイヤルステージ

から消防署までの約250メートルの区間を整備を進めていく予定をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

大変な事業だと思いますけれども、その辺、大体、何年をめどにお考えでございますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

この南駅前線という道路は都市計画道路でございまして、事業認可を取って事業を行うことになろうかと思われま。一般的に、事業認可を申請するに当たりましては、事業の施工期間というものを設定して申請を行うことになろうかと思われま。

標準的な事業の施工期間としましては、おおむね7年以内というものが設定されてございまして、このおおむね7年以内を目標に事業には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

7年以内ということでありまけれども、全く、今須成線のような状況で、ずるずるとなるようなことだけは避けてもらいたいと、そんなふうに思われま。

そして、4番目でありま。

JRの蟹江駅、南駅前線の整備については、多数の地権者の協力が必要でありま。

どのように進めていかれるのかお尋ねをいたしま。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、この都計道路、南駅前線の事業概要等の全体説明会を、都市計画のこの変更の手続の中で行う予定をしております。

その後は、個々の交渉については、事業用地の鑑定評価から土地の買収金額などを設定させていただきますまして、建物については物件調査をさせていただきます、補償費を算出しま。それをもって個々に交渉をさせていただき予定をしております。その際には、事業の必要性をしっかりと説明させていただきます、ご理解とご協力をもとめていくつもりでございま。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

大変なことでありまけれども、丁寧にひとつ話を進めていただきたい、そのように思われま。

5つ目の質問でありまけれども、JRの蟹江駅南側の道路などは、整備されれば駅前地域の状況も大きく変わってくると思われまが、まちづくりとしてどのようなまちづくりを考えておられるのかお尋ねをいたしま。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、その駅周辺のまちづくりの主眼となる南駅前線が整備されれば、弥富・名古屋線から駅へのアクセスとして重要な骨格軸となります。その沿道には、ふさわしい土地利用や高度利用等を図るためにも、用途地域の緩和等を検討しまして、計画的かつ有効な沿道土地利用の促進に努めてまいります。

また、その際には、南駅前線の整備に合わせまして、地権者の意向や要望等を調整しながら駅周辺のまちづくりについて検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

それに関連をいたしますけれども、JRの駅の東側、東郊線の踏切がございますけれども、この拡幅について、踏切道改良促進法による法指定がなされた後の進捗状況をお尋ねいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまご質問いただきました東郊線踏切の法指定後の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、東郊線踏切につきましては、皆さん御存じのように、平成4年9月に立体交差可のための暫定踏切として東郊線踏切が開設をされました。その後、JRと協議を行い、危険踏切、歩道の拡幅、踏切の拡幅等、町長、地元議員、関係町内会長さんの皆さんで陳情書を提出していただき、要望活動を行ってきております。そういった中で、平成29年1月27日に改良すべき踏切として東郊線踏切が指定をされました。これは、令和2年、次年度になりますが、踏切道改良計画を策定するということが義務づけされております。

その後、29年8月に指定された、同年8月に「踏切道改良計画の協議会の設置及び運営について」のガイドラインが示され、同年12月8日に道路踏切改良法に関する協議会設置の説明会がございました。翌30年7月に愛知県と東郊線踏切の現状説明と協議会の立ち上げを確認し、協議会を立ち上げたものでございます。

30年10月18日に踏切協議会設置準備会の開催及び、同日に踏切改良協議会の第1回目の開催を行っております。

その後、JRとも個別に協議を重ねている中で、今までにはなかったものでございますが、JRと東郊線踏切に関して単独の協議会を開催・設立してはどうかということがございまして、国・県と調整を行い、令和元年10月3日に中部地方整備局、中部運輸局、愛知県、JR、蟹江町と協議会の開催を行いました。

そういった中で、やはり東郊線踏切につきましては、都市計画決定された都市計画街路でございます。その計画におきましては、立体交差ということが決められており、その計画の中では、やはり立体交差を盛り込んで今後進めていく必要があるのではないかという話になっております。

その後につきましても、令和元年の11月11日に合同の協議会が開催され、その当時の単独協議会での協議の結果を発表させていただいております。今後につきましても、立体交差も含めながら安全対策を図り、東郊線の協議を進めていきたいというふうに考えております。

また、東郊線踏切の県道格上げについても、毎年、愛知県議会建設委員会や市町村別調整会議においても県道格上げの要望を行うというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

いろいろ説明を受けましたけれども、これ、全く危険踏切という名のもとにぼかされてしまって、何ら進展がない。もともと、あそこの東郊線は、橋上というより高架でJRをまたぐという事業で、いまだにどうもJR側は対応しているというふうに思われるわけでありませうけれども、それ以外は、この蟹江町のJRの踏切をどこか閉鎖をしなきゃいかん、それではないとだめだよというように思えるわけでありませうけれども、これだと、全く初めと変わらない。どこか踏切を閉鎖しないと東郊線の踏切はなぶれないよ、あそこは仮の踏切だから。

横江町長が何度もJRと交渉に行かれたときに、「仮の踏切だから、やっぱり、もし危険であればあそこを閉鎖されたらどうですか」、そこまで町長が言われて、それでも本気にJRと話し合いを進めてこられた。しかしその結果、何ら変化がない。危険踏切と指定されて、これはもうこれで踏切の閉鎖もなくなった、そして高架の問題もなくなったというふうに私自身は安心をしておりましたけれども、どうも全く以前のお話と変わらないというのが現状のように私は思いますけれども、その辺はどうか。再確認をいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、当踏切に関しまして、平成29年の1月から危険踏切の改良として県内で88カ所の指定を受けております。そのうち、41カ所が合同協議会を設けて協議をしていくというのが今の現状の状況でございます。

ただ、東郊線踏切につきまして、単体での協議会を設置することによって、中部地方整備局、運輸局、愛知県、JR、蟹江町、新たなステージといいますか、今まではJRと蟹江町単独、あるいは県が入ったりだとかの協議を行っていた。そのところに中部地方整備局とか運輸局、愛知県、一堂に会して協議ができるという協議会を設立したということが一歩進んだというふうに認識をしております。ただ、現場におきましての、どこをどれだけ広げるといって工事計画にまでは至っておらないということは現状でございます。今後につきましても、道路管理者といたしまして、安全な踏切を渡れるような交通安全対策を今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ややこしい状況ができただけで、前に全然進んどらんと言っとるんだ。

やっぱり、こういった問題は、産業建設部の部長、そして伊藤次長あたり、長年この問題に携わってきて、実際どの程度進んだ感触があるのか。ただ整備局だの何だの、余分なところが入り込んで余計ややこしくなって、また先延ばし。これでは蟹江町の発展につながってこない。これ、町長本当に困ったもので、何とかいい知恵を出していただだけませんか。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今、担当の者が、危険踏切指定から今現在の状況をご説明させていただきました。

確かに、きょう傍聴される皆様方、そして本日ご参集いただいています議員の皆様方からも、この危険踏切の改良の必要性・重要性、これは何度も言われております。私もJRに赴きまして、いろいろなお話をさせていただきました。

結果的に、今こういう状況になっていると、確かにご指摘いただきましたが、中部整備局だとかいろいろなところを入れまして、僕も国土交通省へも陳情に行っております。それは、議員さんを通じて、この危険踏切の状況になっているよということも何度もお話を実は差し上げておりますので、決して止まっているということではありません。ただ、なかなか我々の思った方向に行っていないというのも事実でありますし、伊藤議員も十分ご理解いただいています都市計画決定をされた都市計画道路であります。

これも、愛知県のいわゆる建設委員会の陳情に毎回私も県道の格上げも含めて石塚議員、中野治美議員にはお願いをして、あらゆる手であそこの危険踏切の解消をこれからもやっていきたいというふうに思っています。

ただ、大変申しわけなく思いますのは、なかなか我々の思っている状況にはならないのも事実であります。でも、決して私も諦めているわけではございません。ここまでやって、皆様方のご理解が得られるように、これからもしっかりと動いてまいりたいというふうに思っております。

鉄道事業者、立体交差が一度そういう形になりますと、平面交差に戻すということは本当に難しゅうございます。これはもう蟹江だけではございません。日本全国の危険踏切を持っている地方自治体、同じような問題を今現在抱えているというふうに思います。だからといって何もしないということではございませんので、もうしばらくお時間をいただいて私も誠心誠意頑張ってやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○7番 伊藤俊一君

この問題、東郊線の拡幅、いわゆる新本町線のところから拡幅をしようということで始めたのは、これは高架にしなきゃならんとJRが言っておった。そのために、あれを拡幅しながら、どこから上ってどこで下るんだということまで私は記憶にあるんだわ。大分昔の話だけど、一般質問した。そうしたら、堂々と、拡幅はもうやりますと言ひながら、相当たって

から拡幅、町長も相当努力されて、あの土地の買収もうまくいった。それからずっと、当然拡幅が進むと思っておったけれども、なかなかそれも難しくなった。そして、いつの間にか、それは時間がかかり過ぎるし、大変なことだと。拡幅は当然しなきゃならんけれども、高架にするということについてはいろいろ問題ありだというふうに私自身も理解をしながら、いずれにしても、危険な踏切を解消する手だてをいろいろと町長も努力をされてきたけれども、なんせ、JRが言いたいこと、仮の踏切だということを最終的に口にして、いいところまで行きかけて、結果、またもとの位置まで戻ってしまうようなことが、もうずっと続いておる。これで、このままでは、また今須成線と一緒に、また次に質問しますけれども、佐藤篤松町長は、10年後には完成させると言いながら、20年もたっていない。今須成線ですよ。そういったことと同じ状況が今のこの東郊線の踏切の問題、私にはそういう形でかぶってきている。

しかし、議員の質問、それに対する答弁というものは、当然重いものだと思う。それを、それは2年や3年のずれは、お互いに許容範囲。しかし、これが10年、20年となつては、これはおかしいんだと。そういったことを真摯に受けとめていただいて、よくよく、部長たちの責任の範囲ではないかもわからんけれども、副町長や町長の責任は重いと、そういうふう

に思います。

これから、駅前があれだけ立派な駅舎ができて、駅の北は開発されて、これから本当に立派な町並みになると思いますけれども、南側は本当の駅前。その南側があんなに貧弱で須成祭に蟹江で降りて歩いて行っても知れておるよという中で、駅を降りたら、今の状況を思い出してください。あのような状況では、ユネスコに登録された須成祭が、ちょっとイメージが悪くなる。町長は、蟹江町だけでなく、愛知県だけではなく、日本中、そして世界に行ってもこの須成祭のユネスコ登録については、本当に1つの目玉として話をされてきております。こういったことについても、ぜひ、駅前の駅南の開発、これは不可欠でありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう1つ、最後になりますけれども、きょう、駅前の区長さんを始め、役員の皆さんもお越しになっております。

この駅前開発について、署名活動をされ、安藤議長宛てに請願をしようという形で、議会が始まってしまっておりますので、ちょっと後になりますけれども、私、預かっております。また、議長のもとに、役員さん始め、区長さんも同席をして請願のお願いをする予定がございますので、その節はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

そんなことで、本来の駅前区の皆さんがやっと今になって立ち上がられたということではありますが、それについて、本当に真摯にお応えをいただきたい。そんなふう

に思います。

この駅前開発、確かに次長がいろいろと計画を述べられました。そんなことで、いよいよこの駅前の開発が始まると、そういうふう

町長でも町長でも結構ですが、意気込みを語っていただけるとありがたいと思います。

○町長 横江淳一君

急な質問で、頭の中にそれだけの情報があるかどうかは別といたしまして、きょうは本当にたくさんの傍聴の方、本当にありがとうございます。

蟹江町は、町制130年という歴史のある町であります。また、名古屋にとっても近い、10分圏内で来られる、本当に便利な町であるがゆえに、若干整備のおくれた部分があるのは事実であります。私も伊藤議員も同期の議員であります。ある意味、しっかりと問題を共有しながらここまでやってきたつもりでございます。特に今回は、駅前のことにつきまして、JRの橋上駅ができることによって、相当意識も変わるであろうという考えはずっと持ち合わせておりました。こうやって議員の皆様方にご理解をいただいて、JRは大変巨額な金を、蟹江町にとってはいろいろなご意見ございましたが、たくさんのお金を投入し、あの地域に、やっぱり明治38年にできた老舗の鉄道でありますので、それを何とかにぎわいを取り戻すべく我々もしっかりとやっていきたい。先ほど、担当次長が申し上げましたとおり、駅の南線が開通ができれば、ちょうどお祭りのときもちょっとお話をし、長坂先生にもご相談をし、この地域の活性化に向かって、地域の皆さんの意見をしっかりと聞きながら、にぎわいゾーンをつくり上げていこうじゃないかと、市街化区域でありますので。ですから、おくれればせながら、地域の皆さんのご意見を聞きながら、我々も商工会、そして観光協会も含めて、町ももちろんでありますけれども、含んで地域の活性化のために頑張ってやってまいりたいというふうに思っております。

それにはまずは、インフラ整備、道路、そして駅前整備、先ほどご指摘をいただきました東郊線の整備も決して諦めているわけではございません。全責任は、最高責任者である蟹江町長であるということは十分認識をしながら、また皆さん方にご相談を申し上げていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で、伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「今須成線の開通を急げ」を許可いたします。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「今須成線の開通を急げ」と題しまして、質問をいたします。

1つ目でありますけれども、今須成線が計画されたのは、平成3年の6月、この定例議会

で、東郊線と今須成線のアンダーの開通が同時期にできないかと質問がされ、平成3年12月議会の全員協議会において、事業計画、財政計画が説明され、総事業費は約13億円、事業期間は平成4年より平成13年までの10年計画と町当局より報告があったと聞いておりますけれども、このことには間違いございませんでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われますように、平成3年12月議会全員協議会におきまして、事業計画及び財政計画を説明させていただいております。

事業期間といたしまして、平成4年から平成13年までの10カ年の計画というふうで報告をさせていただきます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

2問目でありますけれども、平成5年6月定例議会で、就任間もない前佐藤篤松町長は、議会での所信表明の中で、平成10年を目標に完成したいと、先ほどの10年計画と同じようなことを所信表明で述べておられますけれども、横江町長は申し送りを佐藤前町長から受けておいでになりますのかお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

前町長からの引き継ぎでございますが、今須成線の事業につきまして、町の継続事業という方針で引き継ぎを受けております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

次長はそのように聞いておると。

私は、町長が受けたかどうかお尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

直接、佐藤篤松町長から、私はそのころその立場にございませんので、直接は聞いてはおりませんが、町長に就任したときに、継続事業としてこういうことをやっているよと。伊藤議員も同じく議員でありましたので、「これ、大変厳しいんじゃないかな」ということは一緒に言った覚えが確かでございます。

アンダーから、途中から今西の区画整理事業とともども、非常に問題点もどんどん出てまいりまして、ちょっと平成10年までに厳しいんじゃないのということはお話をさせていただいたことがありますけれども、基本的にそういう計画があるということは、申し送りという話の中では聞いております。ただ、継続すべき事業であるということは認識をしておりますし、非常に厳しいなということも、多分、伊藤議員さん始め、きょうここにおみえになります、僕と同期の議員の皆様は認識あったというふうに思います。でも、今現在もしっかりと

継続をしておるといふふうに認識させていただいております。決して、中止ということではございません。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

そんなスタートから、前町長の所信表明で同じようなことを言っておられる中で、いろいろ区画整理があり、いろいろなことがあったようでありますけれども、当然、そんなことは担当部長、課長は百も承知の中で事が進んでおったと思うんです。

そういった中でお答えをいただきたいわけでありますけれども、3つ目の質問ですが、平成5年度にはJR北側から須西線まで買収に着手をし、平成12年度までの8年間でトータル34筆、2,108平方メートル、地権者27名より用地を協力いただき、残り1筆は、17年に終えることができました。

JR北側は、いわゆる須成のほうは全て買収が完了いたしました。今地区、JR南側は平成12年度から用地測量と物件の概略調査に入りまして、約1,700平方メートルの用地が買収対象となり、平成14年から用地買収に入ったと聞いておりますが、現在、どのような進捗状況でありますか、教えていただきたいと思っております。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の進捗状況でございますが、JR南側につきまして、全31筆中、15筆が皆様のご協力をいただいて買収済みとなっております。残り16筆が今後協議を皆様方にご協力をいただく土地といたしましてまだ残っております。今後も引き続き、地権者の方にご協力をお願いし、早期に買収が完了するように努めていきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いをいたします。

○7番 伊藤俊一君

大体のこのめど、どのくらいで買収を終わられるのか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今後のめどでございますが、これもやはり多くの住民の皆様方が開通を待ち望んでおるといふことも重々承知をしております。ただ、地権者の方の財産をお分けしていただくということでもありますので、この事業の必要性をご理解いただいて、丁寧に説明させていただき、早期土地の取得が完了するように土木農政課、共通認識を持って事業の進捗を図っていききたいというふうに考えております。

よろしく願いをいたします。

○7番 伊藤俊一君

これ、もう大分年月もたって、大体同じような答弁でずっと今まで来た。これは、ちょっと問題ありだね。これ、また後ほどそのことについては申し上げたいと思っております。

4つ目でありますけれども、私は、今須成線に関連して、一般質問を何回行ったのか、以前にもお聞きしましたけれども、再度お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

議員が今須成線に関連しましての一般質問の回数でございますが、平成7年第2回定例会、7年6月議会から今議会までにおきまして、今須成線に関連しましては一般質問を15回されておみえでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

15回。大体、15回の中で、大概同じような答弁でずっとだまされたというわけじゃないけれども、いろいろな事情をその都度出してこられて今までかかった。これからも、誠意を持って努力をし、地権者をお願いをしていきたいということでずっと来ております。

確かに努力はしておると、これは認めます。しかし、これ、10年でやると言っても、平成5年。それ以前も同じように10年、佐藤篤松前町長も10年。そうすると、何年かかっているかね。10年と言っても、今時代も変わって令和。この時代になっても同じような答弁であると。

その辺のことも含めてちょっと5つ目の質問をいたしますけれども、平成24年の12月議会、これで、当時の産業建設部長、水野久夫氏が答弁をされました。現在持っておりますスケジュール、この中で、平成28年、もしくは29年をめどに買収を完了したいというスケジュールを持っていると答弁がありました。当時の産業建設部長、水野久夫氏より、どのように引き継ぎがなされてきたのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

当時の水野産業建設部長からの引き継ぎでございますが、平成24年12月議会において、平成28、29年、2年で土地の買収を完了するというスケジュールを持っている旨の答弁をされたことを事務引き継ぎとして受けております。また、それに向けて今後も用地交渉等に努めてほしいということで引き継ぎを受けております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

この、元部長、水野さんが、28年、29年、そのあたりのスケジュールを持っておるということについて、どんなスケジュールで28年、29年ということを引き継がれたのか。これが大事なんだわな。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

当時のスケジュール表でいきますと、南側につきましては、平成14年から18年につきましてはのご協力いただいた土地が6筆、約403平米。それから、20年から23年に関しましても6筆で388平米の用地のご協力をいただいております。そういった中での実績に基づいて用地

交渉等々を行い、皆様方にご協力をいただければ、28年、29年に土地のご協力がいただけるのではないかとこのふうなスケジュールでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ということは、そういった申し送りを受けて、水野さんの後の部長は、どんな努力をしたんだ。そして、あなた方がその後だね。もう2人ばかりおったかね。そういったところで、全くと言っていいほど進捗がない。スケジュールを当時の部長が持っておいて、いまだにそのスケジュールが実行されていないということについては、どうかと思う。これ、副町長どう思われますか。突然の指名だけど。

○副町長 河瀬広幸君

今、今須成線の用地の取得について、るるご質問いただいております。

実際、平成10年に完成という話は、当時の記録を見ますと、やっぱり、用地取得含めて高架等の事業がございました。それは、県の補助、国の補助等を受けて、その状況を見ながら完成をするというような話でございましたが、もともと、非常に難しいのは、平成8年ごろからそういう説明をされていただいておりますので、なかなかそれは難しいと、それは当然わかっていることではないかと思いますが、ただ、先ほど、歴代の部長が申しましたように、現在はJRの南側の用地取得に進んでおるわけでありましたが、議員おっしゃるように遅々として進んでいないのが現状であります。

何度も言うようですが、特に南側は、土地区画整理事業、これが行われております。私も、土地区画整理事業にかかわったものとして、やっぱり地権者の方は非常に貴重な財産を、3割、4割なりの減歩で提供しております。そんな中で、また新たな道路用地といいますと、非常になかなか理解がいただけないと。そのことで担当のほうからも報告を受けまして、そうはいうものの、きちんと事業方針を立ててやっているんで、しっかりと説明をし、理解を得るよということをやっておりますが、なかなか遅々として進んでいないというのが状況であります。ただ、当時の部長、それから現在の部長も、事業はしっかりと進めておりますが、それが結果につながっていないということが事実であります。

○7番 伊藤俊一君

副町長はそういう答弁でありますので、これ以上言いませんけれども、難しかったと、確かに。区画整理もおくれをとったと。区画整理で減歩され、またその上に、そこをどけと言われるのはつらいと。しかし、それは理解できるけれども、こんなことはあんた、百も承知でやりかけたわけだから。今須成線、そんなことの本玉だったはずだ。それが、いまだに先が見えない。非常に残念。

では、次に行きますけれども、6番目であります。

西尾張中央道の名阪自動車道蟹江インター北側、川並の交差点近くでの大きな火災があっ

たことは記憶に新しいと思いますけれども、そのときの交通渋滞、ものすごい事態でありました。今後、このようなことが起きてはなりませんけれども、やはり、そのときにつくづく思った。東郊線と今須成線、ここだけ、南北の道路がしっかりしておれば、西尾張中央道の通行止め、大きな火災でありました。そういったことが、これからどんな災害があるかわかりませんが、そういったときには、当然、本当に必要な道路であります。これを、そろそろ今須成線の開通を平成3年からの計画でありますので、もうめどを立てていただいて、蟹江町は道路の整備が進んでおると。やっぱりあれだけ商店街が、町なかには減ったけれども、この新しい道路の周辺はすばらしい店が多いと。やっぱり蟹江に食事に行こうというような状況が今あるわけですが、これは、ますます渋滞が多くなって、もうそういった今の状況がだんだんとなくなってしまうということを危惧しておりますけれども、それをこれから、産業建設部長、そして次長が、これからもっともっとこのアクセスを重点的に解消していただかなければいけません。その2人が、産業建設部長伊藤さん、それから産業建設部の次長の伊藤さん、両方伊藤さんだわ。私も伊藤ですが、この3人一緒にやめておってはいかんもんだで、これ、来年定年だそうだ。来年定年で、今答弁したで、これで終わり。次の部長、次長、上手に答弁してちょうよというようなことで終わらせてしまっただめだと。今まで、それぞれの部長が答弁してきた総決算を、この伊藤部長、次長にとことん完成するまで……。定年は、これは町の規約で定年はしなきゃならんかもわからんけれども、こういった方を何らかの形でこの蟹江町の何かの役をつけてとどめ置くと。責任を果たしていただくというような何かいい方法、考えておりますか。どうですか。2人ともちょっと答弁できんかね。副町長も町長も。

その前に言うことがあるか。それじゃ、どうぞ。

○産業建設部長 伊藤保彦君

すみません、ちょっと私のほうから答弁をさせていただきます。

私と次長が定年前に、今須成線にめどをつけよということでございますが、私が代表してご答弁をさせていただきます。

伊藤議員は、平成7年議員当選以来、今須成線の開通に向けての一般質問を15回いただいております。先ほどお話の中にもございましたように、関西線の北側、須成西地区の買収は済んでいるものの、南側の今西地区につきましては、いまだ買収が進んでいないということに対しまして、誠に申し訳なく思っておりますのでございます。

また、議員が火災のお話をされました。

当時、蟹江インターで大きな火災があったときも、消防が消火活動をやっているのに加えて、停電が起き、信号機も使えず、西尾張中央道が通行止めというような状態になりました。そのときには、私どもが管理してございます町道のほうに迂回されて、またその中で渋滞が起き、普通通らないような道にも入られ、町内至るところで物損事故が発生し、大変

苦慮したことを覚えております。

そんなことで、やはり、西尾張中央道に次ぐ、先ほど言われました東郊線、七宝蟹江線、今須成線につきましては、非常に重要な路線と考えております。したがって、地権者の方にはそのことも踏まえ、粘り強くお話をさせていただきまして、早期に完了するよう後任者にも伝達漏れのないように、また説明不足のないように丁寧な事務を引き継ぎたいと考えておりますので、何とぞよろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

部長の答弁はそこまでで、囑望を聞いておる。そう簡単にやめてもらっては困る。

○副町長 河瀬広幸君

今、担当部長が、後任にはしっかりと引き継ぐと、まずお答えをされておりました。これは、私も責任を持って引き継ぎをしたいと思っています。

ただ、退職後の職でございますが、今現在、私ども町の職員も、再任用制度でさまざまな培ったノウハウをお客さんのほうに協力して、さまざまな分野で活躍をしていただいております。ですから、そのことを踏まえまして、本人の意思等を含めた上で、しっかりと適材適所で任用をしていきたいと、そんなように考えております。

よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

町長、英断を下してください。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤議員の満足いけるご答弁ができるかどうかわかりませんが、先ほど申し上げましたとおり、副町長の発言を踏襲するわけではございません。再任用制度というのがございます。本人の意思をしっかりと聞きながら、また、いろいろなところで情報が得られるような、そんなふうにはちょっとやっていきたいなど。ただ、本人がもう嫌だよと、もうこれ以上、働きたくないよと言われる方があれば、これはもう我々もなかなか難しい状況であります。

話はそれまでにしておきまして、実際、この件につきましては、先ほど言いましたように、決して責任の転嫁をするつもりは全くありません。私も、それから伊藤議員も、その当時、議員を経験した者として、非常に暗い気持ちでおります。ある意味、新本町線、本町5丁目の買収の際にも、伊藤議員に非常にお世話になりました。これも、地権者と粘り強くお話をした結果、今現在、あそこだけではありませんけれども、県道と町道との境、本町5丁目が拡幅されたことによって、交通渋滞は若干あるまでも、非常にスムーズな交差ができておるといのも事実であります。ですから、結果を恐れるのではなくて、我々としては、しっかりとしたプロセスをこれからも大切にしながら、きれいごとではなく、この事業を続けていき

たい。ただ、いつこれが完遂できるかということは、非常に今の状況では難しいかもわかりません。しかしながら、諦めることなく、できるところからやっていきたい。東郊線の踏切もしかり、そしてJRの橋上駅ができれば、新たな南北の通路を利用していただくこともできます。代替ということではございません。地域の皆さんが便利に使っていただけるような、それも我々の考え方の中にあっただけでありますので、また、伊藤議員におかれましては、いろいろとこうやってご指摘をいただきながら、お互いにその立場を考えながら、またしっかりやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。人事のことにつきましては、すみません、今の段階ではこれ以上のことはなかなか申し上げづらいことがありますので、ご勘弁をいただきたいと思ひます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

人事については、ここで答弁するわけにはいかんだろうと思ひるので、何かの形で……。昔は、参事だとか参与だとか、いろいろな形で町長の補佐をする方があった。

このお二人、産業建設部の部長や次長あたりは建設肌で、なかなかすぐれ者であると思ひるので。ところが、事が進んでおらん。今までの部長たちが適当にどうも答弁をしていたんじゃないかと。それを踏まえて、今の部長、次長が一生懸命補佐をし、答弁をし、現在のような答弁になったと思ひんですけれども、これ、本当に蟹江町の重大問題で、先ほどの1問目のJRの踏切についても、結局これ、町民にもっと広く伝えないと、もう危険踏切に指定されたら、もう数年で当然拡幅される、そういうふうと思ひとる。私もそう思ひとった。私もそう思ひとるんだから、町民の皆さんは当然そのように思ひとる。

これは、踏切を1つなくすのか、高架にするかどっち、どうするのとJRは言っておるはずなんだ。こんなこと、議長もご存じないと思ひ。これ、本当に真剣に町民全体に知らせたい。それでないと、我々、本当に議員として失格ですよ。

それと、ついでで申し訳ないけれども、やっぱり間に合う職員を、「定年でお前さん、再任用でどこがええ」というような形で、間に合う人を追い払うということは、本当に蟹江町のマイナスですよ。やっぱり、人です、人。人を大事に。

副町長は間に合うもんだで長いことやってござる。教育長もそうだ。普通だったら、こんな長いことやっておられんよ。そういったことが大事なんだわ。町長も長いことやっておられるわね。また次も出るんだろうと思ひけれども。やっぱり、腹心がないとそうなるんだ。ええ人が定年だといってやめさせんようにしてもらいたい。これは、建設部の連中だけのことを言っておるんじゃない。全体的にやっぱり、優秀な人材をなくすというのは、蟹江町の損害ですから、その辺はよくよく考えていただいて、蟹江町の発展のために、そして、これから災害がいつやってくるかわからんのので、道路の整備だけはしっかりと、部長、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問2番 高阪康彦君の「災害対策を問う」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○14番 高阪康彦君

皆さん、改めましておはようございます。

14番、新風、高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「災害対策を問う」というテーマで質問をいたします。

さて、我が国は災害大国と言われるように、毎年どこかで大雨や台風などにより災害が起きています。

この9月、10月にも、台風15号、19号が広範囲な地域に大きな被害をもたらしました。いまだ復興途上と聞いております。この場をおかりして、被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

被害は、風水害だけではなく、地震も起きます。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など、日本列島は、地震列島でもあります。こういった状況を考え、私たち会派新風は、研修視察として、先日、静岡県の東海大学を訪ね、地震予知、火山津波の研修をされておられる長尾年恭教授のお話を聞いてまいりました。

2時間ぐらいの講義でしたが、その中で強く記憶に残ることがありました。それは、地震の予測に関してのことです。

教授が言われることの1つは、「確度の高い予測とは、住民が避難行動を起こせる情報という意味である」と言われました。当然です。「しかし、現状では発生する地震の領域や規模を確度高く予測することは困難である」とも言われました。

もう1つは、マグニチュード8クラスの地震は、地震発生の10分前には周知できる発見がされたということでした。

今、ボードを出しましたがけれども、このボードは、そのときいただいた資料の拡大コピーでございます。読んでみますと、地震の常識を覆す発見が3.11でなされた。従来の地震学では、巨大地震には必ず先行する前兆現象は存在しないと考えられていた。ところが、地震前の数十分から1時間ほど前には、今のところ百発百中であらわれる異常が発見された。それは、電離層電子密度の異常だった。GPS観測網が配備されてからのマグニチュード8を超える全ての大地震で、その1時間から数十分前に必ず発生している現象が存在することが示された。現在、ほとんど当たっているということですね。このようなことが偶然に発生する確率は非常に厳しく見積もっても0.1の18乗となる。偶然にはあらわれないということを言

われたんです。

そして、GPS衛星による全電子数の直前異常は、この図なんです。

1時間前にはほとんどありませんが、20分前にはこの辺が……。3.11の地震ですね、1分前には真っ赤なんです。これは、ちょっとテレビに映してください。こういったことをお聞きしてまいりました。

この現象は、地震発生の1時間から40分前にあらわれてきます。それを分析して確定するのに時間がかかります。確定後、情報を発信します。私たちには、少なくとも10分前には情報を受け取れるとのことでした。地震発生が10分前にわかるとすれば、いろいろなメリットが考えられます。

1つの例として、オートメーション工場などは、10分前に地震がわかれば、工場の機械をとめることができ、稼働中の場合とは被害が大きく違うそうであります。また、教授は、「社会的にはパニックが起きる可能性があるのではないのでしょうか。ですから、法整備などが必要になるでしょう」ともお話しされました。まだ、確実という論理はありませんけれども、さて、皆さんは、10分後に大地震が来るとしたら、どういった行動をとられるでしょうか。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

私の質問は5問ですので、答弁をよろしく願いいたします。

1問目は、災害が起きた場合には、市町村長には責務として災害対策本部の設置、災害に関する情報の収集及び伝達、居住者に対する避難勧告の指示、都道府県知事や他の市町村への応援要求、都道府県知事に対する自衛隊派遣の要請などがあります。これらは、災害が起きたときの対応であります。災害が起きる10分前に地震の発生を知った場合、行政としてどういった行動、対策をとられるのか、お聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問の、地震予知後の行政の対応についてお答えをさせていただきます。

平成29年の11月に、気象庁は東海地震に限定した東海地震予知情報等の発表は行わず、南海トラフ地震に関連する情報として発表するとされました。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、町は警戒班を設置し、情報収集、住民への呼びかけ、内部の体制の確立、施設等の点検など、県や気象庁と連携をとりながら対応をいたします。

先ほど、議員が言われる10分前の地震予知につきまして、気象庁から県から発表がなされるようになった場合には、Jアラートを通じまして、同報無線や防災メールで町民へ周知されることとなります。その際には、より安全な場所への避難、シェイクアウトの実施などをあわせて伝達をいたします。命を守る最善の行動をとることとともに、日ごろから10分間で何ができるかをシミュレーションをすることも大変重要と考えます。

役場内での対応としましては、来庁者の避難誘導、各職員の安全確保、2階大会議室での災害対策本部の立ち上げ等の実施となります。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

また、突飛な質問で、多分答弁に困ると思うんですが、やはり言われたように、10分前に分かるとしたら、その10分をどういうふうにするのかなと思って、そういうふうな感覚で質問をしたわけですが、行政の場合ですと、やはり今言ったようなことになると思いますけれども、次の質問にも関連しますので、次の質問のほうに入っていきます。

2問目は、東南海地震が起きる確率は、2001年をベースとして2030年までには50%程度、40年までには70から80%程度、50年度までには80%から90%と言われております。

そこで、東海、東南海地震が起きたとして、町はどの程度の被害を想定されているのか。

と言いますのは、時々、住民の方とよくお話をしますが、「どれぐらいの津波が来るのか」「家屋への浸水はあるのか」とか、よく聞かれるわけですが、町としては、最悪の事態を想定されてみえると思いますけれども、どの程度の被害を想定されておられるのかお聞きをしたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

ご質問のありました、南海トラフ地震での蟹江町への被害想定につきましてお答えをいたします。

平成26年5月に愛知県が公表いたしました、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」でございます。これによりますと、南海トラフ地震が発生した場合、蟹江町では最大震度6強の揺れが発生するとされております。

また、蟹江町は海に面していないため、90分後に30センチの津波が河川を遡上してくると予想をされております。

しかしながら、当町は、全域液状化の危険度が大変高い地域となっております。このため、液状化により堤防が崩れ、浸水が始まることが予測をされております。それらを考慮して、当町では、全域を平均いたしまして12時間後、最大で1メートルから2メートルの浸水想定となっております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

最大で1メートルから2メートルの浸水があるということで、津波は30センチ、液状化現象もありますし、それによって堤防から水が流れて、水に浸かる。ゼロメートル地帯ですから、浸かったらなかなかそこから逃げられないですね。

つい最近、NHKでも蟹江町が出ておりましたね。多分日光川だと思っておりますけれども、そこで、浸かったらどうするかというようなことがやっておりましたけれども、例えば、2メ

一トル程度浸かるとしますと、1階部分はだめですよ。そうしますと、例えば、垂直避難ということになる。2階の方は、2階までは浸からないとして、2階に上がるといいが、でも、1階の方は困るんですよ。そういった場合に、避難をしなければいけない、垂直避難って言いますが、以前にも聞きましたが、町は避難する場合に、高い建物を民間の方にいろいろお願いをされていると聞きました。今、それをまだ継続して、いろいろ民間の方に接触しておられますか。また、今どれぐらいの数、そういう避難ができるのか、わかっておれば教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

ご質問の、民間との協定のお話でございます。

避難場所として、蟹江町と民間との協定ですが、現在のところは、マンションでありますとか、企業等々、13カ所と蟹江町と協定を結んでおります。また、各町内会個別で、独自に12カ所の協定を実施されております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

13カ所が民間で、町内会で12カ所、少ないですよ。蟹江町は本当に高いところがありませんので、そういう、もし平屋で2階に垂直避難ができない方は、こういう場所があれば、早いうちに避難していただいて逃げることを考えていただきたいというふうに思います。

関連していきますので、次の質問に移ります。

3問目でございます。

3問目は、災害対策本部についてお伺いします。

当然、本庁舎内に設置されると思いますが、庁舎の1階部分は、今2問目で言われたように水没する可能性が十分考えられます。

思い起こしますと、60年前に伊勢湾台風がありました。私は小学校6年生でしたが、私の記憶では、役場が水に浸かり、災害対策本部は蟹江神明社に設置されたと思っております。60年前の話です。

また、最近のニュースでは、蟹江警察署が新築されました。新聞記事によると、ゼロメートル地帯を考慮して、1階部分は駐車場になっていると聞いておりますし、水がついた場合を想定して船が出入りできるようになっていて、警察署の機能が維持できるようになっているとのことであります。

蟹江町役場本庁舎の1階が水没したとして、先ほど、災害対策本部は2階以上に移設すると今答弁がありましたけれども、2階以上の部分で、災害対策本部の機能が十分機能できるのか。当然、対策を考えておられると思いますが、どのような対策を考慮されておられるのか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問の、災害対策本部の浸水対策等々についてお答えをいたします。

災害対策本部は、議員も先ほど言われたとおり、床面海拔4.4メートルの役場庁舎2階の大会議室に設置をいたします。

ご指摘のとおり、床面海拔マイナス0.2メートルの庁舎1階は、千年に一度の想定最大規模の洪水被害において2.6メートルの浸水、南海トラフ級の地震・津波により0.5メートルの浸水が予想されております。

危機管理の災害対策を担当する安心安全課、現在は役場の1階に配置をされております。防災行政無線及び愛知県高度情報通信ネットワークシステムの一部を除いた危機管理のシステムも1階に設置されておりますので、現在、浸水対策として安心安全課及び全ての危機管理システムを年度内に2階に移設をすべく作業を進めておるところであります。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

今1階の災害対策の安全性に関する機器とか部署を全て2階に移すということですか。そうですか。

それで、水がついたとして、災害対策本部って大変なんですよ。全ての機能が来ますので、そこから情報も発信しなければなりませんけれども、情報を見ると、周りに水がついているんですけれども、それで十分機能は果たすことはできますかね。

○安心安全課長 高塚克己君

役場の1階部分に関しまして、50センチ程度の浸水、南トラ想定ならば、多少の機能は保てますが、先ほど申しました、千年に一度の洪水想定2.6メートルというものがあるとするならば、1階部分はなかなか機能は難しいかと思えます。今後の検討課題だと思います。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

庁舎のほうを新築して建て替えれば、またいろいろな対策が考えられると思いますけれども、全て関連してきますので、4問目にまいます。

災害には的確な情報の伝達が不可欠だと思います。町も、いろいろな伝達手段を考えておられると思いますが、私は、現在、町が行っている防災メールの活用を考えたいと思います。

私たち議員も、議会のタブレット導入をきっかけとして、現在はいろいろな情報が事務局からメールで発信されております。迅速な情報は非常にありがたいですし、議員全員が情報を共有できるのはよいことだと思っております。

防災メールも、蟹江町の住民に特化した、例えば、避難場所とか被害状況などの情報が発信できます。大いに活用をしたいというふうに思いますが、そこでお尋ねをします。

現在、防災メールの受信者の登録人数はどれぐらいあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

お尋ねのありました防災メールについてのお答えをいたします。

蟹江町の防災情報メールに登録されている人数でございますが、12月1日現在で2,116名でございます。

発信する内容といたしましては、気象情報、防災情報などがございます。この登録メール以外の情報伝達手段といたしましては、同報無線、同報無線の放送内容を聞き直すことができる同報無線ダイヤル、同報無線の防災情報が通知をされる防災アプリ、町内にいるとメールが受信できるエリアメール、ケーブルテレビのL字放送、ラジオのFMななみの放送などがございます。

こういった情報収集手段は、町の広報紙とかホームページ、防災学習会等々を通じまして、住民に周知をいたしているところであります。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

いろいろな方法で登録をしてくださいというお願いをしているということでしょうけれども、2,116人というのは、余りにも少な過ぎると思いますね。欲しくないという方もあるとは思いますが、そこをもっと、もしあったときに本当に便利ですから、せめて蟹江町3万8,000人とすれば、1万人ぐらいの登録はできるように努力してほしいんです。現実に災害があったときに、やはり今、スマホでも携帯でも、それより情報が来て、蟹江町のメールですから、蟹江の情報がすぐ来ますので、どこが通れないとか、どこの避難所がやっているとか、すぐわかるわけですよ。ほかの、例えば、携帯のキャリアの大きいところは、多分情報が出ると思うんですよ。でも、それは蟹江町に特化した情報が来るか来ないかはわかりませんので、やっぱり、もとを言うと、そのメールを発信するのも災害対策本部だと思うんですけども、そこも、今、災害対策本部がしっかりしないとそれもできないということですから、全部関連するんですが、もっといろいろな手段でやってみえると思いますけれども、もっと努力して、本当に10分前ですよ、10分前。10分間のその間にもメールが発信できるんですよ。考えていただいて、努力をしていただいて、今の二千百何人を、せめて1万人に近いぐらいになるような努力をしていただきたいと思います。

さて、次、5問目でございます。

5問目は、災害は、公助、共助、自助によって被害を少なくすると言われております。この中で、災害に一番力を発揮するのが「共助」だと言われます。

共助の対象は、主には、向こう3件両隣と言われる隣組、それに属する班、町内会の人たちです。簡単に言えば、ご近所ということであります。

しかし、最近では、スマホ、コンビニ、車があれば生活はできると言われるように、近所づき合いもなく、組織に入らない人も多くいます。こういった人々を啓蒙するには、町は自

治会、嘱託員を通じて、地域のコミュニケーションを育成する努力が必要であります。

現在、学区のイベントや商工会で行う地域のイベントなどで、それなりの地域のコミュニケーションはできておりますが、そこに防災の観点からも、共助という意識の啓蒙が必要と思います。と言いますのは、行政の公助だけでは限界があり、住民への自助、共助の呼びかけにより、災害を少しでも少なくすることが肝要だと思います。

このことに関して、町長はどのような考えを持ち、どういった政策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

まずは、防災担当課として、地域のコミュニケーションの育成についてのお答えをさせていただきます。

現代社会は、葬儀、火災も含めて、業者、行政等により処理することができるようになりました。地域社会の連携・協力が少なくなり、住民の孤立化が進んでおります。しかし、想定外の大規模災害が連続して発生している今、災害対策、防災について地域社会の連携・協力がまさに必要不可欠なものとなってきております。

災害対策、防災を通じて地域の連携・協力を進め、共助の力を高めるため、町といたしましては、自主防災会の活性化に取り組んでおります。

自主防災会会長会議の開催、地域ごと、町内会ごとの地区防災計画の作成の促進、お互いに影響を与え合う効果、他の町内会との連携を目的とした複数の町内会合同による防災訓練の実施などが主な取り組みであります。地域のコミュニケーションを育成し、共助についてその力を高めるため、引き続きこれらの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員のご質問にお答えをしたいと思います。

地域のコミュニケーションの育成をどのように考えているかということでございます。

今、担当のほうからお話ございました。

今、蟹江町は31町内会ございます。それで、それぞれの地域でそれぞれの事情に合った防災訓練だとか啓発・啓蒙を行っていただいているということは十分理解をしておりますし、自主防災組織もつくっていただいていることも事実であります。

ただ、残念というのか、非常にこれは難しいことだと思いますが、今ご指摘があったように、いわゆる地区の防災計画、これをまだまだ作っていただいているのが3分の1強のところでありまして、そういうことに対して、町としてはお手伝いをさせていただき、計画を作っていただいで策定していただいで、地域とのコミュニケーションをしっかりと作っていききたいということにまずは心がけていきたいというふうに思います。

また、防災・減災の会を始め、民間の方のお助けも借りながら、それぞれの地域に呼応し

たような、そんな防災訓練もこれからどんどん行っていつにいただきたいということと、先ほど言いましたように、エリアメールだとか、いろいろなSNSを通じて情報の共有をこれからどんどん図ってまいりたいというふうに考えてございます。

蟹江町、いつもお話ししますけれども、町制施行130年という大きな節目を乗り越え、そして新たなスタート台に立ったというふうに考えています。

富吉地区がかつて新たな地域として策定をされたときのコミュニティーが大変活発であった。今、それと近いようなことが新たなまちづくりのところに起きているのも事実であります。当蟹江町、蟹江川から東地区の本町地区、私も本町地区に生まれ育ったわけでありますが、その地域のよさをしっかりと町内会で共有してみえるような、そんな動きがやっぱり今も出てきているような気がいたしますし、蟹江町31町内会が町内会の集まりを通じて、これからは強固な自助・共助・公助の体制を我々も一緒になってとっていきたい。

私の持論であります、自助は当然自分の命は自分で守りながら、しっかりと意識を高めていく、公助については、当然公の地方自治体、県・国がしっかりと助け合う、そして、真ん中の共助でありますけれども、これはもう、私は町内会の集まりだというふうに考えていますので、それプラス、ご近所づき合い、まさに高阪議員がおっしゃったように、向こう3件両隣、ご近所づき合いの「近助」というのも中に入れていただくと……。この文言に加えていただかなくても、そういう意識をしっかりと持っていて、町としてしっかりサポートしていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございます。

やはり、災害は起きて、減災ということで、災害自体はもう防ぐことはできませんので、その災害の減災という観点でも、今町長が言われましたように、本当にコミュニケーション、ご近所、よく近所づき合いがあれば助けることもできるし、さっき僕が言いましたように、避難でも、うちは一応3階ですから、よく近所の人が何かあったら上に上げてねって言って、どうぞどうぞと云ってるんですけども、そういうコミュニケーションですね。ところが、今本当に、いろいろ町のほうの防災訓練なんかもそれなりにされるんですけども、やはりその中に本当に共助で皆さん助け合ひましようというのが少し見えないんですよ。そういうのを少し入れていただくと、やはりもっといい防災訓練になるんじゃないかと思ひますし、蟹江町はコンパクトな町ですから、そんなに地域は広くありません。狭いんですよ。本当に共助というのが力を発揮できる、そういう町だと思ひるので、これからは防災訓練とかいろいろなことを行政が行われた場合でも、コミュニケーション、皆さんの、ふれあいというとちよつときれいな言葉ですけども、そういったものが生まれるような、そんなような施

策をとっていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、今、私がきょう質問したのも、皆さんに聞きたかったのは、「あと10分先に地震が来る。さあ、皆さんはどうされますか」、私、これを聞いたときに、昼間に自分の店にいることを思い出したんですよ。私は、どこに逃げようかと、うちに水や食料があったかなとか、次は、金庫の貴重品をどうしようかと、そんなことを思ったんですけども、これ、考えてみますと夜中もありますし、お勤めの方は職場もありますよね。

さて、10分先に地震が来ると。やはり、そのときのために、今から準備をされたらいいのではないかということをおもひまして質問をさせていただきました。

最後でございますけれども、私ごとでございますが、きょうは私の誕生日でございます、この記念する節目の日にこんな一般質問ができたことに、皆様に感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午前11時ちょうどから再開します。

(午前10時48分)

○議長 安藤洋一君

会議を再開します。

(午前11時00分)

○議長 安藤洋一君

質問3番 黒川勝好君の「JR蟹江駅周辺まちづくり進捗状況を問う」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川でございます。

通告書に従いまして、「JR蟹江駅周辺まちづくり進捗状況を問う」ということで質問させていただきます。

この質問につきましては、先ほど伊藤俊一議員がやる質問されまして、ほとんどされちゃったみたいな感じですけども、改めましてまた私からも質問をさせていただきます。

その前に、この駅舎、橋上駅になったいきさつと申しますか、経緯を、このような大がかりな駅舎をつくることになった経緯についてちょっと振り返ってみたいというふうに思います。

平成10年、JR蟹江駅北側の区画整理事業に伴い、北側駅前広場付近に新たな改札口を設置する必要があるということで、当時、JR側に佐藤篤松町長であったと思いますが、要請をしてまいりました。しかしながら、なかなか進展を得ませんでした。そして今現在、横江現町長になった平成21年6月でございますが、JR側に正式に要望書を出されました。

この要望書の内容でございますけれども、ＪＲ駅北側駅前広場付近に新たに改札口を設置していただきたい。もう一つは、現在ある北側臨時改札口は始発から終電までの時間帯、常時開設をしていただきたいと、この２点をＪＲ側に要求したという経緯がございます。

そして、そのときのＪＲ側の回答でございます。

「設置費、人件費及び維持管理費等、経費がかかるので認めない。仮に、設置に係る整備費や配置する人件費等を含む全ての費用を蟹江町を負担したとしても、単発的なことであり、将来的にＪＲの負担リスク及び蟹江町が費用負担・財源確保ができる確約はない」、はっきりとだめ出しをされたわけでございます。

町長は、ＪＲにだめ出しをされた以上、こうするしかなかったとは思いますが、この駅舎に変わりました背景には、どうしても北に終日改札にするにはこうするしかなかったと我々も思っております。苦渋の決断であったということも私は十分理解をしておるつもりでございます。

しかし、ＪＲもすんなりと承認をしておるわけでありまして。ＪＲ側が、いみじくも蟹江町に心配してくれていたこと、「これは蟹江町の将来的なリスク、費用負担・財源確保ができる確約はない」と、あの言葉は一体何だったんであろうかと。私は今でも、ＪＲに蟹江町はペテンにかけられた、はめられたというふうに思っております。

しかしながら、こんなことを言っても始まりませんので、あと１年先ということになっております。来年の今ごろには、ちょっと遅くなるようなことを先ほど言われましたけれども、新しい自由通路及び駅舎が完成をいたします。素直に皆さんと一緒に喜んでいきたいというふうに思っております。

そこで、本題に入ります。

平成28年12月の私の一般質問で、「ＪＲ駅周辺の開発と今後の計画」ということで質問をいたしました。

あれから３年たちましたけれども、ＪＲ周辺まちづくりはどのような進展があったか、まずよろしくお願ひいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、お答えをさせていただきます。

先ほどの伊藤議員の答弁と重複する部分がございますが、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

平成28年9月議会での自由通路事業の議決後の進捗としまして、ことしの2月に仮駅舎が完成し、駅機能を移転してございます。その後、本格的に工事に着手をしまいいりまして、令和2年の12月から令和3年1月の間で供用開始に向け今整備を進めているところでございます。

また、駅前広場の整備におきまして、ＪＲ用地の約1,730平米を取得するために、ＪＲや

法務局との調整も行ってまいりました。今年度におおむねの調整等が調いましたので、来年度には用地測量を行い、用地取得や南駅前線の概略設計を行う予定をしております。

今後は、この南駅前線の整備にあわせまして、地権者の意向や要望を調整しながら駅周辺のまちづくりの検討を進めていくところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

それから、平成29年の9月議会で全員協議会に出されました資料により説明をさせていただきます。

これがそのときに出されました駅前の予定です。それから、駅から消防署までのこの予定の図がここに載っておるわけでありましてけれども、まず1つ目、この全員協議会でありました、駅南東側一体の市街化調整区域、このままでは十分な都市機能が発揮できないということで、どのような手法で市街化を持っていかれるのか、まずお聞きをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

平成29年9月の議会の協議会での資料でございます。

ご質問にありますとおり、課題としまして、駅南東部側一帯は市街化調整区域となっており、その立地ポテンシャルが十分に発揮できない状況であるという課題を抽出しまして、その方針としまして、「計画的な土地利用の誘導を図るためには、地区計画制度の活用等について検討が望まれる」と報告をしております。

単に市街化にするというものではなく、市街化調整区域のままでの土地利用についても検討する結果となっておりますので、地区の状況に応じまして、あらゆる手法で検討していく予定としております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今の駅南東側でありますけれども、近くでいいますと、本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目ぐらいまでがちょうど蟹江・弥富線、あそこまでが5丁目までになると思っておりますけれども、もう少し東へ行くならば、福田川まで行っちゃうわけですがけれども、その辺までを想定されておるわけですか。どの辺までを想定されておるわけですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現在想定している区域としましては、東郊線より西側の調整区域の部分について、検討地区として今検討はしております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

東郊線より西側……。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

西側です。

○8番 黒川勝好君

それでは、2つ目になりますけれども、ここの全員協議会の資料によりますと、交通結節点という言葉を使っているわけですが、この交通結節点の機能強化とありますが、具体的にはどのようなことを言っておるのか、お願いをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

交通結節点の機能強化ということでお答えをさせていただきます。

この12月の議会協議会においても報告をさせていただいております「蟹江町総合交通戦略」につきましても、JR蟹江駅周辺を交通結節点として位置づけ、学識経験者や交通事業者などから構成される「蟹江町交通戦略推進協議会」で協議を行っているところでございます。

その内容としましては、例えば、ハード面では早期に駅前広場を整備しまして、バスやタクシーなどの二次交通手段の活用の促進や、ソフト面では駅へのお散歩バスの乗り入れが可能となることから、バスルートやダイヤの見直しなどを検討することとしてございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今の総合交通戦略推進協議会、これにつきましては、またちょっと後から質問させていただこうと思いますが、次に、イ) 都市的土地利用の促進、日常生活行動で生じる需要を対象とした機能立地誘導を検討するということが書かれておりますけれども、この位置につきましては、大型の商業施設等を誘致する予定は何かあるのか、お聞かせを願います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

お答えをさせていただきます。

平成29年9月に協議会で報告しました「JR蟹江駅周辺まちづくり検証業務」の中で、JR蟹江駅の利用者に対し、駅周辺のまちづくりの意向を把握するためアンケート調査を実施してございます。

そのアンケートでは、JR蟹江駅周辺でどのようなサービス施設があるとよいかという設問がございまして、その結果としまして、銀行やATM、物販や飲食店という回答が多数ございました。その結果を受けまして、南駅前線の沿道等にこれらの施設の誘導を図ることが望ましいと考え、「日常的な生活行動で生じる需要を対象とした機能立地の誘導を検討する」という表現で記載をしております。

特に、現段階で大型商業施設の誘致を予定しているわけではございません。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうすると、大きな施設は来ないということで、日常的な施設が欲しいということになっ

ているということによろしいかと思えます。

それでは、次にウ)といたしまして、行政主導ではなく、住民を当事者としたまちづくりをしていくということでございますが、このメンバー等はお済みになられたのか、これからどのようなメンバーでこの住民主体としたまちづくりをやっていくのか、お願いをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

それでは、お答えをさせていただきます。

このメンバーという形ですが、現段階ではまだメンバーは選定をしてございません。今後、この駅周辺のまちづくりを検討するに当たりまして、今後予定してございます南駅前線の整備を進める際に、道路区域内の地権者やその周辺の住民などの意向・要望を把握するために、行政主導ではなく、住民参加型の駅周辺のまちづくりを推進する体制を構築していく予定でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

その住民主体でやっていかれるわけですが、やはり、この当事者、ここの地域の方はもちろんでありますけれども、先ほど町長も言われたとおり、商工会の関係とか、観光協会、そういう方たちのお知恵もやっぱり必要だと思いますし、いつも言われる有識者って、どういうのが有識者になるかわからないですけども、そういう方のお力も当然必要になってくると思います。

先ほどの話じゃないですけども、まだ時間はかかりそうですけれども、じっくりといいものをつくっていただきたい、そのためにもやはりメンバーとしてしっかりと協議をしていただける方を選んでいただきたいというふうに思います。

次ですけども、いろいろ伊藤さんに言われてしまったものですからあまりないんですけども、最後の質問は、町の財政規模を考慮して財政回復を待って整備していくことが、今後駅前から消防署までの全420メートル区間予定をされておりますけれども、これも先ほど7年ということをお聞かせいただきましたので、7年が目標ですね、これ。7年のスパンを目標にしてということをお聞かせいただきましたので、それはそれでいいと思いますけれども、とりあえず、この赤の駅前のところでですけども、これを最初にやられると思うんですね、計画として。これが今の大体の予算として3億円を見込んでみえるわけですね。まず駅前の。これは、JRの用地買収の金額も入っているわけですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

この駅前広場の赤い部分の事業費としまして、JRの用地買収費も含んでございます。

よろしく申し上げます。

○8番 黒川勝好君

そうしますと、ここが3億円、それからロイヤルステージまで、このちょっと黄色いところが6億円、そこからまた消防署まで最後で11億円で、全てで20億円という予算、これを7年でというような話だったと思いますけれども、この期間は、いろいろ地権者とのこれからの折衝があると思いますから、時間はかかるとは思いますけれども、やはり、この間、議員懇談会って、商工会と懇談会がございまして、11月ですけれども、議員全員そろって、商工会の幹部と話し合いがあったときに、やはり皆さん、先ほど伊藤議員もやられたとおりに、心配してみえるわけですよ、ここを。大きなお金で立派な駅舎ができると。その周辺がいつになったらできるんだと。本当に皆さん心配されておるわけ。それが10年だ、15年だ、20年だと言われるのがっかりしちゃうんですね。ですから、できる限り早くこれはやっていただきたいというのは、僕らみんな、議員の方皆さんそういう気持ちでおると思いますので、そのところはよろしくお願いをしたいと思います。

そして、ちょっと通告書はないんですけれども、伊藤さんがいっぱいやられたものですから、僕の言うことがなくなっちゃったもので申し訳ないですけれども、最初、総合交通戦略推進協議会というものを立ち上げてこれからやっていくと言われたわけですけれども、蟹江町って、本当に11平方キロメートルって限られたコンパクトな町でありまして、そのところに上手に近鉄の蟹江駅、そして西へ行けば富吉駅、そして北へ行けば、今度新しくできるJR蟹江駅と。これ、珍しいですよ。これだけのコンパクトな町で3つも駅があるというのは。

だから、この3つの駅を十分に生かした、そういうこれからの交通戦略、それをしっかりとやっていっていただく必要があると思うんです。

それで、先ほどもお散歩バスとか、そういういろいろな乗り入れ、これから高齢者がふえてくるということで、そういう流れを作っていくにやいかんということですが、もう少し何か具体的な話はございますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、都市交通、蟹江町総合交通戦略についてということでお答えをさせていただきます。

まず、この計画の目的としましては、進展する少子高齢化社会への対応としまして、今までのような自動車に頼るような過度な社会よりも、公共交通に転換を図るといったものが目的となっております。

今回の交通の将来都市像としまして、議員が今おっしゃられたとおりに、3駅を交通拠点として位置づけまして、その3駅を結ぶ中を熟成させるような交通体系を図る計画としてございます。

現在は、第4回までその協議会でいろいろな内容を議事させていただきました、今月、12月24日に第5回の協議会を開催し、年明けの令和2年1月14日から2月13日の間でパブリックコメントを実施し、その後、今年度末に計画の公表をする予定をさせていただきます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今、説明のあったとおりだと思いますけれども、それで、多分、先ほどの資料があると思いますが、伊藤議員の質問の中をとってしまって申し訳ないんですけども、蟹江町というのは、東西は結構動きができるんですけども、先ほどの話じゃないですけども、南北、西尾張中央道が1本スポンとあるんですけども、あとが行けないから、もう一本、二本ということで、今の今須成線、そして東郊線ということでお話をされておったわけですね。これも平成5年にその議会に出てきたということですけども、予定というか、お話は多分昭和の時代からあったと思います。今の東郊線も今須成線もね。それで、いろいろと今答弁をされた、ああでもない、こうでもないで30年、40年過ぎちゃったわけですよ。30年、40年過ぎてやれないものは、やれないんじゃないですか。はっきり言いたいんですけども、またうまく、先ほども部長も町長も副町長もそうですけれども、上手に言葉を並べて、「やっていきますよ、やっていきますよ」と言われるわけですけども、これ、やれると言ってみるんだからやれるんだろうけれども、先ほど、僕答弁を聞いておったら、平成5年のときに13億円の予算をつけたんですか、2本で。2本で13億円の予算をつけたようなことを言われたと思うんですけども、これがアンダーのほうで、例えば、今やるとすればどれぐらいの予算で見積もっておるか、それは出ていますか。

部長、わかったら。

○産業建設部長 伊藤保彦君

現段階での事業の計算というのはまだしてございませんが、今言われましたのは、今須成線のときの13億円というお話をされたという……。それに、今現在の事業に対して幾らになるかということまでは今ちょっと把握してございませんので、まことに申し訳ございません。

○8番 黒川勝好君

2本でよろしいですね、部長。2本で13億円、当時ですよ。違いましたか。先ほどの答弁はそうじゃないですか、1本ですか。今須成線だけですか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

今須成線の話でございます。

○8番 黒川勝好君

まあ、いいや。今須成線だけなら、それだけで結構ですけども、だけど、当然やる気でしょ。まだ今でも継続でやるやると言ってみえるわけですよ。だったら、それなりの新しい数字が出てきてもおかしくないんじゃないですか。だから僕が見たり聞いていて、全然やる気がないとしか思えないですよ。だから、やれないならやれないと言ったほうが僕はすっきりしていい。皆さん待ってみえるんだもん。今須成線でも東郊線でもそうですよ。東郊線だ

って、拡張は断念したんでしょ、違いますか。町長も先ほど、もうあそこは、拡張はもう断念して上げるんでしょ。オーバーでいくんでしょ。だったら、それなりの試算を出すような、やる気がある、それが僕らに伝わってくるやる気じゃないですか。言葉でうまいこと言っておったって、幾らかかるかも試算していない。「どういうふうにするか。やりますやります。地権者が地権者が」、地権者に今度ぼっちゃっているわけですよ。じゃ、何年も前に早く承諾した地権者たちはどう思っていますか。私たちは町に協力したいと思ってやっているわけですよ。それをいまだにあと残っている地権者がどうのこうの、粘り強くやりますと。それで30年、40年やったらたまったもんじゃないですよ。最初に承諾した人たちは。だから、やれるならやれる、やれんならやれんと、はっきりとこれは言わなきゃあかんですよ。伊藤さんだって、15回やったら、僕は平成7年、同期ですわ。15回これだけやっても話は何も進んどらんですよ、今、僕聞いておいたら。それは、伊藤さんの身になったら、それは気の毒ですよ。俺、こんなに言っておるのに何もやってくれん。それはそうだ、僕らの使命ですわ。僕ら、本当に言ってる言ってるやっとな動いてもらえるんですわ。一遍言って、「はい、やります」なんて誰も言ってくれませんもんね。それはわかりますよ。だけど、僕らもう議員やって25年ですが、平成7年組。町長さんも一緒に出て、今は立場が違いますけれどもね。

でしたら、やっぱりやれんならやれんとははっきり言ってあげたほうが、町民の皆さんにはいいと思うんですよ。しょうがないんですもん、やれんのだもん。やれるなら、本当にパンを決めてびしっとやってあげてくださいよ。さっきも話した、佐藤篤松さん、前の町長さんが10年でやりますと。何もやらなかった。それから引き継いだ横江さんは17年から今年年ですか、これも十何年、何も動いとらんですわ。だったら、できないんだ。できないならできないんで、こういう経済的な事情、いろいろな事情があつてできませんと。だけど、やっぱり今の話で、今須成線か東郊線か1本はやっぱり抜ける道は欲しいですよ、蟹江町は。西尾張中央道だけに頼るとっちやいかんもんね。だけどやっぱり、はっきりと決断するのも首長の仕事だと思いますよ。

また、思い出しちやったらいかんけれども、JRの話もそうです。また申し訳ないけれども、北口改札、あれ、すっぱりスカッと断られてだめ出しされてスカッと方向を転換したじゃないですか、町長。大きな金になったけれども。25億、26億の金になっちゃった。北口だけの改札だけだったら、その10分の1でよかったんじゃないですか。そのお金、あと残りのお金はほかに使えたんじゃないですか。そこを断るといふのは、首長の仕事だもんね。我々は言いつぱなしでいいんだ、やれやれと。20年でも30年でも言いますよ。皆さんが期待するもの。今の答弁を聞いておる。今須成線だって。ほんなら、やってくれるのかなと。でしょ。それができるんですか、はっきり言って。だったら、やっぱりできませんと言うのもこれは町長の判断だと思いますよ。いつまでもやれるやれるって言ったらかわいそう。どう思いますか、町長。

○町長 横江淳一君

厳しいご指摘をいただきまして、本当に申し訳ございません。

できないと言うことができるかできないかという話でございますが、実施計画と実際の目標は、当然、地方自治体の税金を使う以上、議員の皆様にお示しをしながら議決をいただく、そして前に進める、十分それは黒川議員もご理解いただいていると思いますし、私も同期の議員といたしまして、この現状は十分理解をしてございました。ただ、平成17年の4月から町長を受けまして、この今須成線の進捗状況につきましては、随時連絡をいただいておりますし、地権者との話も直接したこともございます。やっぱり年月がかわり、地域の皆さんの考え方が変わられたということも若干あるやに聞いております。しかし、今まで協力していただいた方に対して、「もうやめましたよ」というようなことが本当に簡単に言えるような行政では僕はあってはならんというふうに思っております。

ただ、経緯・経過としてここまで来てしまったことに対しては、責任者としておわびを申し上げたいと思いますし、JRのことにしても、北側の改札口ができなかったから橋上駅にしたという、そういう安易な考えではなかったこともご理解をいただきたいというふうに思っております。

たくさんのお金を道路インフラ整備に使うということに対して大きなご批判もあるかもわかりません。しかし、先ほど黒川議員もおっしゃってみえるように、やっぱりスモールタウン構想、小っちゃな町であります。しかしながら、3つの駅を有しておるということは非常に素晴らしいことだと思いますし、これからは公共交通機関を使ったいろいろなインフラ整備が中心になってくるというふうに思います。少子化・高齢化、そして高齢化による免許返納等々あるというふうに私も理解しておりますので、この交通戦略の中でしっかりとお話をしながらやっていきたいのがまず1つ、それから、東郊線、そして今須成線につきましても、進捗状況を前に進めるために鋭意努力をさせていただくとしか、今の現状では言うことができません。決して中止をするということではございません。ただ、もう少し時間がかかるということは、申し訳ございませんが、おわびを申し上げたいというふうに思います。

東郊線につきましては、そういう状況を少しでも打破しようということで、県道への格上げをもう2年、3年これで県にお願いをしております。道路というのは点ではありません、線でありますので、あま市から通じ、最終的には名古屋線都市計画道路、国道1号線を超えて名古屋市に入る道でもあります。そういう意味で言えば、東郊線の整備もしっかりとこれからやってまいりたいというふうに思います。ただ、踏切のことにつきましては、いろいろな要因がありますので、これもしっかりと話し合いをしながら、個別の会議を今持ったところでもありますので、決して結果を焦らず、粘り強く、何度も申し上げますようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○8番 黒川勝好君

だから、一緒だと言っているんですよ、今の町長の答弁。

結局、ここから進んでいかんのですよ。

(「そんなことわからんがね」の声あり)

いや、わからんがねって、今町長言われた、わからんがねって言われるんだけれども、ちょっと待ってくださいよ。平成17年から町長をやられて、今の今須成線、佐藤篤松さんからもちんとあれは聞いておるといふ先ほども答弁だった。それから、もう14年ですか、町長をやられて。もう、わかりますよ、努力してみえることは。そんなことは僕ら十分わかりますよ。だけれども、見えないんですよ、いつまでたっても先が。

じゃ、町長、町長の任期があと1年半ぐらいですか、それまでにきちんと道筋をつけますと今言い切れますか。これがつけられるまで私はやり切ります、町長をやりますと言い切れますか。難しいでしょう。確かに難しいと思いますよ。だけれども、みんな待っているんですよ。それで今度、次の町長選、再来年の3月になるわけです。そのときの町長をやられるかやられんか知らんですけれども、そのときの公約できちんと、わしはやってみせるといふような態度でやっていただければいいんだけれども、我々もいつまで議員をやっているかわからんですから、伊藤さんだってわからんですからね。申し訳ないけれども、それはわからん。先のことは誰もわからんですよ。確かにそのとおりですよ。だけれども、我々は言いつ放す、いつまででもくどいようにやる。だけど、やっぱり最後は町長、首長ですもの。首長が判断しなきゃ誰が判断するんですか。部長や課長だって定年があるじゃないですか。町長はないよ、定年は。自分がやるって言えばいつまでもやれますよ。年齢だって関係ないですからね。だったら、きちんとした数字を見せてほしいわけですよ。東郊線だって、県に格上げする、早くやってくださいよ。それも、2年、3年やってきた。だけどできません。そうなの。こうやって言われるのが町長なんだもん。しょうがない、それは。議員は、町長はやらないからいかんわ。こういう話になるわけ、我々はね。最後は、町長、首長が責任を取らにゃいかんわけですよ。首長がやれんなら、誰もやれんですよ、これは。

先ほど、伊藤議員が人事権まで言っておったですけれども、そんなこともできんですよ。誰をやめろ、誰を引っ張ってこいなんて、我々はできんこと、首長だからできるんですよ。だから、もういいかげんにこの話、東郊線もそう、今須成線もそう、できるならできる、できないならできない、できるならいつまでにやります、私が町長であるうちに必ずやる、それぐらいのことを今言い切ってくださいよ。そうしなきゃもう、これはいつまでたたって一緒ですもん。ずるずる、歯がゆいですよ、僕ら聞いておっても。この担当の人たちは担当の人で一生懸命やっている。だけれども、最後は町長なんだもん。この担当の人ができないとは絶対言えんでね。自分が腹の中でできないと思っただって、この人たちは町長がやると言っておるんならやると言い切らなければあかんからね、これは組織なんだから。そうでしょ。だったら、町長もはっきりちょっとここでもう一遍言ってやってください。そうしな

いと、もう僕もやめるにやめれないですわ、議員を。お願いいたします。

○町長 横江淳一君

大変、答弁に困る質問でありまして、冒頭から申し上げましたとおり、別に道路の問題、全ての問題が最高責任者は町長でありますので、責任転嫁をするつもりは全くございません。ここで、できる、できないと言えるだけの材料が、今、残念ながらございません。そういう意味で、やるということについては、継続事業としてしっかりとやらせていただくというお答えを今させていただきます。

議員は、確かに指摘するだけで議員はいい。そうではあってほしくないなど、私は同じく議員としてやってきた議員として思います。

私は、今議員に質問するつもりは全くございません。しかしながら、蟹江町をよくするという気持ちは、立場が変わっても僕は一緒だと思っています。そういう意味で、最高責任者である私は責任をしっかりとらせていただきます。だめならだめの町長のレッテルを押していただくのは、これは仕方がないと思います。しかしながら、鋭意努力はさせていただくということしか今現在は言えません。ただ、お願いしたいのは、議員さんもできれば小さな協力でもいいですけれども、俺、こうやってちょっと話してきたよ、やったよと、ちょっとやっていただけると、めちゃくちゃありがたいなと思いますよ。ただ、議員さんの力を云々と言っているわけじゃありません。執行権はあくまでも理事者側にあります。それだけを今ここでお話をしていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○8番 黒川勝好君

僕、ちょっと今のは違うと思いますよ。

みんなやってほしいもん、そこだって予算があれば、今須成線、東郊線、みんな一緒ですよ、やっぱり、僕らだって一緒ですよ。だけれども、実際本当にできるのか、予算も含めて。予算を含めても流れが変わってきているわけじゃないですか。先ほど言われた地権者の方も代がかわってきているわけじゃないですか。みんな、いろいろと条件が変わってきているわけですよ。いつまでも一緒じゃないわけですよ。いいものをつくる、誰だってそうですよ。駅舎だってそうですよ、JRの蟹江駅の駅舎だって、30億円でも50億円でもかけてやれるなら、幾らだって僕らだって賛成しますよ。そりゃそうです、いいものをつくって誰が嫌だって言うものですか。賛成しますよ。だけれども、続いてくる言葉がいろいろあるじゃないですか。予算的なこともあるし、この間のJRのときだって、北口だけの話、どうしてもJRはだめだとだめ出された。苦渋の選択だったと思うんですよ、町長も。いろいろその間にあったと思う。我々は知らないから、おめえは勝手なことを言っておるなと腹の中で今思ってるかもしれないですけれども、それはそれだと思う。そうだと思うもん。

僕ら勝手なこと言わしてもらえばいい、だけれども、気持ちは、よくするというのはみんな

な一緒なんですよ、蟹江町をよくしようという気持ちは。お金があれば幾らでもやりたいですよ。バンバンといいものを建てていきたいですよ。箱物だって僕いつも反対するけれども、箱物だってある程度は建てたいですよ。そんな気持ちはみんな一緒。ただ、全体的なことを考えてもらうに当たって、限られた予算の中で首長としてどうやってやっていくか、蟹江町なんて、本当に11平方キロメートルって、限られたコンパクトな町ですよ。やりようによってはすごい町になると思いますよ。名古屋駅から10分ですがな。

やっぱり、もっと蟹江町って大きくなっただですよ。名古屋から10分のこの場所、なぜこれがこんなにおくれたか。これは皆さん多分わかってみえると思う。僕もここでは時間もないのであれですけども、本当にもう一つ、町制130年って言われる、こんな町は珍しいですわ。普通ならもっと格上げして市になっとするですわ。それを、いいのか悪いのか、それは皆さんに判断してもらえばいいですけども、いつまでも町におっていいのか、もっと市になれる機会があったんじゃないかと。それは、皆さんの考え方でいいですけども、市になれる機会はありましたよ、昭和の時代に絶対に。これは大きく言えば土地柄で、残念ながら人口をふやすことができなかつたですけども、こんないい所、5万人にすぐになりましたよ。昭和のときにもう第2次計画ぐらいで、第1次計画で町長も見てみえると思うけれども、あのころも4万人、5万人という数字は出ておったですよ、蟹江町のこれからの。

ですから、ただ、我々議員もそうですが、蟹江町をよくしたいのはみんな一緒です。できないことはできないとはっきりとこれを言うのも首長の責任、これだけを私はお願いをして、ちょっと一般質問の要旨と変わってしまいました、申し訳ございませんが、終わりいたします。

○議長 安藤洋一君

以上で、黒川勝好君の質問を終わります。

質問4番 飯田雅広君の「母子保健対策は万全か？」を許可いたします。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

「母子保健対策は万全か？」と題しまして、一般質問をいたします。

深刻化する児童虐待について、これまでも多くの議員から質問がありました。

人の命にかかわる大切な問題になります。私も、平成30年9月定例会におきまして、民法改正に関する一般質問を行いました。その際には、債権法改正を主なテーマとして質問をいたしました。一部、家族法に関してもお聞きし、子ども課長からは、蟹江町における児童虐待数を答弁いただき、民法第822条の懲戒権についても触れさせていただきました。本日は母子保健法の視点からお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今、子供の虐待死が相次いでいます。相次ぐ虐待は、決して人ごとではありません。一見して普通の家庭でも育児ノイローゼや地域からの家族の孤立、DVなどにより深刻な虐待が

起こり得ます。受験期に過度に子供を追い詰める教育虐待も社会問題化しています。虐待死が起こると矢面に立たされるのは児童相談所です。しかし、児童福祉士の人手不足で現場はパンク状態です。いかに児相頼みから脱却し、虐待を防止するのか。その仕組みづくりが問われています。

町長は、施政方針の中で、「子育てを支える社会づくり事業について、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを保健センター内に開設準備をしております。国は、健全な親子・家族関係を築けるようにするためには、子育て世代を身近な地域で親身に支える仕組みづくりを整備することが急務であるとして、母子保健法を改正しました。これにより、支援センターの設置が市町村長においては努力義務となり、2020年度末までに全国展開を目指すこととされています。町としては、制度や機関により支援が分断されることのないよう、保健センターと地域福祉医療関係機関との連絡調整を行いながら、妊産婦及び授乳幼児等に係る生活の質の改善と向上を図るために、包括的な支援を提供しております」と述べられておられます。

そこで質問いたします。

子育て世代包括支援センターの設置時期や業務内容についてお尋ねいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

失礼いたします。

子育て世代包括支援センターの設置時期についてですが、令和2年度、来年4月の開設を目指して、保健センター内に専用の相談室を設置する準備を行っております。落ち着いた雰囲気の中で、妊娠・出産・子育てに関するご相談をお受けし、ご助言できる場所をつくります。

業務につきましては、保健師等がきめ細かな相談支援を行うことによりまして、妊産婦及び乳幼児の実情を把握いたしまして、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談をお受けし、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療や福祉に関する機関との連絡調整を行いまして、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供できるよう、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する子育て世代のための包括的な切れ目のない支援をご提供します。

以上です。

○3番 飯田雅広君

それでは、その子育て世代包括支援センターですけれども、専門職を配置することが必須となっています。妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を提供するためには、専門職でない職員も専門的な知識を有する必要があると考えますが、専門職を含め、職員の確保に関してどのように考えていますか。また、人件費が主な経費になるかと思いますが、子育て世代包括支援センターの運営費概算額はどれくらいでしょうか。お聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

今年度、母子保健担当の保健師は5人おりました、さらに、赤ちゃん訪問に従事している助産師が子育て包括支援業務に専従しております。

次年度も、現在と同様の人員でやってまいる所存であります。

運営費につきましては、専従の助産師の person 費を含めまして、事業に必要な経費を次年度しっかりと予算計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

まだ、人件費のお話だけになっておりますけれども、例えば、稲沢市等々でも、稲沢の子育て応援アプリ「すくすくいなッピー」などを配信しています。

例えば、このアプリですと、稲沢市の子育て支援情報、イベント情報、施設マップなど、子育てに関する情報をアプリにギュッとまとめてあります。お子さんの予防接種のスケジュールや、子育て日記などの機能もあり、大変便利と聞いております。

子育て世代支援包括支援センターの設置にあわせて、このようなアプリも蟹江町も一緒にスタートできれば、相乗効果でより住民の皆様へ子育て世代包括支援センターの周知が進むと思っておりますし、利用も促進されるんじゃないかなと考えます。このようなアプリの導入をご検討いただきたいと思いますと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

子育て世代応援アプリは、今ご紹介いただきました、稲沢市を始め、隣接の津島市と愛西市も既に導入済みでありまして、いろいろ教えていただいたこともございます。おっしゃるように、子育て世代包括支援センターを立ち上げた自治体の幾つかが子育て応援アプリを導入しておいでです。

これは、スマートフォンで子育てを応援する情報を一元的かつ手軽に得ることができるアプリですので、子育て中のお忙しいお母さん、お父さんにとりまして、極めて便利で利用する価値は大きいと存じます。現在、導入に向けて、私ども積極的に検討を進めているところであります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

前向きに検討をいただいているということですので、私も期待をして開始されるのを待っております。

先ほど、子育て世代包括支援センター、近隣の市町村、やっているところはこのアプリも一緒にやっているよというお話でしたけれども、それでは、この子育て世代包括支援センターの近隣市町村の設置状況はいかがでしょうか。

また、子育て世代包括支援センターを設置することにより、町民にとって何が変わるのでしょうか。

また、子育て世代包括支援センターで予定している業務内容は、現在、蟹江町は行っていませんので、教えてください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

近隣市町の設置状況は、ことし4月1日現在、愛知県内54自治体のうち41の市と町がセンターを設置済みです。うち、蟹江の近隣では、津島市、愛西市、あま市、大治町が実施しております。

それから、現在、本町の保健センターで実施しております母子保健事業がほぼ既に子育て包括支援サービスに当てはまっております。

妊産婦・乳幼児の支援には、医療機関、母子保健を担う子ども保健センター、児童福祉担当の子ども課、また、幼稚園や保育所、地域の子育て支援拠点である子育て支援センターなど、多くの機関・部署がかかわっておりまして、当事者である妊婦さん、親御さんがご自分の必要とする支援を選ぶことが、ともすればなかなか難しいと思われまます。そのため、子育て世代包括支援センターを設置することにより、センターが中心となりまして、妊産婦さんに助言したり、関係機関の連絡調整を担うことにより、これまで以上に連携がスムーズになりまして、切れ目なく必要な支援を受けられる体制が整うことが期待できると存じます。

これまで、センターの開設に向けて職員も研修を繰り返し受講しておりますし、人的配置、それから専用相談室の設置工事や支援センターの設置要綱等を整備してまいります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

今のお話をお聞きますと、一応、業務としてはやっているけれども、この新しくできるセンターが中心となってやっていきたいということで、今いろいろとやっているものの、それぞれの連携が、このセンターができることによってスムーズに行われるんだろうなというふうに認識をしております。

子育てされている皆さんが、本当に子育てしやすい環境になればというふうに思います。

さて、厚生労働省では、親や子供の多様性を尊重し、それを支える社会や児童虐待のない社会の構築を通じて、全ての子供が健やかに育つ社会を推進するため、母子保健の取り組みの方向性を示した「健やか親子21」を展開しています。

また、平成29年の改正母子保健法では、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を通じて、児童虐待の早期発見に努めることとされたところです。

実は、児童虐待により子供が死に至るケースで一番多いのはゼロ歳児になります。虐待死の全体の5割を超えています。その背景には、それだけ妊産婦が追い詰められているからだと考えられます。虐待する親の多くは、妊娠期からさまざまなリスクを抱えているのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

児童虐待の死亡事例は、ゼロ歳児が多いことから、子供を出産する前からの取り組みが重要だと考えます。その点、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご指摘のとおり、お子さんを出産する前からの取り組みは大変重要であり、私どもは、子育てに関する包括支援を早い段階から始めております。

母子保健事業におきまして、保健師が妊婦さんと最初にかかわるのは、妊娠届の提出を受けて母子健康手帳を交付するときですが、その際、アンケートなど対話の中で、妊婦さんが身体的・精神的に不安定な様子だったり、妊娠に関するこちらの質問に対するご回答が不安や悩みを抱えているような内容の場合、子育てのケアプランをお渡ししながら、妊婦さんに「お困りのことはありませんか」とかお尋ねしたり、また後日お電話を入れたり、場合によってはご自宅を訪問する等して、多くの機会を捉えて、妊娠期の不安のご相談を受けるようにしております。

また、こうした取り組みは、子育てに関する不安を早期に察知しまして、社会問題化している将来的な育児放棄、虐待を未然に防ぐ手だてともなり得ますので、極めて大切であると考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

究極の児童虐待防止は、妊娠期からの支援というふうに言われております。また、精神疾患や産後鬱に悩む妊婦も多いと聞いております。

そこでお聞きします。

医療機関において、精神疾患や産後鬱に悩む妊産婦を発見した場合、情報提供がされると聞いております。実際、あるのでしょうか。また、あれば、どんな取り組みを行っているのでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

保健センターでは、医療機関から精神的に不安な産後鬱に悩むお母さんの情報提供を受けています。

医療機関で実施します産後健診におきましてメンタルチェック、これは、「エジンバラ産後うつ病質問票」というものを使用しますが、そのチェックを行いまして、そのスコアが高い場合はハイリスクということになりますので、お母さんが抱えてみえる不安を明らかにしまして、そういったハイリスクの場合、情報の提供を受けまして、電話相談や訪問等で継続的に支援をさせていただきます。

産後鬱だけでなく、何らかの心の問題のために育児に支障を来し、虐待のリスクを持つお母さんもみえることが考えられますので、私たちはこのメンタルチェックを重要視しております。

以上です。

○議長 安藤洋一君

ここで、少し早いですが、暫時休憩します。午後1時から再開します。

(午前11時56分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○3番 飯田雅広君

それじゃ、午前に引き続いて午後もよろしくお願ひします。

午前中の最後は、メンタル不調に陥った妊産婦の取り組みについてお聞きして、お答えをいただいたと思います。

支援を必要とする妊産婦を医療機関と行政が連携をして寄り添っていくことは重要だと考えます。妊産婦が健康を維持していくことは大変なことだと思います。それでは、妊産婦の体の面での健康の支援として、産前産後の取り組みはどのように行っているかお聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

本町では、妊産婦さんにあらかじめ受診表をお渡ししておりまして、それでもって医療機関で妊産婦・乳児健康診査を受けていただいております。これでもって産前産後のケアをさせていただいております。

妊娠中に14回の健診と子宮がん検診を1回、そして歯科検診を1回、そして出産後にもう一度健診を1回受けていただきまして、また生まれた赤ちゃんの健康診査を生後1カ月ごろと6カ月から10カ月の間の計2回受けていただいております。

受診表に記載してあります一般診療や検査項目については公費で助成させていただいております。

妊娠中の検査結果に異常が発見された方に対しては、パパママ教室とか電話相談とかで対応させていただきまして、産後健診の結果が異常ありの場合は、赤ちゃん訪問等の機会を捉えて状況を確認して支援を継続させていただいております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

しっかりとした支援をお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

親が子を虐待し、時に死に至らしめるような痛ましい事件が相次いでいます。この心身の傷は当然深いのですが、虐待する親の側も心の病を持つ場合が多く見受けられます。早目に気がつき、治療や支援をすれば虐待を防げる可能性もあります。精神疾患を発症していたり、

養育環境に課題がある妊産婦に対しては、特に継続的な支援が必要と考えます。

幼児期に虐待を受けるとトラウマとなり、自分の子供にも同じように虐待するケースは虐待の世代間連鎖と呼ばれます。虐待を受けたことのある親の3分の1が自身の子を虐待するとの報告もあります。繰り返しになりますが、この心身に負う傷も深刻ですが、虐待する親の側の心も病を持つことが多くあります。

そこでお聞きします。この虐待は親からのSOS信号です。背景に精神疾患があるのであれば治療して安定な状態に持っていく必要がありますが、どのように取り組んでいますか。

次に、育児に関して育てにくさを感じている親や相談に来ることが難しい家庭に対してアウトリーチ、訪問型での支援が必要だと考えますが、どのように取り組んでいますか。

そして、これは通告書にはありませんが、お答えできるようでしたらお願いいたします。

11月29日に母子健康法の改正案、産後ケア法案が成立しております。核家族化の中でいわゆるワンオペ育児で孤立する妊産婦が数多くいるものの、産後ケア事業を行っている自治体は全国のおよそ4割にとどまっているそうです。出産した後の母親への産後ケア事業の実施を市町村の努力義務として、出産後1年以内の母親と乳児を対象に助産師や保健師が心のケアや育児に関する相談を行うほか、産後ケアセンターの設備に取り組むことなどが盛り込まれた改正母子保健法は再来年の4月から施行されます。事業を実施するかどうかは自治体に任されているため、地域間の格差が出るのは必至です。2021年度からスタートするこの産後ケアセンターに関しては、どのようにお考えかあわせてお答えください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

1つ目のご質問ですが、親御さんから相談を受けたりとか、またお子様の健康診断のたびにアンケートをとっておまして、その回答内容が心配な内容だったりした場合、育児に疲れていないでしょうか、よく眠れていますかというようなことを直接お尋ねさせていただきまして、明らかに心身が不安定なご様子であれば、心療内科等を受診されてはいかがでしょうかというような方向に誘導させていただいております。ただし、非常にデリケートなことでありますので、特に既往歴のない方には慎重に対処しまして、まずはかかりつけの医療機関の受診をお勧めしております。

2つ目のご質問ですが、生後4カ月以内の赤ちゃん訪問の際、育児に関して支援が必要と思われる場合には、その後の養育支援事業につなげまして、研修を受けた助産師、看護師、保健師などが家庭を訪問して支援を続けております。

3つ目のご質問ですが、産後ケア事業では、家族から十分な育児の援助が受けられない産婦さんと赤ちゃんを対象に心身の不調、育児不安等に対する支援をする事業で、子育て世代包括支援センターの業務と密接な関連があると認識しておりますので、今回の法改正により示されたとおり、実施に向けて準備を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

子育て世代支援包括センターに関しましては、近隣の市町村の状況を先ほどお聞きしたときには、ちょっとほかの市町村よりスタートに関してはおこなっているというような感じを受けましたけれども、この新しく始まる産後ケアでできることを見てみますと、短期入所型、通所型、居宅訪問型ということで、通所型や居宅訪問型は今蟹江町でもやっている部分に当たるんじゃないかなというふうに思います。部長、大丈夫ですよ、やっていますよね。

ですので、短期入所型、ショートステイ型をどうするのかというところはあると思うんですけども、この3つのうちの1つでも実施すれば実施も可能ということですので、ぜひともこの新しくできるセンターにおいて、この産後ケア事業も一緒にやっているよというのもぜひともアピールしていただけたらなと思います、せっかくやっているので。

ただ、このショートステイ型をどうするのかというところをまたお考えいただいて、また進めていただけたらなと思います。

それでは、次の質問にいきます。

近年は、父親や継父による虐待事件が目立ちます。精神疾患に仕事のストレスや父親の役目をしっかり果たさなければという気負いや責任感が重なっているケースもあるのではないのでしょうか。これまで母による虐待が多かったのは、養育負担が母に偏っていたのが主な理由と考えられます。男性が育児参加するにつれ、父親による虐待もふえるのではないかと考えます。父親や継父による虐待事件に関してどのようにお考えですか。また、どのような対策をとられていますか。お聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

東京板橋区の5歳の女の子が継父から、また、千葉県野田市の小4の女の子が自分の父親から暴行による虐待を受けて亡くなった事件は本当に胸が痛みまして、記憶に新しいところでもあります。また、ほかにも毎日のように悲しい虐待事件が頻発しております。

ご指摘のとおり、子供に対する父親の虐待の理由はさまざまなストレス、子育ての責任感から来る重圧があるかと存じますし、また場合によっては父親になるという自覚の低さも原因かとも思われます。

私たち保健センターでは、男性の育児について、赤ちゃんが生まれる前から理解を深めていただくために、パパママ教室というものへの参加を呼びかけております。妊娠中の生活についてのお話やお父さんの妊婦を疑似体験していただくものとか、先輩ママさんとの交流の場、栄養についての教室を実施しまして、これらへの参加を通して妊娠・育児の大切さを知って、生まれてくる赤ちゃんへの愛しさを育んでいただけるよう事業を進めております。

また、赤ちゃん訪問や養育支援事業による訪問におきましても、虐待の兆候がないか、赤ちゃんの様子や親御さんが不安や悩みを抱えていないかを確かめております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

父親への対策でパパママ教室への参加というお話ですけれども、パパママ教室だけでは足りないんじゃないかなというふうに私としては考えます。ぜひともそれ以外の取り組みもまたやっただけならなというふうに思っております。

それでは、次長と教育長にお聞きいたします。

体罰や暴言による脳の影響についてです。

7つ目の質問にも関係してきますけれども、体罰や暴言は子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼします。脳画像の研究により、子供の時代につらい体験をした人は脳にさまざまな変化を生じていることが報告されています。この配らせていただいたこの資料の、ここの脳のところを見ていただくと、こういうふうに影響を受けているというのが載っております。

この資料にあります福井大の友田明美教授は、アメリカで子供のころ虐待を受けた18から25歳の男女の脳を調べました。厳しい体罰を受けた人はそうでない人に比べ、感情や思考を抑制する前頭葉の一部が小さくなっており、集中力や意思決定、共感に関係する部分の容積も減っているそうです。子供のころに受けた虐待により脳が影響を受け変化をし、自分の子供にも同じように虐待をしてしまう、これが世代間連鎖のプロセスですけれども、しかしながら、医師やカウンセラーが過去の経験にじっくり耳を傾け、心理療法を施すなどして治療することは可能ということです。時間はかかるけれども、脳が修復すれば世代間連鎖のリスクは減らせるということになります。

子育てをしていると、子供が言うことを聞いてくれなくていらいらすることもあります。ついたたり、どなったりしてしまうこともあるかもしれません。最初は愛の鞭のつもりでも、いつの間にか虐待へとエスカレートをしてしまうこともあります。体罰や暴言による愛の鞭は捨てなければなりません。これは愛の鞭ゼロ作戦として、厚生労働省の健やか親子21の中で示されているところです。その愛の鞭ゼロ作戦のパンフレットがこの資料になります。

この愛の鞭ゼロ作戦を妊娠中のプレママにまず知ってもらいたいと思っています。そして、乳幼児期の子育てに奮闘しているパパやママにも活用していただけたらと思います。さらに、このリーフレットのイラストとか文章は、乳幼児期の親向けに書いてありますけれども、子供への向き合い方のベースは中高生になっても変わりません。ちなみに私がこのパンフレットの存在を知ったのは、自分の高校のPTAの集まりに出たときの校長先生からの話でした。

このように、ぜひ思春期の子育て中の皆様にも活用していただけたらと思います。そこで、愛の鞭ゼロ作戦のリーフレットを配布していただきたいと考えます。こんにちには赤ちゃん事業、乳幼児訪問、乳幼児健康診査、子育て相談や子供健やか相談等の健康相談、パパママ教室や離乳食教室等の健康教室、また小・中学校の3者面談や家庭訪問など、子供に渡すんじゃないくて、保護者に確実に手に渡るようなタイミングで小・中学校の保護者にも配布してい

ただきたいんですけれども、していただけるかお聞きします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

初めに、私からご答弁申し上げます。

来年4月に親が子供へのしつけに際して体罰を禁止する改正児童虐待防止法が施行されることとなり、また子供を戒めることを認めた民法上の懲戒権も体罰を容認する口実となっているとの批判があり、2年後をめどにそのあり方を検討するとされております。

そして、厚生労働省の虐待相談電話189、189番（いちはやく）も、携帯電話ですと今まで3分で90円ほどかかっておりました通話料が、今月の3日から無料となりまして情報提供しやすい体制となりました。このように虐待にエスカレートするおそれのある子供への体罰を許さない機運がますます高まっている中、ご紹介いただきました愛の鞭ゼロ作戦の普及はとても時宜にかなっているかと存じます。

保健センターが実施しますさまざまな事業におきまして、この活動の趣旨を親御さんにお知らせしていくことは大変意義のあることと思っておりますので、機会を通じて積極的に働きかけしていくように検討させていただけたらと存じます。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

ただいまの飯田議員のご質問でありますけれども、蟹江町は、先ほど次長がお話ししたように取り組んでいくというような方向でありますので、学校のほうにもお願いをしていきたいというふうに思っております。

ただ、保護者に手渡すということで考えるならば、ここにありました家庭訪問よりは学校で行う懇談のときのほうがいいかなとは思ったりはしておりますけれども、また、これにつきましては、校長先生とも相談して進めていきたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ぜひともよろしく申し上げます。

町長にお聞きします。

町長には、子育ての愛の鞭は不要を共通認識として、子育てのサポートをお願いしたいと思っております。なかなか町長の小さかったころはそういうこともあったかもしれないですけれども、なかなか今の時代としては愛の鞭は不要という認識をしていただきたいと思っております。今の家族の単位が本当に昔と違って小さくなっています。パパの帰りが遅ければ、ママと子供2人だけでほぼ一日過ごすこともあると思っております。共働きの場合は、夫婦に限られた時間の中で家事、育児をしなければなりません。疲れたり、いらいらがたまるとストレスが子供に向かってしまうことがあるかもしれませんが、そんなときは行政などの支援が重要かと思っております。

世代間連鎖に関して、町長のお考えと、ぜひこの愛の鞭ゼロ作戦に関して、蟹江町でも前向きにやっていくぞというようなご答弁をいただけたらと思います。

また、通告書にはありませんけれども、先ほど産後ケアセンターのことをお聞きしました。この産後ケア法案のポイントは、産後ケア施設建設にも国の予算が使えることです。つまり、建物にお金が使えるということになります。

さらには、市町村のみならず、県の支援の明文化もこの後の省令に書き込まれる予定と聞いています。町長は、こういった補助金、上手に使われますので、このあたりも含め、この産後ケア事業に関しても、今思われていることをお聞きできたらと思います。お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目は、愛の鞭の話であります。

まさに我々の時代は全ての愛の鞭だったのかなというような感じをしておりますけれども、決して憎しみがあってそういう行動に出たというふうには我々はとっておりません。とっておりませんというか、そういう時代であったというのも事実であります。

ただ、残念ながら、今現在はそうではないという事例が大変多いということで、実際、私もこれ厚生労働省の科学研究費補助金という形で、これ今、産官学一体になってこれ事業を進めてくださいということで、お願いを厚生労働省がしているというふうには、これもちょっと読ませていただきました。こういうことについては、決して悪いわけじゃありませんので、これは教育長さん、そして、うちの課内の中でしっかりと検討させていただき、やれることからやはりやっていきたいなと、こんなことを思っています。

また、先ほどちょっとおっしゃいました産後ケアセンター、僕もちょっとこれ調べてみたんですけれども、時限立法で議員立法でやる法律であります。まだまだ来年、再来年ですかね、4月からされるということも聞いてございます。ただ、ほぼほぼですね、その産後ケアセンターの内容と今子育ての包括支援センターの業務とが合致しておりますので、まずはそれをやって、先ほど言いましたショートステイの事業も含めて、まずはワンステップ進めてから次のところへ行きたいなというふうに思っています。

いずれにしても、連日報道される子供に対するママ、パパもそうでありますけれども、幼児に対する虐待、それから本当耳を疑いたくなるような行動は、非常に我々も聞いていても寂しいものだというふうに思います。乳児、出産が90万人をもう大きく割ったという報道もございます。これからの我が国の反映も含めた大事な財産、資産をそういう形でなくなってしまおうというのは大変寂しいことでもありますし、非常に残念なことでありますので、小さな自治体ではありますけれども、しっかりと子供を健やかに育むためにということでやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

今回の質問で、蟹江町が産前産後のお母さんのサポートをする仕組みはしっかりあるということは今回確認をすることができました。

ここに「週刊東洋経済」の9月21日号があるんですけども、子供の命を守るという特集なんですけれども、これの一部のところをちょっと読ませていただくと、行政支援が届かない現実ということで、2018年1月11日、19日ごろ、愛知県豊田市に住む三つ子の母、当時29歳が自宅で生後11カ月の次男が泣きやまないことに腹を立てて床にたたきつけたと。それで、この次男は亡くなってしまっているんですけども、弁護側は、母が育児で追い詰められ鬱状態だと主張しました。

このお母さんですけども、13年に結婚して、16年に豊田市内の家賃7万円ほどのアパートに移り住んだ。その後、不妊治療を経て三つ子を妊娠する。自身の両親は自営業で忙しい上に祖父母の介護を抱えていた。夫は当時31ですけども、製造業勤務で夜勤の日もあったが、17年1月に子供が生まれると半年間の育児休暇を取得した。妊娠中に夫婦そろって市が主催する子育て教室に2回参加していると。

ただ、近所の人には1人育てるのも手いっぱいだと三つ子は大変だったでしょうねと。特に、このアパート4階に住んでいるんですけども、エレベーターがないので階段を使っていたということです。

市の子ども家庭課の保健師が乳幼児対象の全戸訪問で三つ子の家を訪れたのが17年5月。母親が保健師に育児の不安を伝えると、保健師は一時的に子供を預かるファミリーサポートセンターを紹介したそうです。しかし、母は登録したものの利用はしていない。3人の子供を抱えて階段をおり、事前の面談に行くことができなかったそうです。母が行政サービスを利用できず育児で孤立していたことというのは、事件後に豊田市役所は知ったそうです。

とにかく、子供が亡くなると、こういう虐待の事件が起きると、世間の批判は児童相談所に向かうことが多いんですけども、しかしながら、児相自体は虐待通告を受けて動き出す最後のとりでになります。そのため虐待の発生予防には、児相の前に子供や親に日ごろからかわる市町村の担当課や学校の教師、医師などがサポートをしていくことが重要になります。しかしながら、この三つ子の母親は豊田市の支援にさえつながっていなかったというのが現状だそうです。

この豊田市の事件のように、行政支援が行き届いていない場合があります。いくら仕組みがしっかりしていても、行政の支援につながっていかなければ絵に描いた餅だと思います。きょうお聞きしたんですけども、仕組みはしっかりしています。ちゃんと訪問もしていると思います。でも、行政の支援が届かない方、いるはずですよ。そういう方に対しての取り組

みに関しては、きょうお話を聞くことができませんでした。

町長に締めていただいたんだけど、部長、このあたり何かあれば。

○民生部長 寺西 孝君

まさしく私も子育て世代包括支援センターを立ち上げるわけですけども、子育てからではなく、妊娠期や母子手帳の交付時からちょっと心に重さを抱えていらっしゃる方々を支えていこうという、そういう姿勢でこれを始めたところでございます。私どもといたしましても保健師が中心となって、育児に大変なお母様方の力となっていきたくて考えております。

また、今なかなか支援が届かないというご意見でございますけれども、私どもは赤ちゃん訪問事業であるとか、健診のときに安否確認を必ずするように心がけておるところでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

なかなか難しいところではあるんですけども、本当に支援が届かないところは必ずあると思っております。そういったところに少しでも目が配れるような形にさせていただきたいと思っております。

双子や三つ子など多胎家庭の支援がおくれていると私自身は思っております。この点に関しましては、またどこかのタイミングでお聞きできればなというふう考えておりますけれども、とりあえず今回に関しましては、この愛の鞭ゼロ作戦を蟹江町でも実施していただきたいという思いで一般質問をいたしました。前向きに取り組んでいくというふうにご答弁いただきましたので、それに関してよろしく願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 安藤洋一君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

質問5番 水野智見君の1問目、「土木事業計画のありかたについて」を許可いたします。水野智見君、質問席へお着きください。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、1問目「土木事業のありかたについて」と題し質問いたします。

今回のこの質問は、去年の9月議会でも同じような形の質問をしたんですが、そのときの次長からの回答の中で、「今後ともそういった設置に向けて努力してまいります。または、町内会長さんなどいろいろ相談させていただいて、しっかり対応させていただきます。」などという回答をいただきましたが、これは私の感覚というか私の思いですけども、この1年間振り返って、あまり努力されているのが見えなく、対応されているのもしっかり対応さ

れてもらってはいないように思いますので、再度お尋ねしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

まず、1問目、各町内会長より、次年度の道路維持管理、特に道路維持管理、交通安全等の設置事業などについて、各地区の要望が申請され、その後、町のほうで調査、協議し年度ごとの各工事を決定されます。こうした、これは令和元年度の土木事業計画書ですが、こういったものを各議員も取得しております。そうした中で、その工事が決定されていくんですが、その過程についてお尋ねしたいと思います。

特に、こういった要望があっても、もちろん予算の関係もあるんですが、全部が全部できるわけではないと思うんですが、そのときの工事に決定された優先順位といいますか、決定されなかったものもあると思うんですが、そういうことについての過程について説明をお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

工事の決定でございますが、議員の言われますように、まず町内会からの蟹江町土木事業執行要領に基づき土木事業工事要望書を提出していただいております。

その要望書につきましては、毎年11月に土木農政課から次年度の工事要望ということで提出の依頼をさせていただいております。その提出の際に、各町内会の中での優先順位を記入いただいております。

翌年度の4月から5月に工事担当者で要望箇所を取りまとめ、後日、産業建設部長、私、土木農政課長、担当者において現地を確認し、緊急性を鑑み、工事箇所を見回り、町長のほうで決定をいただいております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

前回のときに、答えの中の一つで、シルバー人材センターのほうでパトロールとか対応がされているというようなお話もあったんですが、シルバー人材センターのほうの道路等のパトロール業務というのは具体的にどういうことですか。今の今回のこういう要望書が出たときに、そういうことも参考にされることはあるんでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

シルバー人材センターでの道路パトロールでございますが、町道の維持管理として週2回、原則火曜日、木曜日に2名の方に町内の道路パトロールを行っていただいております。ただ、町内、週2日の町内全域ということになりますと大変広うございます。そういった中で、毎朝というのかみえたときに、登庁された際に当日の担当者と業務打ち合わせを行い、シルバー人材センターでお願いする、安全で、ご自身の交通安全等を留意しながら簡易な道路の補修、道路の反射鏡、それから雑草等の草刈り、放置自転車等の移動というような作業を依頼しております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

すみません、先ほど言ったのは、シルバー人材センターのほうでパトロールしてもらっている中で、いろいろな先ほど次長言われたように状況も含めた報告もあるようですが、そういったことも、この優先順位を工事の中で決めるに当たっての参考資料にはされていますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

町内会から出てきました工事要望も含めてシルバー人材センターの方にも今の現況、簡易な道路修繕できるのかどうかというのあわせて、できるものであればお願いをします。また、できないものであれば、私どもが出向いて修繕、それから安全確保に努めております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、先ほども、また繰り返しになりますけれども、シルバー人材センターのほうからパトロールして、週に2回ほどされるということですが、そこについての報告とか何かどういう形で報告を受けられていますか。口頭だけなのか、何か文書とか図面とか等で示されるとかということですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

道路パトロール、1日の作業が終わったところで日報を書きいただきまして、それを日報のほうで出していただきまして報告を受けております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、その日報の中で、例えばパトロールの中でも毎回問題があるわけじゃないとは思いますが、例えば先ほど言われたパトロールの中で確認したときに、道路の陥没等を見つけたときは対応してもらおうというのは、そのシルバー人材センターの方に補修してもらおうということでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

シルバー人材センターの方への補修ということでございますが、交通量等を鑑みシルバー人材センターの方が対応でき得る損傷のものであれば、人材センターの方をお願いしております。

ただ、交通量等でやはり安全が難しいと、危惧されるというところであれば、私どものほうに4時過ぎぐらいに戻って見えますので、そこでお聞きして現場に走り、すぐできるものであればそこで対応する。あるいは、その日のうちにできないということであれば、安全対策を施して翌日以降に修繕を行っていくという状況でございます。

○5番 水野智見君

すみません、ちょっと、私のほうの質問の順番がちょっと前後することになったんですけ

れども、このシルバー人材センターのほうで補修される、依頼されるということですが、通常、例えば道路の陥没等があったときは、私も電話してお願いしたこともあるんですが、町の職員が修繕にみえるのを私はたびたび見ているんですけども、シルバー人材センターに補修のことだけで依頼するということはありませんか。道路の陥没の補修です。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

シルバー人材センターの方にここの陥没というのか、へこみを直してきてほしいという依頼は軽微なものに関しましてはお願いをしております。

そして、職員のほうにおいても安全確保、交通量が多いところに関しましては、職員で複数で出向いて安全確保しながら修繕をしております。

また、シルバー人材の職員の方と一緒に修繕に行ったりだとか、それはケース・バイ・ケースで行っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

というのは、私自身もたびたび気づくことがあるんですけども、その補修の仕方、ある程度きれいに補修されているところもあるんですけども、結構でこぼこになっていて、私が相談を受けたところは、通常、飛島バスなんかも通るところで、大型が通ると、かえって補修してもらったんだけど余計家に振動が起こるということを言われて、私は振動のことはわからないですけども、見た限り結構でこぼこですので、その辺はもう少しきちんとやってもらえるといいなと思ったんですけども、それは私、町の職員の方がやってみえるというふうに思っていたものですから、町の職員の方でも、慣れている人だと丁寧というかきれいにやれる部分はあるかもしれないんですけども、慣れていない職員の方もみえるかとは思うんですけども、その辺は例えばですけども、今、町の職員よりもシルバー人材センターの中で、前たまたま、これは庭の剪定やってみえるときにお会いしたんですけども、その方は以前もともと自営で土木建設業者をやってみえて、駐車場の整備のようなことをやってみえたんですが、そういった方ですと、町の職員の方よりも専門的とは言いませんけれども、扱いにも慣れてみえる部分もあるし、やり方等に関しても以前仕事でやってみえると思いますので、そういう方を先ほど次長が言われたように、パトロールのときに見つけたとかそういうことではなくて、平生からそういうことも対応をお願いしてもらいたいかなとも思うんですけども、その辺のことについては、ちょっとどう考えてみえますかね。職員が対応されることによって、結構仕事にも差し支えもあるような気もするんですけども、そういったことは次長として感じられたことはないですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

シルバー人材センターの職員、あるいは私ども土木農政課の職員が現場において道路に穴の空いたところの補修につきまして、やはり役場で応急処置的なものはレミファルトをもつ

でタンパーでたたくという形が基本でございます。

そういった中で、通過車両の交通量、それから車両の重量によって、直してもすぐ押さえられるという箇所もあるかとは思いますが。そういった通行車両が多い箇所につきましては、朝直せば昼、夕方もう一回再度確認、あるいは翌日確認という形で何度もそういうところをタンパーでたたいて道路締めを行っておるという状況の箇所もございます。

また、専門的などということもございますが、土木課におきまして、土木業者さんの方と道路管理委託というものを締結しておりまして、職員だけの役場での資機材で対応できない箇所につきましては、道路管理委託ということによって業者さんにこの箇所を専門的に直していただきたいというような依頼をしておるところでもございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

これはちょっと町長のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどから繰り返しになりますけれども、実は、私は特別仕事柄感じるわけでもないんですけども、土建業者の方が担当の方に話があるとか相談があるということで町のほうへ出かけると、たびたび席を外しているということで、そのときにみえる人に聞くと、先ほど言ったみたいに改修工事に出かけているというのがよくあって、その業者の方からみれば、その本人と話をしたかったのに直接話ができないということもあったりしているものですから、職員が対応してもらうのも結構ですけども、簡易的なことであればとりあえず、とりあえずというかシルバー人材センターの方にもお願いしてみえる案件もあるものですから、そういうふうにシルバー人材センターの方で、今多分そういう専門的なことで人を募集してみえるわけじゃないと思いますけれども、総務部長経験者がシルバー人材センター事務局もやってみえますけれども、そういったことで今後検討してもらえようことを立場と言えるのかどうかも含めて、ちょっと町長のお考えあれば、私はそう思うんですけども、町長の考えはどうでしょうか。お願いします。

○町長 横江淳一君

お答えをしたいと思います。

今、どういう事例だか僕もちょっと頭にすぐ浮かばないので申し訳ないんですけども、窓口へ相談に行ったら、職員がたまたまいなかったのか、たびたびいなかったのか。そのいない理由として、さっき言ったみたいに簡易的な道路補修をしに行ったり、側溝のふたが落ちているからそれを直しにいったりだとかたくさんあると思うんですけども、それで、せっかくシルバーにそういうことを委託しているんだったら、シルバーにもそういう専門員の人がやってもらったらどうだと、そういうご質問ですよ。はいはい。

実態、すみません、ちょっとしっかり調べていかなきゃ、今ここでお答えすることはできません。それで、シルバーにお願いしている範囲がどこまでの範囲だということも、ちよっ

と担当に一遍聞いてみないと今ここで明確なお答えをすることができませんが、実際、私もよくウォーキングをしたときにグレーチングが落ち込んでいて、ここでもしも子供がけがしたら大変だなというようなところを見つけることがあります。そういうものに関しては、シルバーさんをお願いせずに、即もう町の職員に言って、やっってくださいだとか、側溝がちょっと欠けているので何とかしてくださいというようなことは、多分あると思います。

ただ、先ほどのようにアスファルト、簡易アスファルトで時間がかかるようでしたら、やはりこれはそういうところに頼んだほうが多分いいとは思いますが。ですから、ケース・バイ・ケースあるとは思いますが、シルバーのほうには内容、どういう委託内容になっているかというのは今の時点ではわかりませんので、できるだけシルバーさんにやっていただけるようなことがあれば、そのような経験お持ちの方があれば、積極的に頼んでいくのもいいのではないのかなというふうに思います。

ちょっと答えになったかどうかわかりませんが、たびたびそういう担当者が抜けるということがあるということだと、やはりちょっと一考しなきゃいけないのかなというふうに、今現在では考えてございます。

以上です。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。

その土木業者の方にお聞きしたのは、書類の関係の打ち合わせとかそういうことで、それは複数の業者の方にたびたびそういうことがあるときが多いということで、簡易的なことであれば、そういう対応の仕方も職員じゃなくてシルバーのほうに依頼できる形をとれるような体制ができればいいかなというふうに思います。

それでは、先ほどの続きになりますが、こういうこの事業の中で決定された中で、認可決定された事業で全ての事業がこの例えばこの令和元年度、まだ3月まで年度、今回の場合ありますけれども、全ての事業が完了されているのか。中には予算のこととかいろいろな事情があって保留にされていることとか、何かそういったことがありますか。あればその辺のことをお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、ご質問にあったことに関してお答えをさせていただきます。

地域から提出いただきました工事要望箇所につきまして、工事決定をさせていただきました事業につきましては、基本的に年度内に完了をしております。

ただ、工事要望箇所が広範囲、あるいは距離的に長いとかという場合におきましては、やはり単年度で工事は終わりませんので、その1、その2、あるいは1期工事、2期工事というふうに年度、区分を分けて予算を考慮しながら複数年に分けて工事箇所を決定して施工をしております。

令和元年度の工事につきましても、工事決定をさせていただいた工事箇所の中でも渇水期に工事を行うものというのも、これからということになりますので、まだ全ての事業が完了したということにはなってはおりません。

ただ、今12月ということでもありますし、年末年始及び年度末の工事抑制期間を留意して工事発注に心がけております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね。これは舟入の地元のところでお話聞いたことがあるんですけども、先ほど簡易的な工事をやられて、そのやり方が先ほど言いましたけれども、本人さんいわく、結構でこぼこでかえって振動があったということで、それで何とかならんのかということで、町のほうにも相談というかやり直ししてくれということで言いに行かれたみたいで、その中でやり方をかえてされたみたいなんですけれども、先ほどの簡易的な補修に関しても、そこでやり直しをやるとまた余分に費用もかかってくると思うんですけども、そういうことのないような簡易的な補修をきちんと今後はやっていってもらいたいんですけども、次長に、これ前回のときもお聞きしたんですけども、この事業の中でやると決まったんですけども、やらずに保留になったとかやれなくなっちゃった事業が1つあって、いまだにそれはそのままの状態になっているんですけども、カーブミラーの設置の関係なんですけれども、それは一番最初相談に行ったときには、本当は道路に絡めてつけると道路が狭くなるものですから、できたら民地につけてもらえればということで相談したら、民地の方からちょっと民地につけてもらうのは車の出入り等で不都合があるから困るということで、民地にはつけられなくなったということで、町の担当の人とも含めていい方法ということで設置をする場所を決めて、それもその要望を出してもらったときにも、ここは必要性があるという担当者の判断もあったんですけども、いざ工事にかかったら、その隣接する家の方が車の出入りに邪魔になるということで、それで保留になってしまったんですけども、そのときに担当の話を聞いたら、いや承諾もらえなかったらできないというふうに言われたんですよ。

ということであれば、この工事に上げる前に事前にそういったこともきちんと必要があるから、ここの承諾が要るんだということを使うべきだったと思うし、私の中には、ここは民地に関係ないし、車の出入りも基本的に問題ないと思いますから承諾は要らないと言っていたにもかかわらず、そういう返事だったんですよ。そういう承諾もらえないからできないと。それで、地元で承諾をとってもらわないかんという。

そういうふうな言い方をされたんですけども、ほかのところでもそういったことがあるかないか、私はちょっとわからないんですけども、これは自分が関係していることですから、前回もお聞きしたんですけども、その中で先ほど言いましたけれども、町内会長さんらとしっかり相談して対応させてもらいますということをお次長は言われたんですけども、

も、その後1年以上たっても何も変わっていない状況なんですけれども、その辺のことについては、何か対応等はされていれば、ちょっと具体的に教えてもらいたいですけれども、お願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、カーブミラーの設置の関係の要望でございますが、やはり私どもといたしましても、年間多くの各地域から要望をいただいております。そういった中で、やはり地域の中で関係の隣接する地権者の方というんですか、隣接する関係者の方の同意はやはりとっていただいた上で要望をお願いしたいというふうに考えております。

議員の言われます1回目、2回、私の記憶の中では、当初、それからちょっとそれが隣接の方の同意が得られなかったということで、その年は町内会長さんとお話をさせていただいて、別の地区のところカーブミラーをつけさせていただきました。

それで、翌年度においてもカーブミラーの設置という要望をいただいております。その要望書に基づきまして、また改めて隣接の方、町内会長さんの方とお話をさせていただいたんですけど、やはり出入りに支障があるということで伺っております。その関係で、今現在においては、その箇所にカーブミラーは設置をしてございません。

やはりこの場をおかりしてお願いをいたします。カーブミラーはあくまでも交通安全上の交差点に進入するところの補助の部分になります。確実に止まっただいて、両サイド確認をした上で交差点に入っただき、交通事故等を未然に防いでいただけますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○5番 水野智見君

カーブミラーというか、交差点での対応は一旦停止や左右の安全確認とか、そういうことは当然のこととしてわかっていますし、カーブミラーがついているからといって安全確認しないわけじゃないんですよ。

この私が言っているのは、この土木事業計画書に事業をやるという決めて、決めたにもかかわらずそういうことがあったというのは、じゃ、これを決めたら予算も組まなきゃいけないですよ。設置のこれにも、今回の何本かカーブミラーの設置とか道路の維持管理や新設改良工事とかいろいろありますけれども、これだけのものを決めたときに、とりあえず、あとは町内一円とかというざっくりのものもありますけれども、一応決めたものに関しては、予算決めするんですよ。だから、予算決めするのであれば、やはり僕もさっきも言いましたけれども、前回も言いましたけれども、その隣地の人の承諾が要るのであれば、要するというふうにはっきり言ってもらえればいいんですけども、先ほど言っていますように、最初、ここであれば隣地の承諾は要らないというふうに言われて、じゃ、ここでお願いしますねということで、この事業にも入って対応してもらおうことになって、あとは時間の問題で、予算

と、工事屋さんの都合とか何かでやってもらうんだなというふうに思って、近所の人ともそういう話をしている、駐車場使ってみえる人なんか、ここにカーブミラーできると出やすいですということも言ってみえたんですよ。

だから、安全確認するというのは、そんなことは言い方悪いですけども、次長に言われなくても皆さん知ってみえますし、当然安全確認はしてみえます。カーブミラーがあれば、カーブミラーだけを頼って運転していることはあり得ませんので、ちょっとその辺のことをこの事業をするに当たっては、これ言っても押し問答になりますから、今後の要望として伝えますけれども、それに当たってはきちんと、今の地元での承諾云々ということであれば、町内会長さんなりにきちんと伝えて、この事業に上げる前に対応してもらいたかったなと思います。

じゃ、それでは次のほうに行きます。

また、この工事の関係で、町内には、例えば舟入2号線とか丸の内9号線とかいった形でいろいろな各名称が道路にはつけられています、そういった道路の中で基本的に1路線とか、1本の道路が東西のところもあれば南北のところもあると思うんですが、そういうところで同じように損傷が幾つかある中で、一部のところだけが舗装補修工事をされて、あと残りのことに関して、前回もお聞きしたんですけども、順次対応していくというようなことを言われたんですけども、その辺で実際対応がされていないところがあるんですけども、それで、改修工事やっているところでも本当にここひどいのに、先ほどシルバー人材センターの方にパトロールしてもらっているとは言われましたけれども、そういうやつなんかの報告はどうなっているのかなというのも思うところあるんですけども、その辺は、確認は次長は担当者と現場見に行ったりとか、そうしたことというのは今までにありますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

道路の損傷がある、でこぼこがあるというところにつきましては、担当者から報告を受けて現場に出向き、写真を撮ってということとはございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

1つは具体的に言いますと、先ほど言いましたけれども、飛島バスが通っている舟入の堤防沿いのところなんですけれども、ことしの春ごろに、3月か4月ごろだったと思うんですけども、知り合いの方から言葉がかかって、1週間ほど前に中学生が、道路が陥没されていて転んだということがあって、それで直してほしいという話もあったんですが、その辺一帯は陥没しているところは1カ所、2カ所なんですけれども、見に行きましたら、結構補修が継ぎはぎだらけの補修のような形で、結構、舗装は剥がれてはいないんですけども、くぼみみたいになっていたりとか、そういうふうできちんとなっていないところがあって、それは区長からも改修工事を申請してもらっているんですけども、一向に、区長さんにお聞き

したらもう2年ぐらい前からしてもらうように、区長の家も近くでもあるものだから申請していると言われたんですけども、いまだに、今回も上がっていませんけれども、申請はなっていないんですけども、そこは先ほど言ったみたいに飛島バスが通っているところで、住んでみえる人には結構振動があったりとか、改修工事をきちんとそこの区間、ある一定のところはやってもらうといいなと思うんですけども、ほかのところはやってあるところはところどころあるはあるんですよ。

だけど、そこに関してはもう2年以上、もっと前かな、ぐらいからやっていなくて、放ってある状況もあるんですけども、そうした中で今お聞きするのは、そういう申請、区長さんから申請出たところは全てきちんと見てみえるのかというのが非常に疑問なんですけれども、次長はその申請出たものに関しては一応目は通してみえますか、現地。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

出していただきました要望書については目を通してございます。そして、1路線の中で一部修繕したところ、していないところ、いろいろとあるかとは思いますが、前回のときもちょっとお答えをさせていただいたかもしれませんが、1本の道路で起終点におきまして、南北、東西ともに長いスパンの道路であれば、その道路の中で優先的に補修する場所、それから、ここはまだ当分、ある程度の水道工事等々いろいろな工事の中で路面をカッター入れて段差というのか継ぎはぎというのか、そういう見た目的に出てくる、あるいはその中でも修繕のところでも多少なりの段差というのは生じる場合がございます。そういったようなところであれば、他の道路の損傷状況に応じて、まずここのある程度の修復されたところ、本復旧されたところの後よりも、こちらの段差のほうが激しい、だからこっちをやりましようとかという優先順位は決めさせていただいております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

いいです。わかりました。ここで言っても押し問答になりますので、また議会終わってから場所を具体的に説明しますので、一度、次長、見に行ってください、現場。

周りのほかのところと比べて、少し南に行ったところはある程度きれいに整備されていて、舟入の神明社あたりのところもされているところもあります。ただ、そのところに関しては、見るからにひどい状況で、どうして出られるのに、私のわかるだけで2年は今回、去年もそうですけれども、今回も出ていないということですので、ぜひ確認もしていただきたいと思います。

これはですね、私は舟入のことばかり言いましたけれども、ほかのところもそういったところがないように、きちんと町内全域、申請出たところに関しては最低限対応してもらいたいということと、先ほどシルバー人材センターにパトロールしてもらっていると言われて、日報で報告がされているということでしたけれども、この日報の報告というのは、私たち見

ることはできないんですよ、見せてもらうことというのは。

シルバー人材センターのほうから週2回パトロールされて、パトロールを終わった後、日報なりでこういう状況だったとかという形で、問題なければ問題ないとか、こここのところをこういうで補修したとか、こういうところはきちんと業者のほうで補修する必要があるとかという形の報告だと思えるんですけども、そういったものの日報って次長が言われたからお聞きするんですけども、それを見せてもらうというのはできますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

その日報につきましてはお見せすることは可能でございます。

以上です。

○5番 水野智見君

わかりました。じゃ、また気づいたところあれば見せていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、ちょっとこれ通告にはないんですけども、町長のほうにちょっとお聞きしたいんですけども。すみません。

先ほど来の議員の方からの質問の中でも出ていました東郊線の関係なんですけれども、私はちょっと質問する内容が違うんですけども東郊線で、中学校の近くのところで、これ以前にもちょっと質問して、確認してほしいところで終わったんですけども、ただ町長は、東郊線は県との移譲とかということが以前からも言ってみえるものですから、そのときとか、そういうタイミングがあるのかなということで詳しいことは前段的にはお話しせずに調査して対応してもらいたいということで終わったんですけども、歩道の部分が田んぼ側のほうに少し斜めになっていまして、3年ほど前でしたか、正確に言うと。ある私の知り合いの方の、知り合いの方の知り合いなんですけれども、車椅子で田んぼに落ちちゃったと。ただ、秋口で田んぼの稲刈りも終わっていて、幸い水もなく、けがというものはなかったんですけども、ちょっと服が汚れたりしたぐらいで、たまたま近くの方がみえて助け出されたということがあったんですけども、その中でそういう斜めになっておるんですけども、あの辺は何とかならんのかなと言われたんですけども、なかなか難しい部分もあると思うんですけども、県への移譲のタイミングとかも含めてですけども、その辺のことを町長のほうで、ちょっとその辺の県への移譲のことも含めたところで何かご意見等あれば。できれば町で対応してもらえれば一番ありがたいと思うんですけども、その辺のことを通告にはないんですけどもお願いします。

○産業建設部長 伊藤保彦君

議員には道路整備に関しましていろいろご質問いただいております。

先ほど来、うちのほうの担当のやりとりのことでいろいろとご迷惑かけたことは申し訳ないと思っております。

今回の東郊線の歩道部分が斜めになっているということでございますが、こちらにつきましても、私どもも全く知っていないわけではありません。よく存じております。これにつきましては、県への格上げとはまた別に町の管理道路でございますので、私のほうで再度確認をきっちりさせていただきまして、どの程度直せるものかを把握させていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね。私もその後で通ったんですけれども、車椅子ではなくても、例えば2人が並んで歩いたときに、田んぼ側のほうを歩けば結構真っすぐに歩きづらい、それぐらいの状態ですので、車椅子ばかりじゃなくて、私の母親もそうなんですけれども、押車を引いているんですけれども、やはりそういうのなんかだとバランスも崩しますし、そういうことも含めて早急な対応をお願いしたいと思います。

それと、すみません、町長、もう一つ、今回のこの質問には直接は関係ないんですけれども、シルバー人材センターに関係することなんですけれども、先ほど土木工事のことに关しては検討していただきたいということでお話をさせていただいたんですが、実は、よく先ほどもどなたかの議員さんが言われましたけれども、商工会との懇親会とか何かの折には、人材不足、人手が足りないというのが各業種、いろいろな業種に当たって全般的にマスコミ等でも言われていることで、蟹江町内の業者の方も例外なくそういう人材の方で困っているということなんです、まさしくこのシルバー人材センターが私見ている限りでは、もちろん違っている部分もあるかもしれないし、私の認識不足もあるかもしれないものですから失礼なことを言うかもしれないんですが、ほとんど各家庭の庭の剪定とか、花を植えられたりとかそういうことをされて、あと草刈りを依頼されてやられてみえたりとか、そういうことが非常に多いんですけれども、中には先ほど言ったみたいに現役時代は手に職を持ってやってみえた方とか何かみえると思うんですけれども、そういった方のところも含めて、これは町全体にも関係してくることだと思いますので、商工業者も含めてまちづくりのいろいろなことでも関係してくると思いますので、シルバー人材センターの今後の流れといたしますか対応として、そういったことの人材のほうの募集といたしますか、そういうことも具体的にされたらどうかと思うんですが、そういうことは町長のほうから提言というかそういうことはできないんですかねということをお聞きしたかったんですけれども、すみません。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

シルバー人材センターのまさに人材の多様化をしたらどうかというだと思います。決して頼めないことではないと思いますし、実際派遣業の許可をシルバーさんとられました。それで、事あるごとに当然、今現在事務局で行っているのが元行政マンでありますし、その前も

行政に精通しておる方、地域に精通しておる方が事務局長やっておみえになりますので、まさにそういう草刈りだとかそういう簡易な事業から、専門職を伴った事業までということで、できればという話を実はさせていただいたことが数回あるんですね。

そのときに帰ってきた答えが、近年はちょっとすみません、あまりお話をしていないんですけれども、やはり60歳で定年される方がほぼほぼいなくて、会社で再任用されて65歳まで、66歳まで目いっぱい使われてしまうと、やはり今度リタイアして、さあちょっとお願いできませんかといったら、ちょっと休ませてくださいとか、ちょっと休憩をさせてくださいという方はやはり数人ありましたよと。これからもそういう専門知識を持った方、水道だとか機械いじりの大好きだった人だとかという、そういう方に蟹江町のもしもそれぞれの要望、需要と供給でありますのでシルバーも、そういう方をこれから人材として発掘していただけるような、そんなこともやっていただけるとありがたいですねというお願いはしました。でも、再度またうちの事務局長、元総務部長でありますので、そののところよくわかっていると思いますので、一度またそういうお願いもしっかりしていかなきゃいけないなどは思っております。

人材というのは本当に大切でありますし、今、雇用が先ほど言いましたように65歳で、もっと使われるところも、間に合う方ありますので、そういう方がなかなか世の中に出てこない、その会社の関係のところ雇用されてしまうという現実があることもご理解をいただきたいと思います。近年はちょっとお願いしたことありませんので、再度これは担当者に聞いておきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○5番 水野智見君

ぜひそういう商売の方からも、個人的にもちょっとそういう相談も去年まで防災建設の常任委員長やっていたこともあって、商工会の方と何人かの方とお話する機会もありましたので、ぜひそういう形がとれば対応を来年度以降やってもらえるように検討していただけるといいかなと思います。

最後に、先ほどの事業の関係のことですが、今後しっかり次長のほうも先ほど伊藤議員も言われましたけれども、この3月で定年ということかもしれませんけれども、しっかりと下の職員に対して今後の対応の仕方とか、そういうことも含めて、ご自分の目でも現場を見ていただいて、書類を見るだけじゃなくて現場を見て歩いて見ていただければわかると思います。これは私は今、たまたま舟入のことだけ言いましたけれども、蟹江町内ほかにも多分あると思います。私はちょっと知らないだけですけれども、そういった部分も含めて、特に最低限町内会長から出てきた書類に関しては、みずから足を運んで見ていただきたいなというふうに思います。

今後、3月で定年されるかもしれませんけれども、先ほど伊藤議員がやりましたけれども、今後のことも含めてしっかりした対応を土木の方をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で、水野智見君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目「防災対策のありかたについて」を許可いたします。

○5番 水野智見君

引き続きまして、議長の許可をいただきましたので、2問目の「防災対策のありかたについて」を質問いたします。

これは、先ほど高阪議員もお話をされましたが、11月の5、6日と新風会派4名で東京消防庁での体験、また高阪議員が言われましたように東海大学海洋研究所で地震予知、津波の研究部門の部門長をやってみえます長尾年恭教授の講義を受けてまいりました。そこで、こトシは伊勢湾台風60年ということもあり、改めて町の「防災対策のありかたについて」お尋ねしたいと思ひます。

まずは、浸水対策の一つなんですけれども、旧式といひますか昭和4、50年ごろ、またそれ以前に設置された側溝に関して整備改修も含めて年次計画を進めてみえるというふうなこともお聞きしていますが、その辺の現在の進捗状況、または側溝の総距離がわかればお願ひします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ご質問のありました側溝整備でございますが、側溝整備につきましては浸水対策といたしまして大きい側溝への布設替えを行ってきております。浸水対策といたしまして大雨等により道路冠水が発生しておるといふ状況下におきまして、職員において道路のパトロールを実施し、浸水箇所を把握をまずします。その把握したところを後日道路排水の調査、測量を行い、下流域から順次年次計画を立て、側溝の布設替えを施工しております。また、それにあわせて町内からの浸水による工事要望箇所につきましても町内会と調整を行い、あわせて施工をしてございます。

それから、側溝の距離、メーターでございますが、30年度末で蟹江町道1,056路線が認定されており、約200キロの道路延長がござひます。そういった中で町道における側道の距離の集計データはござひませんので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○5番 水野智見君

側溝、U字溝等でもいろいろなものがありまして、特に私は、舟入は調整区域でして、自分が土地改良の関係役員をやっているんですけども、そこが中川区ですけれども、中川区のほうは用配水分離でされていまして、U字溝は土地改良のときに整備されているんですけども、私住んでいるところの一部のところ、昔は田んぼの水入れる状況の感じのU字溝で本当に簡易的なものだったみたいなんですけれども、それが勾配の関係があまりきちんと

されていなくて、もうヘドロがたまっているような状況であまり水が流れていかないんですよ。そこは田んぼのときには田んぼに用水を入れたり、水を入れたりとかそういうことをしているものですから、そういう関係もあるんですが、以前、私が議員になったばかりのころに、改修工事はこれはやらしてもらえないんですかねと話していたんですけども、場所的にちょっと予算のこともあって、今ここでは返事はできないという、当時そういう返事だったんですが、こういうU字溝等が流れが悪かったりすると、やはり大雨等が降ったときに浸水の原因の一つにもなると思いますので、地元のほうから、これはこの先ほど言った土木事業工事の中にはちょっと出ているものもありますよね、対応はしていただきたいと思いますが、このU字溝の例えばふたとか何かのつけかえとか何かも、先ほどのパトロールか何かのところに対応されているものというのものもあるんですかね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

側溝のふた替え等でございますけれども、やはり側溝1枚結構厚ふたですと30キロ以上ございます。そういった重量の側溝をシルバーの方お二方にこれをあそこで替えてきてということは、やはりちょっと安全上ちょっと問題があるかとは思っています。そういった側溝のふたがえ等につきましては、職員が出向き、サイズがなければエンジンカッターでカットしたりしてサイズを合わせ、側溝のふた替えを行っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

以前に担当窓口のほうに相談というか話しに行ったことがあるんですけども、すぐ隣接するところで、水道管の多分工事をやっていたと思うんですけども、その工事が終わった後にそのU字溝のふたがもうがたがたになっていて、一部端っこは欠けているところもあったんですよ。

それで、そういうところについて、そういうところの近くのそういう工事があったときには、工事終わった後にあなたたちは見に行かないのと言ったら、基本的にその工事は水道の関係の工事であれば見に行くということはないというふうに言ってみえたんですけども、結構がたがた、歩くとよくわかるんですけども、それでがたがたになっているところなんかは時々連絡させてもらって対応してもらったりしているところもあるんですが、道路ばかりじゃなく、こういうU字溝のふたなんか結構、先ほど言ったみたいに車椅子の方とか何かは非常に危険ですので、しっかり整備するところも計画的に対応していただきたいというふうに思います。

その次に、先ほどちょっと触れかかったんですけども、側溝の清掃とかU字溝始めヘドロの除去するのなんかも、担当の方に話をしたら、ある程度の基準があって、それにならないとやれないという、そういうことも言われたんですが、その基準について、数字としてちょっと改めて教えていただきたいんですけどもお願いします。

ヘドロの場合と、例えば砂とか何かの積もったとか、砂利がたまったりとかもあると思うんですけども、そのことで違いがあればそれも含めてお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

側溝の清掃、ヘドロ等の除去でございますが、これも浸水対策の一環として、町内会あるいは住民の方から側溝しゅんせつの依頼、ここが詰まっているよというような状況の情報をいただきまして、実際に担当、あるいは私が一緒に同行をして、側溝の排水に影響がある土砂、ヘドロが堆積が見られた場合には除去を行っております。除去の基準といたしましては、堆積量約15センチの堆積があれば基本的には行います。ただ、15センチばかりではなく、そのエリア、その道路での浸水状況に応じてそれ以下であっても対応を行ってまいります。

ちなみにでございますが、平成29年度につきましては13路線、約900メートル、平成30年度につきましても同じく13路線、約800メートル、今年度につきましては12路線の800メートルの道路側溝のしゅんせつを行っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

15センチという数字を言われたんですけども、もう結構前からお願いしていて、先ほどのこの事業の中で町内会長からも出していただいていたんですけども、一向に進まなかったということで、また具体的に言わせてもらおうと、舟入のふれあいプラザの南側の水路なんですけれども、あそこはヘドロというよりも、そのふれあいプラザが整備されたときに、砂利とか砂を敷かれたときに雨が降ると砂が結構流れて、そのU字溝にたまってきた部分が大部分だと思うんですけども、結構溜まっていて、ふれあいプラザの担当の所長さんからも町のほうにも依頼されて、ことしやってもらおうことになって、先ほどの話じゃないですけども、ちょうどシルバーから、町のほうから依頼がありましたということで来られたんですけども、想像以上にあったみたいで、実際距離にすると10メートルか、もうちょっとあるかな、15メートルぐらいかもしれないんですけども、その半分もやってもらえなかったんですよ。いろいろ聞いていたら、2人で半日で終わる仕事だからということで来たけれどもということで、2人で半日されて、半分もできないぐらいで終わって、またこれは今後やってもらおうことになると思うということで帰っていかれたんですけども。

先ほどの事業じゃないですけども、1つの事業を決めたときには、先ほどのヘドロとか碎石も含めて15センチぐらいの目安とあれば、距離とか何かを計算すれば、大体何人で人足どれぐらいかかるかということもある程度計算もできると思うんですけども、そうした中で決めていただくべきだと思うんですけども、先ほど言ったみたいに、その場所に関しては2人、3人だったかな、ちょっとはっきり人数は記憶にないんですけども、一応半日で終わるという予定でみえて、バケツ等もそれに見合ったものしか持っていなかったものだから、もうそれでいっぱいになっちゃったものだから、それで帰っていかれて、また後日と言われ

ただけれども、もう1年終わっちゃったという、そんな状況なんですけれども、そういったときも、きちんと決めてみえないというふうには思うんですけれども、これ部長が直接対応してみえるのか、担当のその窓口の職員だけが対応して依頼しているのかも含めて、もし部長でお答えできれば部長のほう、部長、課長とか補佐の時代から土木農政長いですので、ひとつその辺のことをもし部長のほうでお答えできればお願いします。

○産業建設部長 伊藤保彦君

今はしゅんせつの関係でご質問いただきました。

私が担当をずっと間違いなくやってはございます。実質、先ほど次長のほうから答弁させていただきましたように、深さについては15センチ、15センチとはいうものの、その状況、周辺の水の浸水対策とかその辺の浸水が起こる、起こらないによって8センチでも9センチでもやる場合はございますが、その辺は一応あくまでも15センチの目安ということでお聞きおきしていただきたいと思っておりますし、先ほどの舟入プラザのところのしゅんせつの関係でございますが、やはり私どもが見に行った中で、取ってくださいよということを朝一番にシルバーの方にお話をさせていただいた中で、できないということで帰ってみれば、本来はすぐに次の、これ週に2回しかみえませんので、本来すぐに職員が翌日に行ってやるべきかもしれないんですが、なかなかちょっとそういったこともできかねておりましたので、次のときに本来はシルバーさんにやっていただくべきでしたけれども、ちょっとそこを怠ったところがあった部分につきましては、まことに申し訳なく思っております。

今後はその辺のところに戻ってきた段階で、戻っておみえになられたときに日報を出しますので、その日報に応じて再度きっちりお話をさせていただき、早急に今後は管理ができるようにしたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○5番 水野智見君

先ほどの道路の状態のシルバーの方へのパトロールの後の結果の報告とか、そういうことも含めてですけれども、しっかりと部長、次長のほうで現場、疑問点があれば確認するなりして、今後はしっかり対応をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に行きます。

蟹江町の公共施設、特に各避難所についてですが、大雨、または地震等により堤防の決壊などにより床上浸水するときがあるかと思っております。そうした場合の対策についてお伺いします。

まず1点は、そうした各避難所の床上浸水等になったときの非常用の電源も含めた、そうした電源の確保はどのようにされていますか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、質問のありました指定避難所の浸水等の対策についてお答えをいたします。

蟹江町の公共施設を指定した指定避難所は22カ所ございます。小・中学校では主に体育館が住民の避難をされる場所となりますが、1階体育館が浸水想定される場合は2階以上の教室に避難をすることになります。教室等の開放順位は、各避難所に整備をしております避難所カルテに記載をされております。

防災備蓄品の保管場所につきましても避難所カルテに記載をされており、2階の空き教室や体育館の2階放送室などに浸水を想定して整備を行っております。また、電源の確保につきましても停電を想定いたしまして、スマートフォンなどを充電できるバッテリー、内部照明用としての蓄電池、外部照明用としてのソーラーライトの整備を進めておるところでございます。

以上です。

○5番 水野智見君

避難所は先ほど高阪議員も言われましたが、蟹江町内においては決して多くありません。先ほど体育館か教室とかいった話でしたが、体育館は舟入は2階にあるんですけども、体育館の1階の場合だと水が来る場合があると思うんですけども、そういった場合に教室を利用することになると思うんですが、各教室のほうは電源等の対策は大丈夫でしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

小・中学校は基本的に舟入小学校と新蟹江小学校は体育館は2階にございます。その他5つの小・中学校につきましては体育館1階となっております。リチウムイオンの蓄電池等々は体育館に備蓄してありますが、移動が可能のため1階体育館が浸水想定される場合は2階に移動をすることとなっております。

また、携帯用の発電機等が町の防災倉庫に30個ほどございますので、そういったものも配備をすることとなっております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですか。わかりました。ありがとうございます。

まだまだ非常用の場合不足するものもあるかと思っておりますので、しっかりとした確保もあわせてお願いしたいと思います。

この伊勢湾台風の関係のことで調べてみましたら、60年前の伊勢湾台風において、当時の三重県楠町、現在の四日市市、碧南干拓地、現在の川口町においては日没前に住民の避難を完了したことにより、人の犠牲は一人もなかったということがあります。台風等あればそれなりの対応ができる部分もありますし、地震の場合には堤防の決壊等によれば、またそのときの対応の仕方も違って来るかもしれませんが、ことしもそうでしたけれども、気象庁のほうから台風の進路によって今までに経験したことのないような災害が起こる可能性があるということで、自分の身を自分でまずしっかり守るという話もありました。

そうした中で、前にもお尋ねしていて、なかなか難しいことはわかるんですけども、舟入保育所が平屋建てでして、保育園児の、大雨またはそれにより堤防の決壊が起きれば浸水が発生しますが、そうした場合の対策として、私や私のほかの議員さんからも要望が出ていますが、屋上に一時避難所の設置とか、希望としては2階建てなんですけど、町の対策について改めてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○子ども課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました舟入保育所幼児の浸水対策についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように舟入保育所につきましては、現在、垂直避難ができない施設となっておりますので、浸水災害時には舟入小学校へ緊急避難することとなっております。

保育所の子供たちは、毎月さまざまな場面を想定した避難訓練を実施しております。その中でも舟入保育所につきましては、1年に1回ではありますけれども、小学校との合同訓練を行っております。保育所から約5分程度かけて小学校まで歩き、校舎屋上まで上がらせていただき、緊急時に備える訓練をしております。

今年度につきましても、年が明けた1月に実施していく予定です。今年度は、さらに浸水災害に備えまして購入させていただきましたライフジャケットを着用して訓練をしていく予定となっております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。ぜひ、それも大切なことですが、改めて一時避難所の屋上への設置とか、2階建て等の増改築も含めて検討いただきたいと思いますが、実は、昨年、その今の舟入保育所の近くに近藤機械さんという会社が工場を新築されまして、航空機の関係の工場だものですから、大きな地震等にも多分十分耐え得るような施設をつくられてまして、町のほうに町の避難所として提携を結んでもらえないかというお話をしたんですけども、近藤機械さんのほうが屋上への避難は会社の建物の中からはか出入りできないということで、24時間外の階段から対応できないということで、町はできないということでしたが、町のほうから、そういった場合には各地元のほうで対応してもらうことはほかの町内会ではやってみえますよということをお聞きして、区長にも相談して、今舟入地区としては近藤機械さんを舟入区の緊急避難所として協力の締結をしております。

ここは小学校より若干近いような気はするんですけど、そういう形で舟入地区も避難所になるところは、数は足りないものですから、そういう形で対応はさせてもらっていますが、重ね重ねお願いしますけれども、保育所に関してはできれば希望は2階建てですが、ご検討のほうをくれぐれもよろしくお願いします。

では、次に行きます。

こうした床上浸水などの被害があったときは、今回も千葉県のほうでは大変な状況になっていますが、多くの災害ごみが発生します。現在、町のほうではそうした災害ごみの保管場所または災害保管量についてお尋ねしたいと思います。

これは、今回、ことしの議会報告会の中でも質問、お尋ね等がありましたのでお願いしたいと思います。

○環境課長 石原己樹君

それでは、質問のありました災害ごみについてお答えいたします。

昨年、平成30年度に平成30年度中部地域ブロックにおける災害廃棄物処理モデル事業、こちら国の環境省のモデル事業になるんですけども、そこで海部地区環境事務組合及びその構成市町村としまして、災害時における廃棄物の発生量、仮置き場の候補地の検討を行いました。

想定した災害としては、愛知県災害廃棄物処理計画と同様の南海トラフ地震過去地震最大レベルとして行っております。

災害廃棄物の発生量は蟹江町全体で29万2,898トンと推定されます。内訳としては災害廃棄物17万3,795トン、津波堆積物11万9,103トンとなります。

仮置き場に必要となる面積としましては、積み上げ高さを5メートルとした場合は、4万1,392平米、10メートルとした場合は3万3,638平米が必要となると推定されております。

また、風水害時に発生する災害廃棄物の発生量、こちら最大で見ますと5万3,357トンと推定されます。これは地震の最大モデルの発生量に対して約18%の量となるため、地震発生量の対応を検討しておくことで対応ができると考えております。

町の災害ごみの仮置き場として考えておりますのは、佐屋川ソフトボールグラウンドになります。こちら蟹江新田の小助山になりますが、こちら面積が1万5,000平米となります。

現在、蟹江町の災害廃棄物処理計画を策定を進めております。最大想定モデルで地震が発生した場合は、仮置き場の面積が不足することになりますので、今後関係部署と協議を行い、町内のオープンスペースを中心に仮置き場候補地の選定と計画に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

今、課長からも話ありましたが、結局、最大の場合ですが、ごみの一時的な保管する場所としては不足しているということですけども、今回、千葉のほうの状況なども、ほかのときもそうですけれども、見させていただきますと、やはり今のグラウンドなんかでは遠いところの人もありますので、やはりできるだけ各町内会というか小学校地区単位でもいいんですけども、そういう中で、こことここに関してそういう一時的な保管場所ができるということを、今後町内会長さんとか学校とかそういう公共施設もそうですが、含めたところで公

共施設のところで、例えば先ほど言った舟入ふれあいプラザでも、私の家の横ですけれども、駐車場になっていますので、そういったところでも置ける部分もあるかなとは思いますが、そういうところを改めてチェックしていただいて、各町内会または小学校単位できちんと協議していただいて、こういったときにはこういうこともするんだということを日ごろから準備をしておいていただくのがいいなと思ったのは、先ほど高阪議員も言われましたが、私どもの視察の中で、マグニチュード8以上という限定はありますけれども、そういった地震が起きたときには、10分間で対応ができるということでありました。そういうことに限らず、日ごろからこういうことが起きたときにはどうしていくんだということの考え、心構えというのは非常に重要だと思いますので、こういったごみのことに関しても、しっかりやれるだけのことは対応しておいていただきたいのでよろしくお願いします。

それでは、次に行きたいと思います。

以前、一般質問でもお話ししましたけれども、個人的にもお聞きしたんですけれども、これはたしか蟹江川だと思えますけれども、蟹江川のほうの堤防で漏水している箇所があるんですよね。一定の水位に達すると水が堤防から漏れてきているというところが、舟入も1カ所ありまして、あと本町のほうにも何カ所かあるということは、現部長が課長時代にお聞きしたこともあるんですけれども、そのときに、今後県とも協議してしっかり対応していくという回答をされたんですけれども、その後どういうふうになっているのか、その辺の進捗状況もお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

以前の一般質問、平成25年9月議会だったと思いますけれども、蟹江川の左岸堤、近鉄踏切から南のほうへの箇所になるかとは思いますが、舟入排水機場の工事が完了したところ、近鉄の踏切から南の石積みがされているところに亀裂が入っているけれども、舟入排水機場の工事との関連があるのかなということ、どうなっているかということで質問をされたかとは思いますが。

当時の土木農政課長の答弁といたしまして、県に確認したところ破堤するような問題は起きませんという県からの回答ということで答弁をさせていただいております。

また、亀裂の対応といたしまして、宝排水機場の建設計画がその後ございますので、海部農林と建設、今後改修をすることについて検討をしていくということで確認をしておりますということで、あわせて答弁をさせていただいているかと思えます。

現在、その亀裂に関しましては、充填補修がされておりまして、堤防としての破堤するというような問題はありませぬというふうで県から聞き及んでおります。

それと、浸透水の関係でございますが、愛知県の道路パトロールにおいて、蟹江町内河川堤防における浸水対策の観測といたしまして、日光川に7カ所、蟹江川に5カ所、福田川に

1カ所における年間を通して週4日、河川パトロールを行い、河川の水位、浸透状況の確認をし、データを集積して状況に応じて対応をされているということで聞き及んでおります。

以上でございます。

○5番 水野智見君

すみません、今次長が言われたやつは、宝、舟入排水機場の工事をやっていたときの蟹江川の堤防沿いの亀裂のことだと思うんですけども、私が言っている漏水の箇所は、部長からも見せてもらったこともあるんですけども、部長が前課長時代に、住民の方から相談があって、ちょうどスマホの動画で吹き出しているところを見せてもらって、そのときにほかの舟入のところもそういうところがあると住民の方に言われて、私はその吹き出しているところは現実には見たことがないんですけども、本人さんは見られて、先ほど次長も話されたみたいにパトロールしている人との対応が電話連絡を通じて、そのパトロールの人が、水が吹き出しているところは動画できちんと撮られて、今後県と対応させてもらいますということで帰っていかれたこともあるんですけども、そっちのほうのことで、部長のほうが多分詳しいと思うんですけども、本町の新町かあっちのほうなんかでも、何か部長がスマホで撮られたということで、私はその部長から見せてもらったんですけども、そっちのほうの漏水のことであって、先ほど言った近鉄の云々のところの亀裂の件ではないです。その亀裂の件は、次長が今言われたように県に確認してもらって異常はないということで、応急処置もしてもらったように聞いているんですけども、それとはちょっと違います。

ということで、もう一度、漏水の関係のところのことで、じゃ、部長からお願いします。

○産業建設部長 伊藤保彦君

失礼をいたします。

先ほど、次長が答弁いたしました愛知県の蟹江町内河川堤防における浸透水の観測ということで、日光川7カ所、蟹江川5カ所、福田川1カ所において年間を通して週4回、河川パトロールで今現在も週4回見回っていただいております。

その中で、河川の水位、浸透状況を確認してデータを集積しまして状況が変わってくれば、そこに対してコンサルに出してきちんとした対応をするということで県のほうから聞き及んでおりますので、先ほど、私が前に堤防からの浸透水のお話をさせていただいたのは、蟹江川5カ所のうちの1カ所になります。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね。簡単に改修工事はできないのかもしれないですけども、今回のような大雨等があって、千曲川の堤防の破堤とかああいうものを見ると、そういったところが同じような状況に蟹江川はならないのかなというのは、ちょっと心配もあったものですから、今後、状況がまた千曲川と蟹江川とは違いますので、一概には比べちゃいけないのかもしれない

けれども、そこに住んでみえる人にとっては非常に危険にも思われると思ってみえると思いますので、何らかの対応を早急に検討していただきたいと思います。

それでは、次にいきます。

これも、私以外のほかの議員さんも質問されていますし、去年の報告会でもお話もありましたが、蟹江川、日光川に係留されている船舶に関してお尋ねしたいと思います。

まず、1問目は、現在の船舶の所有者の確認及び船舶の管理状況は何年ごとに、どこがしているのか。また、現在、所有者不明の船舶はあるのか、ないのかも含めてお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、蟹江川、日光川に係留されている船舶についてでございますが、こちらの管理というのか調査に関しましては、海部建設事務所維持管理課が担当をしております。4年に一度の調査を行っているというふうに聞いております。直近では、平成30年度に調査がされております。

その中で数値でございますが、日光川、蟹江川合わせて放置艇が136隻、沈廃船が7隻、計143隻が当時での不法係留の船舶の状況でございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ちょっとすみません、今の聞き漏らししましたので、すみません、もう一度ゆっくりお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、船の管理状況等の調査でございますが、海部建設事務所維持管理課において行っております。

その調査につきましては、4年に一度の調査がされております。直近では平成30年度に調査が行われたというふうに聞いてございます。

それから、放置艇、不法係留の船の状況でございますが、放置艇が136隻、沈廃船が7隻、計143隻という調査結果が出てございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

この136隻は、所有者はわかっているということですね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

船の所有者一覧において把握はしておるといふふうで聞いてはございます。

○5番 水野智見君

これは以前、以前といっても、大分30年ぐらい前なんですけれども、ある方からお話し聞いたのは、一応県の許可をもらって、あそこに係留しているというふうに聞いていたんですけれども、先ほどもお話ししましたが、いろいろな原因があるかと思いますが、大雨、

地震等で堤防が越水したり決壊等したときに、そういった船が凶器として流れてくるのではないのかなということは、以前から近所に住んでみえる方はよく言われています。

その近所のある方にお聞きしたのは、伊勢湾台風のときに、ちょうど新蟹江小学校のほうまである人の船が流されていって、そこで使い物にならないものだから、その方が出向いて処分されたというお話をお聞きしました。

その当時に比べれば随分多くなってきていると思いますし、河川内に係留されているのはあまりよくないなというふうにも私も思いますので、以前からも相談はさせてもらったこともあるんですが、例えば境港のように、ああいった施設をどこにということには私は今伺わないですけれども、県のほうで検討していただいて、ああいったものをつくっていただいて、そこに移動してもらおうというようなことを県と協議をしていただきたいなと思うんですけれども、町のほうは、その辺のことは何か考えてみえませんか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

船舶の係留につきましては、今後も愛知県と情報を共有し、協議をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

町長に一度お伺いしたいんですけれども、町長、いいですか。

先ほど来、担当に回答していただいているんですが、特にこの蟹江川、日光川に関係することの船舶のこともそうですが、先ほどの堤防の漏水の関係のことも、県との関係のことがありますので、この辺のことは町長にご意見をお伺いしたいなと思います。

というのは、ちょうど私議員になったばかりのころに、大雨があつて、福田川の1号線の関係するところの右岸側が結構崩れかかっている大丈夫なのかなということがあつて、一度町長にも相談して、福田川は県の関係ですので、確認してもらって、結果的に1年後には補強工事もやっていただいたんですけれども、やはり河川は県が関係していますので、その辺のことも、今の2点、漏水に関係することと船舶に関係することについて、町長のほうで何か今まで県と議論とか協議をされたことがあったりとか、私がちょっと今お話ししましたが、そういうことも含めて誰かご意見があればお願いします。

○町長 横江淳一君

すみません。腐沈船というのか、腐って沈んでいる船が多分今7隻ぐらいあるというふうには僕はちょっと聞いているんですけれども、かつて県の技監さんをお願いをして、腐沈船を引き上げていただいたという経緯がございます。

それと同時に、これはまだ計画倒れで、まだ現実には至っておりませんが、佐屋川グラウンドを廃止して、日光川を、かつてですよ、かつて日光川ウォーターパークが整備された後に、佐屋川グラウンドを改修をして、あそこにマリーナをつくり、そして船の管理

をしたらどうだという、そういう案が県のほうから出されたということは聞いてございます。

それで、その後に境港の整備をしながら、境港で係留し切れなかった船が日光川、もしくは蟹江川の河川堤防のところに来ているという話も実際聞いてはおります。どこまで、台数がどうだということは知りません。

そんな中で、かつて県にお願いをして、その腐沈船の処分をしていただいたということもございますので、またこれも一時的なことだとは思いますが、持ち主の特定をして、またそういうことをやっていただければ一番ありがたいのかな。

タウンミーティングのときにそうでありますけれども、これは鍋蓋であったのか、それとも舟入のタウンミーティングだったのか、もしも津波、そして急激な水位の上昇によって堤防の横へ行って船が屋根に当たったらどうするんだという、そんなご質問をいただいたように記憶をしております。

あと、もう一つ、堤防のことでもありますけれども、福田川の管理というのはご存じのように海部建設ではなくて、尾張事務所であります。ただ、これ水野議員に聞いたのか、それとも私も見て、たしか国道1号線の南側の右岸堤だったと思っておりますけれども、管理は海部事務所ではなくてということだったんですけれども、尾張にお願いをして早急に修理、整備、改修を行ったということもあります。

ただ、管轄を超えて整備は、これからでもやはり尾張事務所だから、それから海部事務所だからということでは、僕はないというふうに考えておりますし、やはり地方自治体に流れる川、町民の皆さんから言われれば、どこが管理するのも一緒でありますので、そのことについてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、船の管理については、積極的にまた、もしもあればということでしたら、お願いを言っていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○5番 水野智見君

船の台数もたくさんですので、なかなか港湾施設みたいな、マリーナのようなものをすぐどこかで作るということは簡単にはできないかもしれませんが、今後の課題として研究していただくように県のほうにも町のほうからしっかり要望等を出していただければなと思います。

また、全般的に土木のほうの方にはお願いしてありますけれども、特にU字溝の方のことに関しては、改めてしっかり対応していただきますようお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後3時10分から再開します。

(午後2時51分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

○議長 安藤洋一君

質問6番 戸谷裕治君の「教育に親子の声はとどいているのか」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

議長の許可をいただきまして、6番 戸谷裕治でございます。

通告書に従い、ただいまより「教育に親子の声はとどいているのか」をご質問いたします。

まず、須西小学校の件からちょっとお話をいただきたいと思います。これは私もわからないし、ご父兄の方もわからないということで、ちょっとお答えをよろしく願い申し上げます。

蟹江町には5校の小学校があります。その中で唯一2期制を取り入れていたのは須西小学校だけであります。十数年過ぎまして、当時のことは私はわからないもので想像するだけでございますけれども、私は町内の小学校教育を画一的にという考えはありません。各小学校には地域性があり、前向きな教育はその学校単位でどんどんどんどん受け入れていくべきだと思っております。

例えば全国には、理科に特化し読解力を高めている小学校、また市では小学校全校で演劇等による表現力の向上を教育に反映しているまち等、全国にはいろいろな教育をされている市町村があります。

まずお尋ねいたしたいのは、須西小では、本年より2期制から3期制に変わりました。なぜ、どのような経緯があつて変更されたのか、これはご父兄から質問されても私には答えようがなかったもので、これはきょうはテレビ放映がありますから、皆さんご父兄の方もたくさん見られていると思いますので、こういう場所でちょっとお尋ねするべきだなと思いたしましたので。

まず、2期制に何か問題点があつたのか。その総括はどのようにされたのか。そういうことで、3期制にされた理由をまずお答えください。

そして、もう一点は、須西小では本年10月より始業時間が少し早くなっております。それにあわせて下校時間も10分程度早くなりました。始業時間も10分程度以上早くなっていると聞きしております。この理由もお聞かせ願いたいと思います。まずは1点目、それをよろしく願い申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

ただいまの戸谷議員からのご質問にお答えしたいと思います。須西小学校、最初言われ

ましたのは、本年からと言われましたけれども、今2期制で来年度から、来年度4月から3学期ということで、須西小学校でいくと、2期制は須西小学校、そして蟹江北中学校ということでもありますけれども、10年以上前のことですので、経緯も含めてまずは流れをお話をしながら説明をしたいと思えますし、また後ほどご質問いただけたらと思えます。

この2期制につきましては、平成16年度よりその当時、試行というんですか、須西小学校と蟹江北中学校が取り組み始めたところでもあります。当時は、この海部地区もそうですが、全国的にもそんな感じだったと思えますが、そのような2期制というような動きがあつて、津島市は学校管理規則を変更して2期制、ここは2学期制としたところでもあります。

どうしてそのような流れになったかという、簡単に言えば、授業時間数を多くすることによって、3学期制ですと3回の終業式とか始業式がありますね。それを1学期の終わりをなくすることによって2日分浮くんじゃないかと、そのような考えがまず一番大きくあつたというふうに思えます。

その16年度から進めたところでもありますけれども、実は、この北中学校の保護者、当時、21年度でありました。2期制は評定が前期・後期2回だということ、特に3年生だと思えますけれども、進路に関してちょっとこれは蟹江中学校と違うでどうなんだと、そんなようなご指摘がありました。

そこで、北中学校の校長先生、そして蟹江中学校の校長先生が話し合いをしまして、主要教科、というのは、これ国語、数学、社会、理科、英語、これ主要教科と呼ばせていただきますけれども、その評定は3学期制と同じという形で3回、1学期の終わり、2学期の終わり、3学期の終わりで、2期制の北中も。そして、これはそこへ授業時間数をふやすということと、もう一つ実は利点があつたんですが、芸能・技能教科、これは音楽、美術、体育、技術家庭が当たりますが、授業時間数が少ないから確かな評定をしたらどうかということの、これも利点でありました、2期制の。それはそれで生かそうということで、実は、蟹江中学校は3学期制、それから北中学校は2期制というようなことではありますが、評定についてはどちらも同じ形、主要教科は3回、芸能・技能教科は2回というふうに進んできました。

そのような中でもありますけれども、蟹江町内の学校において3学期制の学校、2期制の学校と違っていることはどうなんだと、そのような疑問とかご指摘がこの議会でもありました。

また、平成29年9月に総務民生常任委員会がありまして、その場でお話をお聞きしたんですけれども、これは視察で行かれたところの状況からということではありますが、小・中学校とも2学期制にすべきだと、そんなご意見もいただきましたし、その場で逆に、いやいや3学期制に戻すべきだと、そんなようなご意見もいただいたところでもあります。

そういうようなことも受けながら、平成29年11月です。町内の校長会において、校長先生方に2期制、3学期制の今の取り組んでいる様子、利点、そしてこれは問題かなというようなことを話し合いを行っていただき、蟹江町としてあるべき方向を探ったところでもあります。

そして、今回、先ほどお話があった学期制の統一というプリントを保護者の方にお配りした中身とは、夏休みとか冬休みの前に、やはり一つの区切りをつけるということで3学期制ということでベースにしますけれども、評定については、もう蟹江中と北中は取り組んでいるように、主要教科は3回で芸能・技能教科は2期制で取り組んできたことを生かして2回にするということで、今回そのような文書を保護者の方に、来年度4月から実際に行っていくということで、これは小学校の学習指導要領がちょうど来年度からスタートするということもあわせて大きく見直しをし、大分以前から教育委員会としてはその方向を探っておったところでありまして、今回の機会でそのようにさせていただいたということでありませぬ。

これが経緯を含めて来年度以降の学期、評定についての考えをちょっと述べさせていただきました。

それから、2点目の質問が、須西小学校の10月からこれ日課表だと思わすけれども、通常の時間よりも朝が5分ほど早くなって、帰りが15分早く帰ってくると、そのようなことで保護者の方も戸惑われていることも耳にしたところでありませぬけれども、10月からというのは、多分、多分ではありませぬけれども、前期・後期とありますので、後期が始まってから、10月中旬からです。校長先生もちょっとお話をお聞きしたんですけれども、先ほどの須西小学校2期制から、町内統一の3学期制にするということもあわせて、それも視野に入れながら、日課表についても4月からの実施を探る意味で、まずはこの10月中旬から、少し頭を5分早くして帰りを15分というような日課表で今進んでいる状況だと思わすんです。これにつきましても、確定ではありませぬということをはいけませぬけれども、まだまだ、年度途中でこのような形をするということはあまりないわけでありませぬ。それは、やはり来年度4月からのそういう3学期制の実施も含めて、総合的に学校を見直ししていくという一つのものでありまして、そのようなことで私は捉えているわけでありませぬ。

当然、教育委員会も年度途中のそういうような変更でありますので注視をしながら、また、様子を見ながら今度の4月に向けていけたらということをおもっております。

また、今のお話で、これは全小・中学校にお話ししておるんですけれども、3学期制の学校もそうですが、やはりこの新年度というか小学校が来年度から、中学校が再来年度から新学習指導要領が実施されますので、それに合わせて学校行事も一つ大きく、再度、さらにしてではないんですけれども、今までのところを反省を持ちながら、年間を見通したところで計画をということで、今実際に取り組んでいるところでありませぬので、今、須西小学校さんはそのような状況が今あるということでお話ししていきたいと思わす。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

すみませぬ、ちょっと認識を間違えまして、ことしと申し上げましたけれども、次年度よ

りということ。

周辺自治体では、まだ津島さんにしろあま市さんにしろ2期制ですよ。それを推進されているところがあると。

総括というのは、本当にわからないもので、今聞いていまして。よかったのか、悪かったのか、だからこう変えるんだというのがあってしかるべきかなと思っているんですけども、10月21日から約10分間ずつ、始業時間も早くなり、下校時間が15分ぐらい早くなっておりますね。その意味もしっかりわからないというのが、これご父兄の方の、これお話なんですよ。そして、朝早くなるということは、やはり出校時間も少し早くなるのかなと。そして、下校時間も早くなるということは、また迎える親御さんにとっても、その15分というのは大きいですからね。いろいろなこと、そして、それが、その辺の時間的な統一というのは蟹江町内の小・中学校でされてもいいんじゃないかなと。

須西さんだけがそういう形に何を試行されて、2期制の意味も、今お聞きしても2期制がいかんかったからこうしたんだと言われたらわかるんだけども、そうでもないみたいだし、何か試行錯誤でやっていますと言うのだったら、これ一番困っていたのは、小学校今度の6年生になられる方、5年生から6年生、その高学年の方ですね、そのご父兄さんが一番質問されましたね。今までの教育はいかんかったのかと言われたら答えようがないもので、私にしても。その辺をしっかりとやはり親御さん、父兄、そして町内自治会ですね、その方たちもご存じがないものですから、それで今話は地域で子供を育てましょうとか皆さんよくおっしゃるじゃないですか。その地域の方も存じ上げないということではいけないもので、そういうことはしっかり説明責任を果たしていただきますように、よろしく願い申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

せっかくこういうお言葉をいただきましたので、何でもそうですけれども、変わる、変わり目というのは、これはやはりご理解いただかないといけませんので、十分に説明不足があったなということを今お話聞きながら思っておるわけでありませう。

学校がこうやって決めてまったで、しゃーねーわさというふうじゃなくて、やはり理解をしていただきながら進めていかなくてはならないな。これは地域の学校だろうということを思います。

先ほどのそういうような、先ほど申し上げたように、須西さんにしてもそういうような時間的なこともそうだし、時間的なものについては、今なかなか中学校も部活があって、そのあたりもこれから精査しないかなというふうに教育委員会は思っているんですが、このあたりが難しく、というのは学校の特色ということがありますので、学校のご意見もお聞きしながら、一律にといいこともしたいんですけども、なかなか難しい面もありますので、そのあたりは、でもそういうように町内の中で、ある程度校長先生方同士も話し合いをしながら、やはりあるべき道を探っていくと。

もう一つは、十何年やってきたということで、じゃ2期制が悪かったのかというようなことを前面ということはないんですね。というのは、いろいろやっていく中で、というのは行事もみんなほとんど、運動会もそうですしやっているわけです。時間数を多くするために1学期の終わりのそういうところを終業式、2学期の初めの始業式をなくすることによって2日分浮くんですね。そういうことでどうだろう、余裕ができていけるんじゃないかと、それで進めてきたわけです。もちろん夏休み前には、そういうお子さんの懇談でお話をしていると思うんですけども、そこでできたことはもう一つは、芸能教科が2回ということが着実に評価できる。そう言ってはいけませんが3学期制の3回だと時間がありませんので、作品にしても本当に2つ作るかどうかわかりません。それで評価してしまうものですから。

ただ、問題は話せば話すほど難しいんですけども、やはり長期休業前のところで一つの区切りをつけてほしいというようなご意見もあったんです。ですから、やっていることはいいですけども、そのあたりをつけていく。じゃ、時間数は多くあるからそれはいいかと言われると、それは確かに魅力はあるんです。けども、文部科学省が示している各教科の標準時間数というのは、それは3学期制を行っているところもクリアをしているんです。そういうことを鑑みると、より余裕がある時間で子供たちに指導をとという形でいったわけでありますので、だから、2期制がいかなんだで変えるということではないんですね。

ですから、そのようなことをご理解いただきながら、どちらもいいところをちょっととって、新3学期制という形で2年度から進めていけたらと思っていますのでお願いします。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

それで、2番に少し入らせていただきますけれども、これは今につながる話なんですけれども、外国語教育等が入ってきて、週の学習時間をふやさなくてはいけない現実が参っておりますね、小学生に。

それですと、今の2期制のほうでいいのかなと思ったり、だから何か矛盾があるもので、どうされていくのかな。これは子供さんの親御さんがおっしゃるのは、授業の進みが早くなるんじゃないかと。そうすると外国語を入れることによって、なかなか理解できない子供がふえるんじゃないかと、ほかの教科も。それをしますと、今度は何をしないといけないといったら、また親御さんは考えますわな。ですけども、まずは質問としては、このついていけない子供たちを出したらいけないもので、時間的な余裕がなくなるということで。これについてはどういうフォローをされていく予定ですか。

○教育長 石垣武雄君

ご質問にお答えをしたいと思います。先ほど時間数がふえるから2期制のままでもというようなことであつたんですが、年間を通すと35時間ということになりますので、2期制であつても難しいということでもあります。

少し具体的にお話をしますと、この学習指導要領の改定に伴いまして、3年生、4年生が外国語活動という時間で35時間ふえます。5年生、6年生は外国語という教科で35時間ふえます。年間授業時間数がふえるということで、大体1年間35週で学校は組み立てておりますので、そう考えると週1時間ふえるということでもあります。

今、まだ進行形ではありますが、蟹江町内の各小学校で教務主任さん、これはカリキュラムを作成する先生ではありますが、そういうような会議を通して、来年度から必要となる授業時間数確保についてどのような形がいいかということで、今話し合いを行って検討中ではありますが、大体の方向を今お話をさせていただきたいと思いますが、1つ目ですが、それこそ授業前の15分間、何々タイムとかというふうにとってあります。朝の会の終わった後、例えば須西タイムとか、学戸タイムとか、これが漢字とか読書とかしておる、この15分、計算も読書もありますね。その時間を15分掛ける3日間で45分になります。例えば、火、水、金ととれば、この時間が1時間でカウントができるということを聞いております。

そういう方法と、2つ目が大体木曜日ぐらいだったと思いますが、委員会、これは高学年ですね、4年生以上のクラブ活動が大体月に1回もしくは2回ぐらい行われております。これがじゃ行われていないときは下校ということになりますけれども、その下校のところを委員会、そしてクラブ活動もされない日を授業の時間に充てると。

最後は、先ほどもお話をしておるわけですが、35週と週1時間で、年間各教科を習得するために、計算の文科省で出していますが、35時間、35週で考えています。実際は、ずっと見ると40週ぐらいの時間があるんですね。それを、今まではいろいろな、例えば学校行事を少しプラスしたりいろいろな形で使っている、その時間を整理しながら、先ほど言いました行事を整理しながら、そして先生方にはそういう計画を立てて、しっかり子供たちに指導に当たってほしいと、そんなことで今、教務主任者会が考えております。

ですので、どれかの教科を潰したり短くして、例えば国語の時間を短くしてとか、算数を短くして取り組んでいくということではなくて、今の現状をやりながら上手にあと1時間をコマをつくっていくというような感じでもありますので、今までとほかの教科は変わらないというふうに捉えてください。

また、これは来年度に今ならなくても、現在そういうような、なかなかついていけない子供たちもおるかわかりませんので、そういう場合は例えばスクールサポーターとか、外国人のお子さんなど、日本語指導ですね、そういうこととか、あるいは小まめに見るということもしながら、先生方がよりわかる授業を目指して、先生方も研修をしていただくと、そんなような形で取り組んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

今、細かくお答えいただきまして、ただ、少し気になったのは、15分ずつの時間をとられ

て、それを3日間で45分という計算、それは計算は成り立ちますけれども、本当にその15分教育が一つの教科に当てはまるのかなど。やはり45分間みっちり教えるのと、タイムラグがどうしてもできるじゃないですか。先生が入ってきて教え始めました。終わる時間も、その15分というのは大概10分から12、3分になっちゃう。45分授業とは内容が違ってくると思いますね。だから、その辺をどういふぐあいに考えていかれるかでしょうね。

先生方の働き方改革とかいろいろなことが入っていると思いますけれども、後ほども申し上げますけれども、親の働き方改革も絡んできますからね、これは。後ほどまた申し上げます。ですから、その辺のフォローだけはしっかりできる体制をとっていただきたい。

また、続きまして3番ですね。

外国語・プログラミング教育等の親がし切れない部分は塾に頼る親がふえるのではないのでしょうか。塾にかかる費用、これを計算しますと、ますます格差社会ができ上がるんじゃないんだろうかと。義務教育の時代に、義務教育ですね、小学校、中学というのは。ここでこんな格差がいい国になってきていいんですかということをお願いしたい。それを各自治体で埋められる限りは埋めていっていただきたい。

それでこの中で塾助成制度とか、いろいろなことが他の市でも始まっております。行政が手助けするということが。ただし、年収に限られてそういう方の面倒を見ましょうということが始まっております。そういうことも考えて、蟹江町というのは決して田舎じゃありません。都会です。大名古屋圏の真横にある小さな町ということですからね、立地は一緒ですから、同じような考えをしていただかないと、これだけ蟹江町には塾が多いですからね。塾の方とも契約を、いろいろな契約をされている自治体がございます。ですから、その辺も無料でやっていたい、週に1回ぐらい、40分とか1時間という体制をとっておられる市町村もあります。そういう話し合いもこれからされていくべきだろうなと思っております。

それでですけれども、まず、それともう一つ、同じこのプログラミング教育についてですけれども、タブレットは今1人1台ずつじゃないですよ。これ、まず何台かお教えください。来年の教育に。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

ことしの8月、夏休みに舟入小学校を除く6校に各40台ずつタブレット、それから、同じく各40台、パソコンをパソコン教室、これはもう既にあったものですが、これを更新させていただきました。舟入小学校につきましては、ちょっと児童数も少ないということで20台ずつを更新させていただいているところです。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

1人頭というのはどうなりますか、生徒数で。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

すみません、1人当たりという計算ちょっと出していないんですけども、単純に1人1台にはなっていませんが、班活動で2人から3人ぐらいの班で1台を使っただくと、同時に4クラス、3クラスぐらいが使えるような形になっております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

実は、ちょうどこの11月の終わりぐらいに、アメリカから友達が帰ってきてまして、その彼が科学者でありまして、それで娘さんがアメリカの学校に行っていると。アメリカで最初にプログラム教室で失敗したのは、インフラ整備ができていなかったとき、1人1台ずつ持たせなかったときは全然勉強の効率は上がらなかったと。インフラができていなかったら、3人に1台とか、これは絶対効率上がりませんよと、それはもうアメリカで実証されていますよと。向こうのほうで、やはりそういう教育は先進ですからね。そして政府が言い出しましたね、1人1台ずつって。それはやっとなつたんですよね。教育としてはものすごくおこなっているというのが、その辺のプログラミングとかの。

それと、補助金が出ますよね、たしか。その予定で国が進めていますよね。それでいち早く手を挙げていただきたい。補助金ですから町のお金も出ていくんですけども、学校教育にやはり不公平があるとだめですから。ですから、いち早く1人1台ずつというのがもうインフラ整備の基本らしいです、ネット関係とかそういうものでは。そこら辺もちょっと含めて、先ほどの塾の助成制度と、そういうこともできないか。それとタブレットの、パソコンの1人1台ずつというのはいかがですかということで。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、2問ご質問をいただきましたが、先にタブレット、1人1台のほうの予算の関係お答えさせていただきます。

議員がおっしゃいましたとおり、国の予算のほうで今年度の補正予算以降で予定がされております。小・中学校の児童・生徒に対し1人1台の学習用パソコン、もしくはタブレット型端末を無償で提供するという経費が盛り込まれる見込みであります。遅くとも2024年度までに実現を目指され、小学校5年生から中学校3年生までは2022年度までに、小学校1年生から小学校4年生までは2024年度までに配備を終えるというふうに言われています。端末に必要な予算は、全額補助金として支給されまして、これとあわせて有線、無線の校内情報通信網、LANですね、LANの整備費のつきましては半額助成されるということになっております。

蟹江町としましては、この絶好の機会を捉えまして整備をしていく所存であります。よろしく願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

プログラミング教育ということで、先ほどアメリカの話がされたわけではありますが、実は文部科学省、それ以前に一つの方向性のところを示しておるのを少しだけお話をさせていただきます。

これは多分、パソコン、タブレット1台ではないときのものであると思うのですが、それがどういうふうに変更されてくるかわかりませんが、このプログラミングの技能を身につけるということは、パソコンの操作を通すわけですが、それもあるよと。もう一つ、一番大事なのは、パソコンなどを使わない状態でプログラミング的思考ができる力を身につけていくと。これを出されております、実は。

これを受けながら、パソコンを使う場合と、そういうプログラミング的思考、じゃ、そのプログラミング的思考ってどういうところでやるんだという、これは改めて授業でコマを起こしているわけじゃなくて、例えば今まである、例えば5年生、文科省が示しているのは5年生算数の学習、あるいは6年生の理科の電気の実験ですか、こういうあたりでプログラミング的思考で論理的思考というんですか、そういうあたりを進めながら学習理解をさせたらというようなことを言われております。

現在、これを受けながら、実は学校の先生方も教育次長も含めて、そういうような先生方自身がまずそういう研修をしないかということ、それに取り組んでおりますし、この蟹江町においても1月6日だったか、町内の先生方を特に学戸小学校へ、始業式の前ですけれども、集まっていたいてそのプログラミング的な教育の研修を行っていくという段取りであります。

今、そういうように、これは多分、総理大臣だったね、1人1台と。最初はそういうあれだったもんで、そのあたり若干あれですけれども、何しろ今は示されているのを進めながら、そして、今そういうタブレットが1台になれば、さらにそういう技能も含めながら進めていくのかなと、今私は思っております。

それから、塾の話は今されたわけではありますが、塾へ行かず、行かさないは保護者の方のお考えで、私の口から……。つまり何を言いたいかというと、学校現場では、先生方に何しろわかる授業を進めてほしいと言っている。それを塾へ行っても、行けよおまえらと、そんなことはやはりどう考えてもおかしな話で、じゃ何先生要らなくなると、学校要らなくなるとなりますので、私ども学校という現場を舞台にしながら、子供たちによりわかる授業を目指しながら教材研究、先ほども言いましたそういう研修も含めながら進めていくというようなことは必然だろうと思っておりますし、もう一つ、塾の補助制度ですか、大阪だったと思うんですけれども、そのあたりも制限があるということですが、これは子育て世帯の応援という形での多分施策だったというようなことを思いますので、これにつきましては、今こうやって戸谷議員からお話があって、教育委員会ですういいう制度ありますよというのは、私どうもひっかか

りますのは、これは蟹江町としてということを見ると、ひょっとしたらということもありますが、まだまだ本当の1例、2例があるぐらいだろうと思います。それもまた、これから町長部局とも話をしながらというよりも、私どもが前面じゃなくて、町として子育て世代の応援という形で検討すべきことかなとは、今お話聞いて思いました。

○6番 戸谷裕治君

私が今聞きながらにこにこ笑っていた理由というのは、ここで一般質問しているときは皆さん方に対して、教育長だけにしているわけじゃないんですよ。ですから、塾助成というのは、やはりこちらの部分もかかわってきますよね。当然そう思っておりますので、はい。

そして、お人がいいなど、人柄がいいと思いますよ、教育長は。ですから、今のような時代を背負った感覚的なものがちょっと違うんじゃないかなと。親御さんというのは、子供がやはり何か自分のところがおくれているんじゃないかなと思うと塾へ行かせたがる。それが時代です、今の。この時代がわかっていなかったら先ほどのようなご意見が出てくると思います。ですから、もうちょっとは考えていただかないと。

そして、ICTの対応のおくれというのが12月4日の朝日新聞の朝刊に出ていますよね。教育のICT対応おくれというので。やはりデバイス、機器が1人1台ずつないとだめということで、プログラミング教育は机上でやっているところはおくれているということが、世界のあれで出たんじゃないですか、今回。世界でおくれていますよということがはっきりと。

ですから、そういうことも考えていただいて、時代にやはりマッチングしたことをもうちょっと考えていただきたい。これは批判でも何でもありません。そういう時代が来ていますよということですね。

そして、これ少しおもしろいんですけどもね、これは今の教育とあまり関係ないかもしれませんが、これアメリカで各学校で、各学校それぞれの学校で違うんですけれども、いろいろな日をつくって子供たちの不平不満とかをそのとき出さそうということで、いろいろな日を設けていますというので、少し紹介しますね。それで、ちょっと気になったところを後で言います。

これ簡単に言いますと、1日パジャマデー、パジャマで学校来ていいよ。ポップコーンデー、ポップコーン持っていらっしやい。クレージーヘアーデー、クレージーソックスデー、スナックデー、コスプレデー、オールドファッションデー、この子はテキサスに住んでいるものでカウボーイデー、そして、一番ちょっと気になったのはデバイスデー、ゲームを持っていらっしやいと。いいですよ、きょうは。そのかわり使い方を教えますよ、1日の。こういう使い方、これ以上こうしたらだめですよという教育に入っていくらしいです。そういうデーを設けた場合はね。

ですから、子供たちが当たり前になっているんですね。パソコン、ネット、それでスマホ、ゲームというのは当たりの社会にいますよと。その当たりの社会にいるからこそ教育し

ましよう。受け入れましよう。持っていらっしやいと、その日は。好きにきなさいと。だけど、こういう使い方はだめだよということをやっているみたいですね。

それと、放課後もおもしろいのは、ロボットクラブデー、プログラミングの日、これは専門の人が来て、放課後この人が教えてくれるらしいです。ロボットの組み立てとか組織とかそういうのを、それでプログラミングも。これはボランティアらしいですけどもね。

そういうこともやられているもので、アメリカのほうは多民族ですから。日本とはちょっと感覚が違ふと思いますけれども、それも受け入れる時代が来ましたよね。蟹江町も外国人の方がいっぱい来ています。ですから、そういう時代に入ってきているということで。これはちょっと余談としてね。

一番気になったのが、このデバイスデーですね。ゲームを学校に持ってきてもいいよ。スマホもいいですよ。それで自分のタブレットもいいよ。それで、そこで先生が持ってきたときに、けどこういうときはこうだよ、だめだよ、1日に何時間だよというのを指導してくれる。これはこれでおもしろいなと思ひましてね、持っているのが当たり前の社会ですから。それを持ち込むなという教育はもうこれから間違っていますからね。持ってきて当たり前の時代になりますから。ただし、この日は持ってきていいよという日をつくったらしいということをやっているんです。それが100%正しいかどうか分からないですけども、それもあつかなかつというのでご紹介申し上げました。

次に入ります。

これは少し学童保育のほうにかかわりますけれども、また経費の話になりますけれども。

学童保育は、仕事と子育ての両立を国が挙げて課題とする中で、特に保育所を利用していた家庭にとっては小学校に入学しても保護者が安心して就労、介護、病氣治療等を継続する上で不可欠の制度であります。

また、母親等が小学校入学を機に職場復帰を希望するケースもふえております。蟹江町では6年生までの学童保育が始まりました。ありがとうございます。それはご苦労されてやられたことと思ひております。

ただ、そこから学童保育は、まず1人月7,000円ですね、通期で行かれる方は。そうしますと、1年間8万4,000円ですね。これが春夏、冬休み等々をご利用されたら最大9万8,000円ぐらいになりますね。1人のお子さんに。これが6年生まで預かっていただけになったものでありがたいんですけども、次に起こつたことは、同じ小学校に2人、3人というお子さんが通われるようになりました。それで学童に行かれます。お兄ちゃんが行つていると同じように行つたり、お姉ちゃんが行つていると同じように行つたりされるようになります。そうしますと、通期で8万4,000円で行かれているところは、16万8,000円ですね。一生懸命お母さんが働いた一月分は飛んでいきますね、一月分以上の。これは真水ですから、税抜きのあれですからね。そういうことが起こつてきておりますので、出費の拡大が義務教

育時代にも起こってきていると。

先ほど申し上げた学校の先生の働き方改革もあるんだけど、ですので国が女性活躍の場とかいうことで働き方改革、どんどんどん進めております。人手不足とかいう等々で、ですけど、こういう現実が起こってくると、何をやっているかわからないからという話が出てきておりますね。ですから、行政の方にちょっとお助け願えるようなことはできないかと、2人目、3人目になりますと。そういう話ですので、何かありますか。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました学童保育所を兄弟利用すると出費がふえるのではないかとこのところのご答弁をさせていただきます。

現在の学童保育所の利用料につきましては、ひとり親世帯及び生活保護世帯のみ減免の対象とさせていただいているところでございます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、平成30年度から6年生まで受け入れることになりましたので、ご兄弟で学童保育を利用するという世帯が増加しているという事実も確認はさせていただきます。ただ、次年度につきましても現状の利用料から変更する予定は現段階ではございません。

また、今後につきましても、学童保育を利用する人数及び学童保育に係る経費、また補助金などを照らし合わせながら検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

学童保育の2人、3人になりますと本当に大変ですから。そういう経費の半額とか2人目から半額とか、いろいろなことを保育園とかやっつけられましたよね。何かそういう適用をしていただく時代になったかなと、また、これが所得が伸びない時代にまいましたもので、どうしても。そのときにやはりこれだけの費用が出ていくというと、そうしますと、考えられるのが、また違うシステムを考えにやいかんですわな。学童じゃないシステムね。

以前も議員さんからよくお話出ていたと思いますけれども。それはあえてきょうは申し上げませんが、そういうシステムも必要な時代が来ますかなということで、なるべく少しは補助が出るような形を考えていただきたい。やはり子育てがいい町というのはいいと思いますので。

その次に入ります。

先ほど、部活はとかもうなくなったということで、ちょっとお話を、出費の話が続きましたもので、それは夜間で出費がなくなって、共働きの家庭ですと、どうしても昼間習い事はさせられない。そうすると、普通、お母さんが待っていただける家庭でしたら、3時か3時半ごろには子供たちは帰ってくると。それから塾に行かせましようとかいうことはできるんだけど、共働きではやはりお母さんが早くても6時から6時半に帰ってこられると。

そうすると、そこから塾に行かすとなると、これが子供にとって本当に教育にいいのかなということもありまして、また、学校の授業として授業改革で子供たちが自分で学び方を考える教育、これ主権者教育の一環だと思えますけれども、そういうのも入ってきますけれども、これはまた家庭でなかなかこの主権者教育というのはどういう教育をしていったらいいんだろうと、こういうこともちょっとお尋ねになった人がいますもので、ちょっとお答え願えますか。すみません。

○教育長 石垣武雄君

先ほどからお話ししておりますように、新しい学習指導要領では、子供たちが将来自分の人生を切り開いていく上で何が大事かということ、生きる力を身につけることが必要だと。これが根本にあります。

今までの教育をちょっと振り返ってみますと、今も変わってきてつつやっておりますけれども、知識を覚えることに重きが置かれていました。しかしながら、これからの教育は知識を活用することに焦点が当てられるということ。そして、今までは先生の言われたとおりに勉強していればよいという面が少なからずありましたが、これからの時代を生きていくためには、やはり自分からということ、主体的とか対話的な深い学びが大事だということ、今出されております。

つまり、今度は知識じゃなくて、先生がその全て、これもまた順番どおりに教えていくんじゃないくて、子供たちに合った学び方の方法を先生が支援をしていくと。そのあたりがなかなか難しいわけですが、実際に親御さんもそういうふうに変わってどうしようということでもありますけれども、各家庭においてもしあった場合は、簡単に最後の答えを教えるんじゃないくて、考えさせることが重要ということで対応をお願いしたいなということをおもっております。

そのためにどうするとか、だからとか、あるいはどうしたいというようなことも投げかけをしていただきながら、学校のほうもそのような形でこれから取り組んでいきますので、ものすごく難しいというふうじゃなくて、それなりにちょっとスタンスを変えるということでご理解いただけたらと思います。

○6番 戸谷裕治君

また、ちょっとアメリカの子供の話になりますけれども、日本へ帰ってきて学校に一月ぐらい行くことになって、すぐ行かなくなりました。なぜ行かなくなったかということ、日本の子供たちはいじめが陰湿だと。アメリカの子供は、こうやっておまえをいじめてやると来ると。そこで意見の闘わせ合い、ディベートがあると。これがやはり違いだ。片やこそこそこっこのほうで集まって無視したり、そういうことがあったと。それで2週間で、ああそんな学校はやめろということで、親御さんもやめさせて別の学校に行かせたという話で、そういうことが起こってきていると。ですから、そういうことも含めて教育ですから、そういう

ことがないように、そういう主権者教育とか入りますと、そういうことがだんだん、やはりディベートとかそういう個人の意見の闘わせ合いはあっても、感情の闘わせ合いは少ないよと。それで、意見で、ああそうかということがあるということは、子供が言っていましたね、それは。それは大人もまねしないといかんわね、そういうことを。これは余談です。

最後になります。

先日来ちょっとご相談に上がっている買い物難民の話です。この買い物難民というのは、まず蟹江小学校区で文房具が買えない、ノートが買えない、そういう状態に入っていました。

子供は1人で学校区以外のところに出たらだめだよという、一応学校指導がありますね。そうしますと、蟹江小学校区からはヨシヅヤに行けないです、1人で。それで、子供さんというのは、どうしても仕方ないね、ぎりぎりにならないとノートを忘れたとかなくなったとか、なかなか言わないもので。そのときにお願いしたのは、小学校区に文房具屋さんがなくなっちゃったもので、もうこれは物理的なもので、子供たちのせいでも何でもないので、そうしますと、これは学校対応でノートぐらいは1、2年生用、3、4年生用、5、6年生用のノートぐらいは置いていただいて、子供が買えるようにしていただかないと、どこへ買いに行くんだという話になっておりますね。

それは何とか対応できませんかと。ノートぐらいの話ですから、どうしてもその日に、これは蟹江小学校だけに限られたことじゃなしに、本屋さんは蟹江町になりましたからね、全部。ですから、そういう買い物難民、それもお父さん、お母さんがやはり6時、7時に帰ってこられて、それからノートがないと言われても、そんな、あした学校で買えばいいじゃないかという話になるんですけれども、明るく日が仕事が入っている親御さんだったら、それ時間を割いて行くのは難しいもので、また夜になっちゃうと、そういう繰り返しになっちゃうもんで、子供がノートがなくなったときぐらいは、学校でうまく手配できるようにしてやってほしいなと思っております。それで、ちょっとそういうことができないかご質問申し上げます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

町内の各小学校におきましては、新学期に教科書を配布する際に、各教科に合ったノートを配布し紹介しております。これらのノートは、最初業者から学年費などで購入され、以後は配布されたノートを参考にして、同じもの、もしくは同様なものを個人で購入していただいているところであります。

ご質問にありました学期途中のノートなどの補充について、学校で購入できないかにつきましては、文房具の専門店ではありませんが、同じ蟹江町の学区内にスーパーなどの文具用品売り場で取り扱っておりますので、小学校で使用するノートなどがありますので、そちら

をまずは利用していただきたいと考えております。

なお、学校でのノートの販売につきましては、学校とも相談しながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

今回、新しい学習要領で消費者教育って始まりますよね。消費者教育というのをそういうのを教育に入れておきながら、子供が1人でお金を持って物を買うに行くのはだめだというような教育になるわけ、そうすると。

蟹江町の、我々蟹江小学校区になしになるんですよ、買いに行けるスーパー。ないんですよ。文具はないの。それで困っているわけですよ。

ちょっと待ってください。

ヨシヅヤ行けばある。そっちのピアゴ行けばある。だけど小学校区にはないんです。では、その生徒が、5、6年生の子がどこに買いに行けばいいの。小学校区から出たらだめなんですよ、指導として。それをお話ししているの。

○教育長 石垣武雄君

今、次長が申し上げて、学区内のスーパー等というようなお話をされたんですけども、実は、私も全然、例えばJRの北側にある大きいスーパー、あのスーパーというか、あそこはそろえております。

今、戸谷議員が言われた学区内、蟹江小学校区内ということで、実はちょっとリサーチをしたところ、目の前のスーパー、北側の。名前を個人名を出せんでいいですかね。

○6番 戸谷裕治君

オークワ。Yストアに置いてある。

○教育長 石垣武雄君

置いてあった。

○6番 戸谷裕治君

本当。

○教育長 石垣武雄君

そんで、もう一つ、旧ヨシヅヤの2階にダイソーだったか、あそこにあった。それから、オークワは少なかったですが、薬屋さんみたいなところがありました。これは国語の10マス、あるいは12マスというように低・中・高、それで連絡帳とか漢字ノートも置いてありましたので、まずは、その時間が遅いと行けませんし、あれですけども、買い物はまずそういうことで何とかやっていただいて、学校は学校でまたお話ししていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○6番 戸谷裕治君

それは私もこう、ちょっと調べ間違いでそういうところに置いてあったということで、それはほとんど網羅されているんだよね、そうすると。小学校で使うノートぐらいは。

○教育長 石垣武雄君

そうです。

○6番 戸谷裕治君

そうですか。それだったら私の認識間違いということ。

ですけれども、これも親御さんからそういうことを言われて、子供が3人も4人もいるとどうしてもついていけないと、そのときに子供がお金を持っていくということで、消費者教育ですから、これは可能性として許し……、この間相談したときには、子供にお金を持たすのはどうのこうのとおっしゃったもので、それは仕方ないわなと思っております。

認識を間違っていたらごめんなさいということで、そういうところがあるということでお調べいただいて、そのまま私の尋ねてきた人にはそういうお答えを差し上げますので、よろしく願い申し上げます。

最後になりますけれども、これは町長にお願いしたいんですけれども、これはお願いですからね。

人口減少時代になりまして、少しでも若い人たちに住み、暮らし、そして明るい町、子供たちに公平な教育場がある町、義務教育期間は男性、女性に限らず安心して働ける町を望んでおります。そういうまちづくりをしていただきたい。それで、子供たちがやはり明るく元気に、そして費用の面でも蟹江町さんはいいよという、また住む人もふえるかなと思しますので、そういう教育の公平性とかを感じる、そして、人が、若者たちが安心して働けるまちづくりをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

認識の違いはまことに申し訳ございません。

○議長 安藤洋一君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

質問7番 板倉浩幸君の1問目、「加齢性難聴に係る補聴器購入助成の創設を！」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は、1問目として、「加齢性難聴に係る補聴器購入助成の創設を！」と題して伺っていきます。

年を取ると耳が遠くなるのは仕方がないと私は考えていました。しかし、今加齢により耳が遠くなる、いわゆる加齢性難聴が日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコ

コミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されるようになってきました。

耳が遠いことは目に見えない障害です。軽く考えがちですが、難聴への対応を個人任せにせず、社会的に取り組むことが必要になってきたのではないのでしょうか。

そこで、私は身近にいる人たちに日常生活で聞こえにくく困った経験はないかと聞いてみました。

70代後半の男性は、聞こえづらいつい自覚はなかったが、先日ある講演を聞きに行ったとき、よく聞こえなくて隣に座っている妻に聞いたら、ちゃんと聞こえたよと、ショックを受けたと言っています。また、80代の男性は、電話をかけると相手の声が聞こえなくて、言うことがわからないので電話をかけることが嫌になった。

60代の女性は、聞き間違いで相手の話を誤解してしまいます、誤解したくないので話をしたくないと、難聴は本人だけの問題ではなく、家族や周囲とのコミュニケーションの大きな支障を来します。

改めて聞いてみると、不便な思いをしている人がたくさんいることがわかりました。しかし、話を聞いた人たちは、誰もが補聴器をつけていませんでした。補聴器は片耳で数万円、50万円もするものもあるということもお話をすると、高くて買えないね、そうおっしゃっておりました。

難聴は高齢者にとって最も一般的な身体機能の低下の一つです。難聴者は日本では65歳以上約1,500万人とも推計されています。また、日常生活に支障を来す程度とされる難聴者は70代の男性で5、6人に1人、女性で10人に1人程度の調査結果が報告されています。

2017年に開かれた認知症予防の国際会議、アルツハイマー病協会国際会議ですが、認知症の修正可能な9つのリスクの要因の一つに、難聴が上げられ、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱病や認知症につながることも指摘されています。

このように難聴は、認知症の最大の危険因子と国際会議で発表され、補聴器が必要な難聴者も今後先ほど申したように10年間で1,400万人から1,600万人になるとも言われております。

難聴の問題は、あなた自身の、そして父、母、おじいちゃん、おばあちゃんのかかわりも誰もが考えないといけない問題になっています。

加齢性の難聴について、年のせいだと片づけるのではなく、介護予防の観点からも必要な対策をとるべきではないのでしょうか。

そこでお聞きをいたします。

加齢性難聴が認知症の重大な危険因子と認識をお持ちでしょうか。加齢性難聴についての基本的な認識をお答えください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員のほうも述べられましたように、2017年に開かれました認知症予防の国際会議において認知症の修正可能な9つのリスク要因の一つに難聴が上げられ、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが原因で、脳の機能低下につながり鬱病や認知症につながるとの指摘がございましたので、私たちもそのような認識をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、加齢性難聴が認知症の重大な危険因子となると認識しているのでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

そのように認識をしております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、今の危険因子ということの認識は持っているということで、次に難聴の改善に力を発揮するのがやはり補聴器ですが、日本ではあまり普及しておりません。その理由は主に2つあります。

補聴器の購入価格が高いこと、そして高度、重度の難聴障害の方しか公的支援の対象となっていないことです。そこで、現行の公的支援の助成制度ですが、この公的支援の助成制度についてお聞きをしていきます。

補聴器購入に対する公的助成制度は、現在どのようになっているのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

では、保険医療課のほうからお答えさせていただきます。

高齢者の方が関係いたします公的助成制度についてでございますけれども、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、障害者総合支援法に定める補装具支給制度を利用いたしまして、購入費用の一部を補助してございます。聴覚障害6級以上の方が対象で、両耳の聴力レベル70デシベル以上の方、もしくは片側の耳の聴力レベル90デシベル以上で、かつもう片側の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方が対象となります。

原則1割負担ですけれども、所得に応じて負担額が設定されております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、現状、障害者手帳を持っている人が限られています。

答弁あったように、補聴器購入に公的補助が受けられるのか、両耳とも平均70デシベル以上しか聞き取れない場合と語音明瞭度が50%以下の場合と限定的だと思います。一部の自治体では、この公費の補助制度が導入されていますが、所得条件などもあります。先ほどの答

弁あったように、聴覚障害者のみ適用をされ、認定で70デシベル以上に助成がされますが、この70デシベル以上とはどのような状態なのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

両耳で70デシベル以上の方が聴覚障害の手帳の対象になるところでございますけれども、その70デシベル以上の方というのは、40センチ以上離れるとその会話が理解できないレベルで、高度な難聴の方というふうに定義づけられております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。70デシベル以上というと、もう掃除機の音ぐらいが具体的な例なんですよ。あと40センチというと、もう身近でしか聞けないのが、本当に40センチというと本当に近くでしゃべっても聞こえないような程度で70デシベルと今現状なっています。

そこで、もう少し伺っていくんですが、生活の状態に応じて個人差いろいろあります。平均50デシベル以上しか聞き取れない方は、補聴器の使用を勧められますとも耳鼻咽喉科の医師もおっしゃっています。

ちなみにWHO世界保健機構ですが、ここは何デシベル以上の補聴器をつけることが推奨されているのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

WHOが推奨いたしておりますのは、40デシベル以上の方に補聴器を推奨してございます。以上です。

○2番 板倉浩幸君

この場合にも、40デシベルぐらい、40デシベルというと図書館の物音ぐらいで、これぐらいでWHOは推奨をしております。

難聴になった人とのコミュニケーションを円滑にするために、補聴器を活用する必要があります。しかし、一般的に先ほど言いましたように片耳で3万円から20万円と高く、一人ひとり丁寧に調整をする仕組みが現在日本では整っていないため、よくつけている人が、ガーガーうるさいばかりで聞きづらい、頭が痛くなるなど補聴器に不満を持つ人は少なくありません。

加齢性難聴が現在約1,000万人いるにもかかわらず、補聴器の販売台数は年間40万台ほど。補聴器を使っている割合が1割で、欧米諸国よりかなり低くなっています。ヨーロッパと比べて購入に対する公的補助の仕組みが十分整っていないことも、補聴器の使用が広がらない一因であります。ヨーロッパなどでは手厚い公的補助があり、国家資格を持つ聴覚の専門家や医師が補聴器を調整いたします。このようにグラフでも日本では14.4%、特にイギリス、フランス、ドイツ、ここではもう40%前後の高い水準となっております。

一人一人の難聴に合った補聴器は調整が必要で、今補聴器の価格は先ほど言ったように3

万円ぐらいからで、高価なものを調べると50万円を超えるものもあります。保険適用でないため、全額自費負担となります。高度、重度の難聴者は障害者福祉の補装具として1割負担で購入できますが、中等度、軽度の支援はほとんどありません。

欧米諸国での補聴器の普及率が高いのは、購入への助成制度や保険適用が整備されているからです。

そこで、初めにお聞きをいたします。

加齢性難聴の方、中でも日常生活に支障を来す中等度の難聴の方は、町内でどのぐらいいるのか把握をしていますでしょうか。

それと、加齢性難聴は身体障害者手帳の交付とされておりませんので、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者は何人かお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

中等度の難聴の方に人数につきましては、申し訳ございませんけれども、調査する機会がございませんので把握しておりません。

聴覚障害での身体障害者手帳交付者件数につきましては、この11月末現在で71名、内訳といたしましては2級の方が17名、3級の方が8名、4級の方が14名、6級の方が32名となっております。ちなみに聴覚障害での1級及び5級というのは設定がございませんので対象がございません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。手帳を持っている人は交付しているから把握ができるんですけども、中等度の方の把握はやはりちょっと難しい面があると思います。

前の質問の答弁にあったようにWHOでは、日常生活に支障を来す中等度の難聴、41デシベル以上を装着基準としています。早目の段階から補聴器を使うことでコミュニケーションを支え、脳への刺激を維持することが可能となります。加齢に伴うほかの障害、疾病に対する公的支援、これは今は白内障では眼内レンズが保険適用になりました。入れ歯にも保険が適用されます。介護保険では、足腰が不自由な状態になると、歩行器、歩行補助つえなどが1割負担が給付をされます。補聴器だけがなぜか重度の難聴者以外は全額自己負担なのです。

幾つかの自治体では、日常生活に支障を来す程度の難聴者に対して補聴器購入補助制度を既に設けております。

ここで少しご紹介をいたします。

東京都江東区では、所得制限はありますが、65歳以上の方に補聴器を支給し、自己負担はありません。新宿区では、所得制限はなく、70歳以上の方を対象に自己負担2,000円で補聴器を支給します。千代田区では所得制限がありますが、年齢制限などなしに自己負担1割、つまり補聴器購入の9割助成を行っております。この補助を行っている自治体は、どこでも

耳鼻咽喉科の医師の意見書、また検査結果の提供が義務づけられています。

補聴器の給付など、加齢性難聴への支援については、そもそも国による公的支援を設けることが本来必要だと思います。しかし、国の施策を待つだけでなく、高齢者の社会参加を促進し、蟹江町でも介護予防に力を入れる方針を持っております。幾つかの自治体が行っているように、独自の支援策を設けるべきではないでしょうか。

そこで伺っていきます。

認知症予防を始め、介護予防のために高齢者の生活を支援し、社会参加を促進する補聴器購入助成を中等度の難聴者に対して行う考えはありませんか。お答えをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

では、ご質問にお答えさせていただきます。

高齢者の認知症予防及び介護予防のための補聴器購入費用の助成する計画はございませんが、既に補聴器購入助成制度を導入している自治体の状況を分析し、今後の参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

十分に参考にしていただければいいですが、そこで、今結果、これからもう一つ詳しく聞いていきますけれども、認知症と加齢性難聴の関係がクローズアップされるようになったのは確かに最近であります。しかし、2015年には認知症対策を重点課題とした国家戦略、新オレンジプランが策定をされ、難聴が危険因子の一つにも位置づけられています。この点については、先ほど答弁があったように、町においても危険因子の一つと認識していると答弁をもらっております。では、どのような対応をしているのか。

ある80代のご夫婦はテレビのボリュームが大き過ぎてインターホンの音が聞こえず、訪問者が来たことがわからないので、みんな諦めて帰っております。こんな出来事は皆さんの周りにも幾らでもあると思います。日常生活に支障を来す程度と言われる難聴者が70代の男性で5、6人に1人、女性で10人に1人程度という先ほど話した調査結果を蟹江町に当てはめると、男性で約390人、女性で250人、合計640人です。身体障害者手帳を持っている、これちょっと先ほど答弁71人とあったんですけれども、ちょっと年齢が子供の場合もいるから、ざっとは言えないんですけれども、この70人をざくっと引いても、約570人前後の方が日常生活に不便を感じていることとなります。

1990年から補聴器助成を行っている東京の江東区では、耳が不自由な高齢者の方へと家庭及び地域社会と高齢福祉の向上を図ることが目的であり、福祉施策として行われています。豊島区では、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を支援し、高齢者の健康増進、認知症予防に資することを目的に高齢者の補聴器補助を行っています。

補聴器の補助の目的は、認知症対策だけではありません。何より困っている高齢者を支援するためであります。そこで伺っていきます。

補聴器助成が高齢者の社会参加、交流促進で健康増進、また介護予防になると考えませんか。お聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

補聴器の購入が加齢性難聴ですとか介護予防、社会参加促進などに資するという認識は持っておりますので、一定の効果があるというふうには考えております。ただ、補聴器購入の補助に限定せず、さまざまな認知症予防対策ですとか介護予防、健康増進、多様な施策を交えながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

介護予防に一つのことに限るんじゃなくて、補聴器補助も一つの介護予防として取り入れてみてはどうかということなんです。それだけに絞ってどうのこうのじゃなくてということなんです。

じゃ、この問題についてはちょっと部長にもお聞きをいたします。

最後に、この社会参加促進、健康増進の問題は町長にも少し最後に聞いていきたいと思いますが、まず、高齢者の難聴について手帳を交付するような重度になるまで何も対応しないのか。聞こえづらくなってきた段階での補聴器の補助、購入補助など早目の支援が高齢者の社会参加や交流促進で健康増進や介護予防になると、私は考えておりますが部長としてどのように考えているのかお聞かせをください。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

高齢者の方々につきましては、今議員まさしくおっしゃいましたように、生活の質を向上させつつ健康寿命の延伸化を図る必要があると考えております。

私どもといたしましても、先ほどまさしく議員がおっしゃいましたように、補聴器補助だけでなく、認知症予防の観点からして、いろいろな面から補助や必要なものを考えていきたいと考えております。

今現在、日本は世界最高の長寿国ではございますけれども、健康寿命はその平均寿命の下に、かなり下のところがございます。健康寿命の延伸化を図る上で、確かに補聴器の補助は優先性の高い課題であるということは十分に認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、今国が進めている研究があるんですよ。それもちょっと紹介したいと思うんですが、補聴器と認知症との関係は、確かに現在国でも研究の段階です。国の研究も昨年から

始まったばかりであります。このテーマ、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知症機能低下予防の効果の検証、これなんです。そこで、国自体も新しい課題として、研究して前向きに取り組んでいます。そうやってみると、先ほどの部長の答弁でもそうですけれども、ちょっと何か若干もうちょっと国より後ろ向きかなと。そこで聞いていきたいんですけども、この補聴器を用いた先ほど話した聴覚障害の補正による認知症機能低下予防の効果の検証、これについては、多分わかっていると思うんですけども、どのように考えているのかお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

先ほど議員が述べられました研究についてですが、国が2018年度から3カ年計画で聴覚障害の補正による認知症機能低下の予防効果を検証する研究を進めておりますが、蟹江町としても国の研究成果の動向を注視しながら、認知症予防を始めとした介護予防の参考にしたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国の動向も注視することも十分必要です。前向きに認知症の機能の予防を検証、補聴器でできないかという今回の検証であります。難聴に苦しむ高齢者の実態をよく見てください。補聴器を上手に利用できれば高齢者の生活は変わります。これが実感だと思います。

それでは、町長にも伺っていきたくと思います。

「加齢性難聴に係る補聴器の購入助成の創設を」として、今伺ってきました。部長にも聞いたのですが、認知症予防を始め介護予防のために、高齢者の社会参加を促進する補聴器購入助成や補聴器助成が高齢者の健康増進、また介護予防になると思いますが、町長の考えをお聞かせください。ちなみに、設楽町、今蟹江町と協定を結んでいる設楽町、これが今ちょっと大分前向きになって、加齢性難聴、補聴器の補助を進めるような話を伺っております。設楽町、これにちょっと追加で申し上げますと、国保について、いろいろ僕も質問しております。子供の均等割の廃止、これについても設楽町は子供の均等割を2分の1軽減すると。これはもうこの12月議会で多分可決すると思います。そういう意味で、やっている自治体もありますので、十分その点も踏まえて町長の答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど来、うちの担当も申し上げましたとおり、別にそれは重複してお話しすることではありませんけれども、認知症予防のいわゆる予防効果の一つとして、やはり補聴器があればというそのことについては決して否定するものではありません。国の機関としても今そういう検証が行われるということも私も聞いてございます。現在も障害者手帳をお持ちの方には、実際ご存じだと思いますけれども、補聴器の補助は出させていただきます。

これは笑い話ではあります。別に愚弄して言っているわけではありません。耳の遠い方というのは、長生きされますよねと、昔そんな話がありましたよね。じゃ、どうして耳の遠い方というのは長生きするんですか、余分なことが耳に入らんからだという、それは一つの笑い話ではありますけれども、実際、交通事故に遭われる方、難聴の方結構多いんですよ。そういう意味でいけば、確かにデシベルの難しいことは僕はわかりませんが、ある程度の聴力の回復がないと、1人で例えば買い物に行ったときにクラクションの音が聞こえなかった、それによって事故に巻き込まれてしまったという症例はたくさんあるということは聞いてございます。ですから、認知症予防ということではなくて、長寿社会に至って、その蟹江町としての一つの施策としてのアイテムであることは、今現在事実であります。ただ、しっかりと僕は検証しながらやっていきたいと思っておりますとともに、設楽町さんどうしてそういうことをやっているのか、ちょっと聞きたいと思っております。

あと、国保の均等割については、多分少子化対策というも、ちょっとまた違う観点で横山町長さんがやってみえると思っておりますので、一度しっかりお話を聞き、また議員にもお話をちょっとしたいなと思っておりますので、ここでは今すぐどうだということについては、差し控えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

ぜひ補聴器の助成、設楽町、聞きやすいと思っておりますので前向きに、どんな感じで進めるのか、国保の子供の均等割、確かに少子化対策で導入するみたいです。

十分やっていただきたいと思います。

ここで少し紹介いたしますけれども、厚生労働省の国会答弁を紹介しますと、難聴が認知症の危険因子である可能性が指摘されておりますことから、先ほど言った補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知症機能低下予防の効果を検証するための研究を日本医療研究開発機構におきまして2018年から開始したところでございます。このような研究について、引き続き推進してまいりたいという、国会での答弁であります。国もこのようなことから、補聴器の役割に注目をしています。

蟹江町としても、国の動向、先ほど答弁あった、注視しながらということも言っておりますので、国の動向を注視しながら、苦しんでいる町民の実情、困っている声やまた耳鼻咽喉科の医師、補聴器販売店などからも少し話を聞いていただきたいと思います。

高齢化が進む中、多くの高齢者の生活を支えるために、そして高齢者がもっと社会の中で活躍できるよう、なかなか目に見えない課題だと思っております。

聞こえの問題、補聴器の助成についてしっかり検討していただきますよう要望して質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

お諮りします。

板倉浩幸君の2問目はあすに回し、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。
本日はこれにて延会します。

(午後4時41分)